

平成 26 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

平成26年12月 2 日 開会

平成26年12月16日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成26年第4回美浜町議会定例会会議録目次

12月2日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
承認第6号から議案第53号まで14件一括提案説明	3
散会	7

12月4日（木曜日）第2号

議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
開議の宣告	10
町政に対する一般質問	10
○7番 野田増男君	10
1 漁業振興策について。	
(1) アサリ減少、また稚貝の繁殖状況も悪く27年度西海岸での潮干狩りが休止となったが、町は、この状況をどう考えているか。	
(2) 海苔スキ、地引き網体験など行われているようだが、その結果と、27年度の計画を伺いたい。また、地元児童たちも参加しているのか。	
(3) 来春富具崎港での地魚販売を計画しているようだが、町として、どのような支援・協力ができるか伺いたい。	
○5番 山本辰見君	16
1 公共下水道事業の抱える問題について。	
(1) 23年度から25年度で、どのような進展があって環境が整ったとしたのか。	
(2) 加入率80%としているが、整備が終わっている市町村でもここまで進んでいる自治体の方が少ない。美浜町の見通しはどうか。この試算で大丈夫か。	
(3) 人口減少問題、特に高齢者だけの世帯の現状と見通しをどのようにとらえているか。	
(4) 現在の合併処理浄化槽の現状と、当局が検討している最終接続が可能となる段階での合併処理浄化槽の見通しをどのように持っているか。	

- (5) 対象外地域が、将来公共下水道に接続するとした場合、市街化区域（都市計画税を負担している）の皆さんとのギャップをどのように対応するつもりか。
- (6) 工事費が安くなっても町民の負担が大きすぎないか。
- 2 番 中川博夫君 …………… 2 6
- 1 旧道の隅切り及び拡幅について。
- (1) これまでどのような対応をしてきたのか。
- (2) 拡幅計画を作り進めていってはどうか。
- 2 食と健康の館について。
- (1) 新年度より運営に関し変更はあるか。あればその内容は。
- (2) 館内の土産物出品について検品はどのようになっているか。
- (3) 新設した倉庫は無駄だと思うが、費用はどの程度かかったか。
- (4) 食と健康の館通信に対し、町はどのようにかかわっているか。
- 3 国道247号、山王川上流部人道橋について。
- 6 番 鈴木美代子君 …………… 3 3
- 1 同報無線が聞こえないという声があるがどうするのか。
- 2 新江川の河和橋について。
- (1) 将来的に全面改修する計画はあるか。
- (2) 築何年で、耐震はしてあるか。
- (3) 今の工事は何をしているのか。
- 3 養鶏業者の問題について。
- (1) 鶏をくわえた野犬が目撃され、PTA関係者が町に陳情したが、町としてどんな指導をしたか。
- (2) 子ども達の安全対策をどのように考えているか。
- (3) 糞尿を野積みにし、雨でたれてきたので埋めたと聞いているが、町当局は告発で初めて知ったのか。また、指導はしたか。
- 4 廃プラスチックの回収について。
- 5 大川の草刈りについて。
- 4 番 千賀荘之助君 …………… 4 1
- 1 美浜町行政に求められている課題は。
- (1) 財政運営の課題は。
- (2) 地域づくりの課題は。
- (3) 農林、漁業の課題は。
- (4) 社会福祉の課題は。
- (5) 高齢化社会と各医療の課題は。
- 8 番 森川元晴君 …………… 4 9
- 1 美浜町総合公園整備事業について問う。
- (1) この事業の目的は何か。町民は望んでいると思うか。また、町民はこの事業のことを知っているのか。

- (2) 「町民の森」、今整備している「遊歩道」と利用者数をどのように見込んでいるか。
また、「町民の森」の利用状況は。
- (3) 町内外利用者数をどの様に見込んでいるのか。
- (4) 財政的に維持・管理はどのような考えを持ち、どの程度町の負担が増大するか。

2 過疎化が進み空き家等人口減少が進む地域について。

- (1) 過疎化、空き家等が進行している地域を把握しているか。また、そのような地域は近い将来どのようになっていると想像するか。
- (2) 定年後地域にリターン、また、新生活を始める若い世代が生活をしたいと思える地域整備とは。今何が必要と考えるか。

3 町道等、「交通」を妨げる樹木、竹林等について。

- (1) 人・車両等が「町道」にはみ出した樹木、竹等に接触して賠償を求められた時、町としてどの様な対応をするか。
- (2) 地主にどの様な指導をしているか。

散 会 5 7

12月5日（金曜日）第3号

議事日程 5 9

会議に付した事件 5 9

会議に出欠席した議員 5 9

説明のため出席した者の職、氏名 5 9

職務のため出席した者の職、氏名 5 9

開議の宣告 6 0

町政に対する一般質問 6 0

○9番 杉浦 剛君 6 0

1 水道インフラシステムについて。

- (1) 水道管の現状はどうなっているか。
- (2) 耐用年数を過ぎた老朽管の一部はすでに着手していると思うが、これからの整備計画は。
- (3) 整備計画に伴う水道料金の値上げ等、住民負担をどの様に考えているか。

2 空き家対策について。

- (1) 空き家対策特別措置法が決まり、各自治体に早急な対応を求めている。この法のポイントは何か。
- (2) 今後美浜町はどの様にしていくのか。

○10番 山本和久君 6 9

1 ふるさと納税制度の取り組みについて。

- (1) 現状はどの様になっているか。また、具体的な納税額とお礼の品は何か。
- (2) お礼の品として、新たな特産品の開発等で、商工会・農協・漁協等と話はしているか。
- (3) 今後、この制度をどのように利用し、発展させていく考えか。

2 知多厚生病院による感染症患者の受け入れ体制について。

(1) 知多厚生病院に収容される感染症は何か。

(2) 医療機関における二次感染が心配されるが、ウイルス防護服をはじめハード、ソフト両面での対応策は講じているか。

(3) 地元住民まで汚染された場合を考えた訓練等をしているか。

○3番 石田秀夫君 7 6

1 公共下水道について。

散 会 8 2

12月9日（火曜日）第4号

議事日程 8 3

会議に付した事件 8 3

会議に出欠席した議員 8 3

説明のため出席した者の職、氏名 8 3

職務のため出席した者の職、氏名 8 4

開議の宣告 8 4

承認第6号（質疑・討論・採決） 8 4

承認第7号（質疑・討論・採決） 8 5

議案第42号（質疑・委員会付託） 8 7

議案第43号（質疑・委員会付託） 8 7

議案第44号（質疑・委員会付託） 8 7

議案第45号（質疑・委員会付託） 8 8

議案第46号（質疑・委員会付託） 8 8

議案第47号（質疑・委員会付託） 8 8

議案第48号（質疑・委員会付託） 8 8

議案第49号（質疑・委員会付託） 8 8

議案第50号（質疑・委員会付託） 9 0

議案第51号（質疑・委員会付託） 9 0

議案第52号（質疑・委員会付託） 9 0

議案第53号（質疑・委員会付託） 9 1

発議第10号から発議第11号まで2件一括（提案説明・質疑） 9 1

発議第12号（提案説明・質疑） 9 3

散 会 9 4

12月16日（火曜日）第5号

議事日程 9 5

会議に付した事件 9 5

会議に出欠席した議員 9 5

説明のため出席した者の職、氏名	9 6
職務のため出席した者の職、氏名	9 6
開議の宣告	9 6
議案第42号から議案第46号まで5件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 6
議案第47号から議案第48号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 9
議案第49号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 1
議案第50号から議案第51号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 2
議案第52号から議案第53号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 4
発議第10号（討論・採決）	1 0 5
発議第11号（討論・採決）	1 0 6
発議第12号（討論・採決）	1 0 7
議会閉会中の継続調査事件について	1 0 8
閉 会	1 0 9

平成26年12月2日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第1号）

平成26年12月2日（火曜日） 午後1時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第6号 専決処分事項の報告承認について

承認第7号 専決処分事項の報告承認について

議案第42号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 美浜町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第47号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第49号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

議案第50号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第52号 平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君

総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	秘書広報課長	谷川徳寿君
住民課長	西田林治君	福祉課長	沼田治義君
子育て支援課長	山下幸子君	健康推進課長	磯貝尚美君
環境保全課長	岩本健市君	土木課長	石川喜次君
都市計画課長	河村伸吉君	水道課長	齋藤功君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

〔午後1時00分 開会〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、こんにちは。

平成26年第4回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、本日12月2日は、衆議院議員選挙の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の公示でもありました。各有権者が、今回の解散、衆議院選の意味をどのように判断するかを問う選挙でもあります。大変重要な選挙でありますので、大切な1票を無駄にしないよう、12月14日の選挙日にはぜひ投票にお出かけくださるようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆様、こんにちは。

本日、平成26年第4回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

さて、くしくも一昨年の12月定例会開会日と同じく、本日、衆議院議員総選挙が公示され、14日の投票日まで熱い選挙戦が繰り広げられることとなりました。間もなく、二十四節気の1つ、大雪を迎え、暦の上では本格的な寒さが訪れる季節となりますが、問題山積の日本をどのように導くのか、この熱い戦いに、私たちは無関心ではいられないと思っております。

さて、私ども執行部はこの時期、来年度予算の編成作業を進めていますが、住みよい町、暮らしやすい町をつくることを第一の目標として取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、町行政に対して、御指導、御助言、そして、御支援、御協力くださいますよ

う改めてお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成26年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写し、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（磯部輝次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において7番 野田増男君、8番 森川元晴君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（磯部輝次君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間と決しました。

日程第3 承認第6号 専決処分事項の報告承認についてから

議案第53号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで14件一括提案説明

○議長（磯部輝次君）

日程第3、承認第6号、専決処分事項の報告承認についてから議案第53号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上14件を一括議題とします。

以上14件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

○町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、承認第6号、専決処分事項の報告承認についてを初めとして14件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、承認第6号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、台風被害による災害復旧のため、早急に予算を編成する必要が生じました。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月20日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

内容は、台風19号の影響により大量に漂着した流木及びごみ類を撤去する費用として304万6,000円を計上したものでございます。

その結果、平成26年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ304万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億1,507万5,000円とするものでございます。

次に、承認第7号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、去る11月21日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が、本日公示、来る14日投票の日程で行われることが政府により決定されております。これに伴いまして、選挙及び国民審査の執行に必要となる経費1,140万8,000円を内容とする予算の編成を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月21日付で専決処分により行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

その結果、平成26年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,140万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億2,648万3,000円とするものでございます。

次に、議案第42号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成26年8月7日付の人事院勧告に基づき、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、平成26年12月に支給する期末手当の支給月数を1.55月から1.70月に改め、年間の支給月数を3.10月に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものでございます。

次に、議案第43号、美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、前議案同様、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容及び施行日等につきましても、前議案と同様でございます。

次に、議案第44号、美浜町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、前2議案同様、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容及び施行日等につきましても、前2議案と同様でございます。

次に、議案第45号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、前段において、自動車通勤する職員の通勤手当額を引き上げる改正を、中段において、平成26年12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.675月から0.825月に改め、年間の期末・勤勉手当の総支給月数を3.95月分から4.10月分とし、後段において、勤勉手当の総支給限度額を計算する係数の改正及び給料月額を、平均0.3%、引き上げを行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、改正後の第21条第2項及び附則第23項の規定は平成26年12月1日から適用し、その他の規定は平成26年4月1日から適用するものでございます。

なお、国においては、今年度の人事院勧告に基づき、来年4月より特別職及び一般職の給料を平均2%減額する法改正が行われております。本町におきましても、美浜町特別職報酬等審議会の意見を伺い、特別職の報酬の改正を予定しております。また、一般職の給料につきましても、平均2%減額するように改正する関係条例をあわせて3月議会に上程する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第46号、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、その一部の規定が施行されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、関係法律の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日とし、平成26年12月1日から適用するものでございます。

次に、議案第47号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令が改正されることによる本条例の一部改正と、あわせて字句の訂正をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、出産育児一時金の額について、現行の39万円を40万4,000円に引き上げ、健康保険法施行令第36条の規定に準じて、加算する額を3万円から1万6,000円に引き下げるものでございます。

合計の給付額については、変更ございません。

なお、施行日につきましては、平成27年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令が改正され、国民健康保険の課税限度額が引き上げられたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第49号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、第1条において、歳入歳出それぞれ911万5,000円を追加し、補正後の予算総額を74億3,559万8,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、まず、各款にわたり、本年度の人事院勧告に基づく、特別職を含む職員給与の改定及び人事異動等による人件費の増減を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費では、財政管理費において、ふるさと寄附金をいただいた方への謝礼品である町特産品に係る費用の増を、財産管理費においては、昨今の人件費等高騰への対応及びPCB廃棄処理を翌年度に繰り越して実施するための費用の増減を、電子計算費においては、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料の確定及び中間サーバー負担金の確定による費用等の増減をそれぞれ計上いたしました。

また、2項徴税费では、賦課徴収費において、電算システム改修に要する費用を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費では、老人福祉費において、制度改正に伴うシステム改修経費分として、介護保険特別会計への繰り出しに要する費用を、障害者福祉費においては、障害福祉サービスの給付増に要する費用及び前年度障害者自立支援給付費負担金返還金の確定に伴う費用を、福祉医療費においては、保険診療に係る自己負担等を助成する福祉医療経費の増に要する費用を、国民健康保険費においては、制度改正による国民健康保険特別会計への繰出金の増による費用をそれぞれ計上いたしました。

4款衛生費では、1項保健衛生費の環境対策費において、合併処理浄化槽設置補助制度への申込者増に要する費用を、3項知多南部衛生組合分担金においては、前年度繰越金の確定による分担金の減をそれぞれ計上いたしました。

6款農林水産業費では、農地費において、農業集落家庭排水処理施設特別会計の補正に伴う繰出金の増に要する費用を計上いたしました。

9款消防費では、常備消防費において、前年度繰越金の確定、人事院勧告に基づく人件費の増減及び起債償還金利子の変更に伴う公債費の削減等による知多南部消防組合分担金の減を、災害対策費においては、防災会議委員として新たに2名の女性委員を委嘱する等、民間委員に対する報酬をそれぞれ計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費では、事務局費において、幼稚園就園奨励費補助申し込みの増に要する費用を計上いたしました。

また、2項小学校費では、学校管理費において、ふるさと寄附金による教育施設等の整備に要する費用を、教育振興費においては、来年度の教科書改訂に伴う小学校教科書等の購入費用をそれぞれ計上いたしました。

また、3項中学校費では、学校管理費において、事務員の負傷に対応する臨時職員に要する費用を、教育振興費においては、ふるさと寄附金による特別備品の購入に要する費用をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、12款分担金及び負担金において、衛生費負担金として、養育医療に係る負担分を計上いたしました。

14款国庫支出金、1項国庫負担金においては、民生費国庫負担金として、障害福祉サービスに係る障害者総合福祉事業費負担金を、衛生費国庫負担金として、養育医療に係る養育医療給付費負担金をそれぞれ計上いたしました。

また、2項国庫補助金においては、総務費国庫補助金として、補助金交付決定額の通知に基づく社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減及び交付限度額の決定通知に基づくがんばる地域交付金を、衛生費国庫補助金として、合併処理浄化槽設置推進に係る循環型社会形成推進交付金を、教育費国庫補助金として、幼稚園就園奨励に係る幼稚園就園奨励費補助金をそれぞれ計上いたしました。

15款県支出金、1項県費負担金においては、民生費県負担金として、障害福祉サービスに係る障害者総合福祉事業費負担金を、衛生費県負担金として、養育医療に係る養育医療給付費負担金をそれぞれ計上いたしました。

また、2項県補助金においては、民生費県補助金として、受給者の増等に係る福祉医療費補助金を、衛生費県補助金として、合併処理浄化槽推進に係る合併処理浄化槽設置費補助金をそれぞれ計上いたしました。

17款寄附金においては、一般寄附金としてふるさと納税寄附金申込者増に係る額を計上するとともに、教育費寄附金として、経団連会長、榊原定征様からの寄附金を、小学校費寄附金及び中学校費寄附金にそれぞれ計上いたしました。

また、本補正による剰余金により、18款財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

次に、議案第50号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ41万1,000円を増額し、補正後の予算総額を24億8,241万7,000円とするものでございます。

予算の内容でございますが、歳出につきましては、1款総務費において、出産育児一時金の改正に伴い、システム変更に係る経費41万1,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、9款繰入金において、一般会計からの事務費等繰入金に同額を計上いたしました。

次に、議案第51号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加し、補正後の予算総額を16億9,684万7,000円とするものでございます。

予算の内容でございますが、歳出につきましては、1款総務費において、本年6月に介護保険法が改正され、平成27年4月から介護保険システムの制度改正が行われることに伴い、本町の電算システムを改修する委託費を計上いたしました。

歳入につきましては、今回の補正による介護保険システム改修事業の財源として、国庫補助金及び繰入金を計上いたしました。

次に、議案第52号、平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ5万8,000円を増額し、補正後の予算総額を8,829万4,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳出においては、美浜町職員の給与に関する条例の一部改正に基づき人件費の所要額を増額計上し、歳入においては、一般会計繰入金を増額を計上いたしました。

次に、議案第53号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的支出におきまして、177万7,000円を増額するものでございます。

資本的支出におきましては、106万9,000円を増額するものでございます。

内容でございますが、美浜町職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動による人件費の所要額の増額を計上いたしました。

これにより、補正後の収益的支出は5億3,528万円となり、資本的支出は2億211万7,000円となるものでございます。

以上、提出案件14件について慎重に御審議いただき、全案お認めくださるよう重ねてお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす12月3日は休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、あす12月3日は休会することに決しました。

来る12月4日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

〔午後1時29分 散会〕

平成26年12月4日（木曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月4日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	西田林治君
福祉課長	沼田治義君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	磯貝尚美君	農業水産課長	永田哲弥君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	石川喜次君	都市計画課長	河村伸吉君
水道課長	齋藤功君	生涯学習課長	坂本順一君
学校給食センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

[午前 9 時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

師走に入り、急に西高東低の冬型気圧配置に冬本番の冷え込みが続いておる中、12月1日から交通安全県民運動に伴う街頭監視活動が、議員の皆様及び職員の皆様はもとより、各団体の関係者の皆様及び多くの住民の方々にも御参加いただいております。事故を起こさず、事故に遭わないようにしたいものであります。

さて、傍聴者の皆様、冷たい雨が降る中、朝早くからお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。ことし最後の定例会に当たり、議員、職員ともども頑張る所存でございます。最後までおつき合いのほど、よろしく願いいたします。

また、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力を申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の諸君より質問の通告をいただいております。本日は、そのうち6名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことにします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。

また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いをいたします。

それでは、野田君は質問する準備をしてください。

7番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君は質問をしてください。

[7番 野田増男君 登席]

○7番（野田増男君）

おはようございます。議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて質問に入らせていただきます。

今回は漁業振興策について質問したいと思います。

今、美浜町の観光資源、また、漁業にとっても大切なアサリが減少し続けています。水質の悪化なのか、また、波浪なのか、稚貝を放流しても定着しなく、減少する一方です。中にはツメタガイによる食害もかなりあるよう

ですが、この一、二年、ツメタガイがふえているのも事実です。

稚貝は六条干潟から買い入れているようですが、そことの環境の違いがあるかと思われませんが、いずれにしても、このままでは美浜町の西海岸のアサリがなくなるのではと心配しています。また、この春は、潮干狩りをし、バーベキューなどをして楽しんでいる姿が海岸から消えるとなると、ちょっと寂しい思いがします。

そこで、伺いたいと思います。

アサリ減少、また、稚貝の繁殖状況も悪く、27年度西海岸での潮干狩りが休止となったが、町はこの現状をどう考えているか。

2番、ノリスき、地びき網体験などを行われているようだが、その結果と27年度の計画を伺いたい。また、地元児童たちも参加しているのか。

3番、9月定例会で同僚議員が富具崎港の活用について質問がありましたが、本年、計画はあったようですが、アサリが少なくアサリに費用がかかり、実現しなかったようです。地元でとれた旬の魚を皆さんに提供したいと思いがあり、ぜひとも本年は実現したいと思っているようです。そこで3番ですが、来春、富具崎港、漁民での地魚販売を計画しているようだが、町としてどのような支援、協力ができるか伺いたい。

以上、壇上からの質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。また、傍聴席の皆様、早朝から御苦労さまでございます。

今回、9人の議員の方々から一般質問をいただきました。執行部といたしましても精いっぱい答弁させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、野田増男議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、漁業振興策についての御質問の1点目、アサリ減少、また、稚貝の繁殖状況も悪く、27年度西海岸での潮干狩りが休止となったが、町はこの現状をどう考えているかについてお答えをし、そのほかにつきましては担当部長より答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

さて、議員御承知のとおり、年間8万人もの観光客が訪れる潮干狩りは、観光事業、漁業振興の両面において重要な産業であり、本町の魅力を最大限に発信している事業でございます。今回、野間漁業協同組合の正副組合長お二人が来庁され、来年度の西部海岸の潮干狩り事業については、アサリの繁殖不良により中止する旨の報告がございました。

同組合には、27年度はアサリの生育調査及び繁殖の養生期間とし、平成28年度の潮干狩りの再開に向けて関係機関と協力し、原因調査や養殖など育てる漁業に向け、組合を挙げて取り組んでいくとお聞きをいたしております。

町といたしましても、同組合の決断を真摯に受けとめ、潮干狩り事業の早期再開に向け、従来行っています事業支援とあわせて、育てる漁業への取り組みを漁協と協議しながら支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○経済環境部長（齋藤 博君）

次に、御質問の2点目、ノリスき、地びき網体験など行われているようだが、その結果と27年度の計画を伺いたい、また、地元児童たちも参加しているのかについてでございますが、最初に、漁業体験について御報告いた

します。

漁業体験は美浜町都市農村交流協議会の事業で、従来の「グリーン・ツーリズム」として実施しておりましたが、参加された方々のニーズに応え、野間漁業協同組合及び南知多ビーチランドの協力をいただき、「ブルー・ツーリズム」も新たに加え、平成25年8月の地びき網体験とビーチコーミングを皮切りにスタートいたしました。その内容は、ノリスギ体験、浜辺の生き物観察、マテガイ取り、地びき網とウミガメの放流などがございます。

平成25年8月から本年8月の「ブルー・ツーリズム」としての4つの体験で、計419名、114家族の方々に参加していただいております。

平成27年度の計画としましては、「グリーン・ツーリズム」と「ブルー・ツーリズム」の両方をあわせたイチゴ狩りや餅つき体験、魚さばき体験など、時には宿泊も含めて計画しており、従来から大人気の酪農体験やノリスギ体験、地びき網体験なども継続してメニューに取り入れていきたいと考えております。

また、参加者のほとんどが名古屋圏の御家族であり、町内の御家族は1家族程度の参加となっております。

本事業は都市と農村の交流人口の拡大を推進することを目的としておりますので、野田議員におかれましても御理解と御協力をよろしく願います。

次に、御質問の3点目、来春、富具崎港での地魚販売を計画しているようだが、町としてどのような支援、協力ができるかについてでございますが、近年、漁業振興策としてさまざまな取り組みが行われておりますが、隣町でも地元のまちづくり協議会と漁協がタイアップして、とれとれ漁師市などにより地域の活性化を図る取り組みがなされております。

また、美浜町内のJAグリーンセンターにおいても地魚の販売は大変人気があり、多くの方々が訪れています。

美浜町は、東西、海に面しているため、本町においても、底びき網、刺し網、角立て網などの漁業者もおみえですので、この資源を生かした取り組みができないか、野間漁協と話し合いを続けており、例えば軽トラ市などからスタートすることなどが考えられます。

町といたしましては、漁業者みずからが顔の見える販売をし、安全と安心のもとにお客様に地魚を提供していただければ幸いであり、あわせて、所得の向上と町の活性化につながればと考えております。

このような取り組みは、漁協を初め、漁業者の理解と協力が必要ですので、実施する運びとなりましたら、町としましては事業のPRに全力で取り組み、今後も引き続き漁協と連携を図り、実現できるよう話し合いをしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

野田君、再質問はありますか。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございました。

アサリの減少ですけど、知多事務所と水産試験場との協力で調査をした結果が出ているんですけど、ちょっと報告したいと思います。

4メートル枠に網で囲って食害を防いで、稚貝をその中に入れたのと、外へ出したので調査した結果、やはり食害がある、多いんじゃないかという結果が出てきました。それによると、ツメタガイの食害。だから、何とかそのツメタガイを駆除していかないと、もうこの先いつまでもこうだよというような結果が出てきました。

ツメタガイを駆除していくにも漁協もなかなか大変だと思いますので、町のほうもぜひとも協力をお願いしたいんですけど、少し考えとか、何かありますか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

ツメタガイだとかエイだとか、いろいろな形で食害がされておるよということも、私のほうも伺っております。駆除だとか、これまでもやっておりますが、引き続いて、やっぱり県の水産課だとか、そういったところと協議しながら、町でできるところは積極的に協力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございます。

それと、先ほど町長からもありましたけれども、とるだけの漁業ではなく、これからは育てる漁業、28年度再開に向けての取り組み、漁協のほうもいろいろ考えているようですが、町のほうももう少し教えてください。

○経済環境部長（齋藤 博君）

いろんな形で支援を考えていきたいと思っておりますので、町としても協力できるもの、できないものがあるかと思ひます。いろんな形で漁協さんと話し合いを、場を設けて、しっかりと練っていききたいと思っております。稚貝の放流も含めて、それから、育てる漁業、町長の答弁のとおり、そういった形をどうしたらいいだろう、これから、やっぱり協議を重ねていって積極的に応援したいなというふうに思っております。漁場改良だとか、そういったことも必要だということは何っておりますので、そういった形で、砂の移動だとか、いろんなことを含めながら漁協さんと話し合いを重ねて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○7番（野田増男君）

それと、潮干狩りがなくなるということで、いつもゴールデンウィークには車が渋滞して、地元の人、迷惑しているところは結構あったんですけど、ことし、それが一切ないということも寂しいということもあるんですけど、過去の西海岸の潮干狩り入場数、今までの、少し詳しい、ちょっとわかりますか。

○農業水産課長（永田哲弥君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

西海岸という限定でございましたので、西海岸のみ御報告のほうをさせていただきます。この3年間ぐらいをちょっとお話のほうをさせていただきます。24年度から御報告をさせていただきます。5万2,657人、それと、25年度が5万5,916人、26年度が5万5,099人ということで、前年からいけば、26年度が800人強、減少しておるというような状況になっております。

アサリがないということで、すごく減少するのかなというようなこともちょっと懸念しておりましたが、漁協、アサリ組合の組合員さんの御努力で800人強の減少でとどまったかなというふうに推測しております。

以上です。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございました。ことしもアサリが少なく、去年は物すごい多かったんですけど、それがどこに行っちゃったのかということもあるんですけど、どうもありがとうございました。

次の質問に入りたいと思ひます。

ノリすき体験、奥田小学校は潮干狩りを毎年1回、皆さん楽しみにしてやっているんですけど、これがなくなるので、だから、そこの地元児童たちも何か参加しているのかということのをちょっと質問したんですけど、教えてください。

○農業水産課長（永田哲弥君）

地元の児童・生徒が参加しておるかということなんですけど、先ほど部長よりもお話ししましたように都市農村

交流事業の事業でございますので、この目的は、都会の方と、農村、美浜町の方との触れ合い事業ということで、1家族程度が美浜町の参加者というふうになっております。

今、先ほど議員もおっしゃったように、地元のアサリ組合の御厚意だとかで、地元の小学校の児童のほうのアサリ体験をしておるような状況もございます。また、農業体験も含めてですが、田植え体験だとかというのを地元のまちづくり委員だとかと一緒にやっておるのが現状かと思っておりますので、よろしく申し上げます。そんなふうでございます。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございました。

それと、もう一つ、美浜町都市農村交流協議会、ちょっとよく僕もわからないんですけど、どういうことをして、どういうメンバーで、どういうのがあるか、ちょっと教えてください。

○農業水産課長（永田哲弥君）

都市農村交流協議会につきましては、平成13年に設立のほうをしております。目的につきましては、農村の自然景観だとか伝統文化、農産物の地域資源を使っただけのいろいろな活動を、都市の方と農村と共有して楽しんでいただくと、楽しんでいって、美浜町を知っていただいて、地元が所得の増につながるような事業をしていこうというのが目的でございます。この協議会の会長につきましては、美浜町の農業委員会の会長さんが充て職という形で行っていただいておりますということで、メンバーにつきましては、JA、畜産団体連合会、それと商工会、それと漁協、それとうのみさん、ビーチランドさん、それにプラスアルファ日本福祉大学の学生さんというようなメンバーで構成をされております。

以上でございます。

○7番（野田増男君）

ありがとうございました。

もう一点、「グリーン・ツーリズム」、「ブルー・ツーリズム」の効果と、今後どのように進めていくか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○農業水産課長（永田哲弥君）

事業を実施するに当たりまして、参加者に都度アンケート調査を行っております。そのアンケート調査の内容を見てみますと、やはり自然体験というのか、農業体験、漁業体験でございますので、例えばノリすきであれば、ノリができるまで、あっ、こんなふうな形でつくっておるんだと、極端に言えば、四角いノリで海に浮いておるのかというような、そういうような感触もございまして、非常に漁業というのが大変なんだと、また、農業につきましても、乳搾り体験であれば、朝早くから起きて、きれいな衛生管理もしながらやっておるんだと、こういう大事なものを私たちはいただいておりますというような、そういうようなことで、非常に感激しておるというような内容がアンケートで見受けられます。

そういうようなことから、非常に人気が高いと。意外と都会の人というのは、手が汚れたり、ちょっと汚いですがふんが飛んだりということで敬遠しがちなというふうに思っておりましたが、子供ほど純粋で、おしっこだとか、ふんだとか、そういうものが飛び散ったりしても全然驚くことなくやっけておるということで、非常に何回も重ねたことによって、そういうようなことが、お子さんたち、お母さんたち、お父さん方に知れ渡ったのかなということで、これをステップとしまして、体験して、命の大切さもしっかりなんです、美浜町というのはこういうすばらしいところがあるんだというのをあわせてPRを現在しておる最中でございます。

いいことばかりちょっと申し上げましたが、やはり、段取りが悪いだとか、そういうようなこともちょっと

ございますけれども、全体を見ますと非常に好評だということです。

それと、今後なんです、先ほどもちょっと触れましたが、1泊、泊まりも含めてというようなこともございまして、メンバーの中にも、商工会、観光協会という方もおりますので、農業、漁業プラス観光協会の方たちも潤っていただく、それと、商工会の方も何らかの形で、アドバイス、協力をしていただくような事業を展開したいというふうに思っております。それが美浜町のPRになって、大体3,000人強の体験者がおりますので、その方たちが地元へ帰って口で友達にPRしていただければ6,000人になって1万8,000人になるというような、そういうようなシナリオが描ければというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございます。

次の質問に入りたいと思います。

先ほども壇上のほうからちょっと言いましたが、9月定例会で同僚議員が富具崎港の活用について質問が出ましたが、本年、この計画はあったようです。やはり、アサリがいなく、アサリに費用がかかり過ぎて結局できなかった。来年度、何とかやりたいという意思があるようで、もう少し町のほうはどのように考えているかをいま一度聞きたいんですけども、これに関して。

○経済環境部長（齋藤 博君）

町といたしましては、PRの関係、そういう事業が始まったことに対する、そういったPR事業を町民の方々に知ってもらい、または、町外の方々にも知ってもらい、そういったことを支援できるような、そういった補助メニューだとか、そういったのを考えていきたいというふうに考えております。とにかく、やる気のある漁業さん、芽を摘んでしまうようなことでは、これ、いけませんので、そういった形で応援できることを応援していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございます。

もう一つ、今、漁業者の件数と今の漁業者の状態、町はどれぐらいわかっていますか。

○農業水産課長（永田哲弥君）

漁業者の状況ということですが、漁業者の状況につきましては、野間漁協につきましてはことし、ノリ養殖の事業者が47名とお伺いしております。昨年、出荷してみえる方がたしか61人だったと思いますので、非常に厳しい状況になっておるかと思えます。

それと、先ほど、朝市というのか、軽トラ市のお話もちょっと出ましたので、養殖以外、私どもがお伺いしております件数が、角立ての漁というのか、角立てをやってみえる方が14件、それと、刺し網が40件、一本釣りが18件、それで底びき網が15件というふうにお伺いしております。底びき網につきましては、漁船漁業専門の方が4名お見えということで聞いております。

こういうような方たちの御協力をいただいて軽トラ市ができれば非常に、町の活性化、将来に向けて、軽トラ市から、またそこでノリを販売するだとか、もう少し広がれば、産直、いろいろありますが、地元の方がそこへ寄って、海のもの、それと山のものというような形で広がっていくのをちょっと楽しみにしておるんですが、ぜひ野田議員も御協力いただければありがたいと思いますので、これからも漁協とも実現に向けて積極的に話し合いをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございました。

最後に1つ、ことしのノリ養殖についてですけれども、本年、小芽が育たなく、壊滅的に被害が出て、休業者も出たほどの地区があります。その原因というのはまだはっきりわかっていないんですけれども、ここでも言えないんですけれども、それが来年はないように、今、海もさわることができないですから、漁業をやっているから、またそのときは、町のほうの支援、協力をよろしくお願いします。

これで今回、質問を終わります。もうこれは結構です。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。野田君は自席に戻ってください。

〔7番 野田増男君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、山本辰見君は質問をする準備をしてください。

5番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君は質問をしてください。

〔5番 山本辰見君 登席〕

○5番（山本辰見君）

おはようございます。日本共産党議員団の山本辰見です。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出してあります一般質問通告書に沿って質問します。町長、町当局の明解なる答弁を求めるものであります。

特にちょっと発言させてほしいんですけど、毎回気になることなんですけれども、私たちの時間は50分という限られた時間でございます。私の質問を、もう会場の皆さん、傍聴者の方にも資料が届いていますので、読み上げて繰り返すことのないように、1番の質問についてははと簡潔にお答えいただきたいと思っております。

きょうは、公共下水道の抱える問題について絞って質問をいたします。

現在、美浜町が検討を進めている公共下水道事業、幾つかの課題が心配されております。日本共産党が、山本議員、鈴木議員と両方で取り組みました町民アンケート、多くの皆さんからこの公共下水道についても、美浜町の財政の将来性、人口減少問題、あるいは、高齢者世帯だけといいますか、そういう深刻な増加の状況、さまざまな課題が率直に訴えられています。

以下、数点にわたり問題点を指摘しながら町長の見解を伺います。

1番、平成23年2月の時点での町の見解は、町財政の環境が整っていないので、この汚水処理については、当面の間は美浜町全域、小野浦あるいは美浜緑苑の一部整備済みは除くとなっておりますけれども、全域で個別の合併浄化槽により汚水処理を進めていきます、こうなっております。まだたった2年前でございますけれども、23年度、3年前ですか、23年度から25年度でどのような進展があつて、人口は減っていると思っておりますけれども、財政の環境が整ったと判断したのか質問します。

2点目です。試算では加入率を80%としていますけれども、既に整備が終わっている多くの市町村でも、ここまで進んでいる自治体のほうがむしろ少ない、60、70というような状況でございますけれども、美浜町の見通しはどうか。高過ぎる設定ではないのかという心配をしています。

3点目、人口減少問題は美浜町にとっても本当に深刻な課題でありますけれども、今度の下水道事業にとっても大変大きな影響を与えるものと考えております。とりわけ高齢者だけの世帯の現状をどう見ているのか、そして、見通しをどのように捉えているのか、お尋ねします。

4点目、現在、進められているというか、今進めているのは合併浄化槽でいこうということですが、現

在の実態と、町当局が検討しています、最終的に下水道事業が、接続が可能となる、いわゆる一番最後のところは十数年先になると思いますけれども、そのときにどのような状況になっているのか、見通しはどのように持っているのでしょうか。

5点目です。現在の検討している事業は、市街化調整区域、美浜緑苑・小野浦地域は対象外とされています。将来、公共下水道に接続するとした場合に、既存の、いわゆる市街化区域の皆さん、これまで都市計画税を数十年にわたって払ってきているわけですけど、その方々との、いわゆるギャップをどのように対応するつもりなのかをお尋ねします。

最後、6点目です。現在示されている資料では町民負担が16億円、このことだけがひとり歩きしているように見えますけど、よく調べますと町民の皆さんの下水道使用料が92億円となっています。全体で230億円ぐらいの事業ですけども、16億円も都市計画税でありますし、92億円も、都市計画税を払っている、いわゆる市街化の皆さんが負担する形です。全体の事業の46%を市街化の皆さんが負担する、こういう中身でございます。工事費が、2割、3割、多少安くなったとしても、後々の維持管理費のほうが期間も長いですし、状況によっては、これは大きく変動する可能性があります。この試算、私は町民の負担が四十何%も負担しているのかということ率直に思いますけど、大き過ぎないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○建設部長（片岡 勝君）

山本辰見議員の御質問にお答えさせていただきます。

公共下水道事業の抱える問題についての御質問の1点目、23年度から25年度でどのような進展があつて環境が整ったとしたのかについてでございますが、本町では以前から、全県域汚水適正処理構想により、経済性をもとに汚水処理方法の区域分けを検討してまいりました。

この構想の検討の中では、本町におきます東部地区及び西部地区の市街化区域を中心といたします地域について下水道、調整区域内の集落については農業集落排水事業、その他の地域については個別合併処理浄化槽による汚水処理方式が有利であるとの積算が出されてきましたが、公共下水道事業及び農業集落排水事業については、当初の整備費に多額の財政出動がかかることから、御質問のとおり当分の間、本町全域において個別合併処理浄化槽による汚水処理をお願いしてまいりました。

しかしながら、愛知県からは事あるごとに、公共下水道事業を実施することについての打診を受け、普及することについて指導を受けておりました。また、より高度で管理能力の高い、望ましい水処理環境をもたらすことは、行政の重要な責任であると本町としても考えております。

このような状況のもとに、県や国から指導を受ける中で、平成24年度より国土交通省との共同研究を行う機会を得まして、その成果として、従来多額な整備費用を必要とする公共下水道事業の費用を大幅に減少させることが可能であることの成果を得ましたので、この成果をもとに、今年度、調査検討業務を行っているところでございます。

また、汚水処理3省と言われております国土交通省、農林水産省及び環境省の連名によりまして、今後、およそ10年間で適正な汚水処理環境整備がほぼ完了するように指導を受けておりますので、本町におきましても全域にて、ほぼ10年間で完了できます汚水処理構想についての検討を実施しているところでございます。

次に、御質問の2点目、加入率を80%としているが、既に整備が終わっている市町村でもここまで進んでいる自治体のほうが少ない、美浜町の見通しはどうか、この試算で大丈夫かについてでございますが、現在、美浜町に設置されている合併処理浄化槽の基数は、平成25年度末で1,579基、人口普及率では45%となっております。

その他、約5,000基については単独浄化槽及びくみ取り式便所等となっておりますのが現状でございます。

平成24年度末の愛知県内の汚水処理接続率が85.9%で、知多管内では85.6%となっております。本町においても、単独及びくみ取りの数が多いことから、生活雑排水などの水洗化への需要は少なくないと見込んでおりまして、80%は実現可能な目標だと考えております。

今回、汚水処理環境整備を10年間で達成するために、各市町村では特に下水道整備率の向上を目指しており、中でも接続率の低い自治体については、下水道区域の見直しや農業集落排水事業の廃止などを検討することとなっております。

そこで、本町といたしましても、安定的な下水道事業経営を目指すために、区域内の接続率については80%を当面の目標といたしまして、新築家屋、既存の合併処理浄化槽から転換を含め、汚水処理環境の整備が完了できるように検討を重ねているところでございます。

次に、御質問の3点目、人口減少問題、特に高齢者だけの世帯の状況と見通しをどのように捉えているかについてでございますが、国立社会保障・人口問題研究所などの将来人口推計予測においては、本町は日本全体の減少率よりも急速なペースにて人口減少が見込まれております。しかしながら、このまま人口減少を受け入れるのではなく、多くの方に美浜町に住んでいただけるような積極的なまちづくり、都市施設整備が必要だと考えておりますし、また、住み続けていただけるような施策を行っていくことにより、なだらかな減少、もしくは現状維持を保ちたいと考えております。

その中で、高齢者と同居もしくは近所に家族が住んでいるという状態ができればと考えております。

高齢者のみの世帯についても、排水区域に指定されれば公共下水道への接続義務が生じてきますが、このような世帯につきましては、下水道事業の中で最大限の補助金を活用いたしまして、個人負担が軽減できるような方策を検討しております。

次に、御質問の4点目、現在の合併処理浄化槽の現状と、当局が検討している最終接続可能となる段階での合併処理浄化槽の見通しをどのように持っているかについてでございますが、現在、合併処理浄化槽を設置する家屋が年間70基から80基ほど増加しておりますが、これは新築に伴うものでございます。また、単独処理浄化槽の減少については家屋の取り壊しによるものでございます。

下水道区域内で排水区域に指定されますと、建築基準法の制限を受け、合併処理浄化槽の設置については下水道管理者の許可が必要となります。その際、合併浄化槽の設置補助金は、公共下水への接続が原則でございますので受けることができません。

町といたしましては、事業化を決定した場合において、早期に着手し、住民生活への影響を最小化することが必要になると考えております。排水区域の設定はおおむね5年程度の事業範囲を指定しますので、11年間で整備する場合、当初の東部処理区は事業認可より6年間、西部地区は7年目から11年目の5年間となります。この間、合併処理浄化槽の設置は300基から400基ほど見込まれますが、できる限り円滑に公共下水への接続変更ができませんよう配慮したいと考えております。

次に、御質問の5点目、対象外地域が、将来、公共下水道に接続するとした場合、都市計画税を負担している市街化区域の皆さんとのギャップをどのように対応するつもりかについてでございますが、まず、下水道区域の設定については、現在検討を重ねておりますが、市街化調整区域ということで除外するものでは決してございません。接続の経済性による比較を基本として、10年で汚水処理環境整備の完了ができる範囲を考慮しながら検討を進めております。

また、集合処理を既に行っております美浜緑苑地区及び小野浦地区につきましては、将来、公共下水道に接続

する必要がある場合において、既存の面整備管渠が利用できる状態であることが判断できればそのまま利用することとなると、このように考えております。

なお、両地区とも当初に利用者の方々が負担金を負担しておりますので、下水本管に接続するための費用等については、都市計画税と均衡を図るための新たな負担が必要となると想定はしております。

次に、御質問の6点目、工事費が安くなっても町民の負担が大き過ぎないかについてでございますが、個人設置型の合併処理浄化槽については、下水道事業の使用料に当たります維持管理費が、5人槽では年間5万円、7人槽では5万5,000円ほどとなっております。この費用を下水道区域内の想定世帯数でございます6,000世帯と掛け合わせますと、年間で3億円ほどになります。これに対しまして、公共下水道の年間費用は2億2,400万円ほどとなりまして、25%ほど安価となるとの試算が出てきております。

なお、下水道の年間費用については、下水道使用量として1立米当たり150円を使用料単価とし、41年間の見込み使用量にて積算しました金額が92億円となるところから算出をいたしております。

このように、住民負担が最大限軽減される下水道事業の検討を進めておりますが、いずれにいたしましても、議会はもちろんでございますが、町民の皆様方の御理解、御協力をいただくことがまず第一でございますので、今年度の調査結果が出ましたら地元に出向いて精いっぱい御説明いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯部輝次君）

山本君、再質問はありますか。

○5番（山本辰見君）

今、最後のところで92億円の説明が一定ありましたが私も、私は、6項目全部に細かく触れてとはいいませんが、ちょっと再質問ですけれども、私の住んでいる世帯はざっとで70世帯ぐらいです。その中で、高齢者の方が、ひとり住まいの方が11人みえます。それから、高齢者だけの、私より少し上の方、御夫婦で住んでいる方12世帯。ざっとで33%、3分の1の方が、いわゆる高齢者でございます。若い人は60をちょっと超えて定年を過ぎた人も数えましたからそんなぐあいですが、それから、もう一つ、知り合いの方からは、自分の住んでいるところは率直に言って、40世帯ぐらいだけど、跡取りがいるのは、これからも含めると、もう片手だと、もう、半田だとか、ほかのほうにうちを構えていると、そういう方々が十数年先にどうだと、つないでくれるだろうかというのが率直に、私のところは意外と高齢者も多かったんですが、若い世代が近くにおったり、若い世帯のうちはあったりして、小学生や保育園児が結構多いところ。ところが、部落は一々指定しませんけれども、そうじゃない、高齢者の方だけになった部落もたくさんあると思っているんです。

そういうところが本当に、率直に、先ほどアンケートのことを紹介しましたが、アンケートの中にこういう方がいました。今、70代の後半だと。西側の地域ですから、つなげるようになって、そのときはもう80の終わりぐらいになると。果たしてそのとき、私はつなげるだろうか。多分、気持ちとしてはつなげないだろうと、3年間で義務があると言いましたけれども。

公共下水道の場合、いろんな補助金は出すとか、何かいろいろ言いましたけれども、無理を承知でスタートした場合、いわゆる41年間という計画のもとにやるわけですから、途中で引き返すことはできません。

例えば、空き家が出た、住む人がいなくなったようなところでも、その先にうちがあれば当然ポンプも使わないかんですし、管路としては生かさなにかんわけでございますけれども、人口密度の低下、先ほど、80%、加入率、全然問題ないと言いましたけれども、人口密度が減っていくことは本当に運用に当たって致命的な問題となるわけですけど、大丈夫でしょうか。別な言い方をしますと、例えば今の合併処理浄化槽の場合は、住まなくな

ったら、そのうちの汚水というか、排水をとめればいいだけですから、全体の人口の減少の問題は生活排水の処理そのものには影響ないと思うわけですけど、いかがでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

高齢者並びに合併処理浄化槽の件でございますが、今、山本議員さんの言われますその中身の中で、合併浄化槽につきましては当然個人負担の維持管理、メンテナンスが発生します。今度、公共下水ということになれば、当然管理者は美浜町ということで、管理費のほうのそういった費用の支出はございません。そういったことを先々考えた場合、高齢者といえども、やはり耐用年数が合併処理浄化槽にはございます、そうした中での負担が、もちろん接続のときにはある程度の負担が出る、そういったことはありますが、将来的なことを見込んで、高齢者であろうが一般家庭であろうが、今後の汚水処理につきましては、先ほど私が答弁させていただいておりますように、このインフラの根幹でございます下水道を整備することが一番望ましいと、私はこのように考えております。

○5番（山本辰見君）

再度80%のことでお尋ねします。

先ほど部長のほうからは、このまんま、私が持っている資料、町が持っている資料、同じ予測の資料だと思いますけれども、2040年ぐらいには、美浜町は今の人口2万3,000人に対して1万9,000人ぐらいになるだろうと。いわゆる4分の3ですね。25%ぐらい。そのときは、愛知県の中でも上から数えると五、六番目に高い、いわゆる減少する町、南知多町ですともう6割とか五十数%というのがありますけれども。これは、決して下水道がないからそういうふうになるということではなくて、トータルの検討した結果だと思っています。

そのときに、このまま受け入れるのではなくて下水道を整備すれば住んでくれるだろう、もちろんそれは1つの条件でありますけれども、それから、できれば現状維持を目指すという言い方もしましたけれども、2割から3割近くが減るだろうという予測をどうやって現状維持が見込めるとしているのか、少し私は甘過ぎないかなと思います。

再度お尋ねしますけれども、加入率80%として計算というか、試算した場合で、負担が15.9億円、16億円と言いました。これが仮に50%ぐらい行かない場合、初めは当然、加入率は少ないと思います、50%になった場合、これ、町が出してくれた資料ですから、16億円ではなくて42億円強、42.2億円、約3倍になります。それから、町の最大の負担額も、今のところ1億円、いわゆる都市計画税から今集めているのが2億円ですから、その半分ぐらいで済むだろうと、1億円ぐらいだ。これが、加入率が80%に行かない場合、仮の数字ですけど50%とした場合は1.8億円。人口が減った場合は当然そのぐらいが全額になると思うわけですけども、私はこの80%が、もちろん否定するものでもないです、70%だったらいいとか、そういうつもりは全然ありませんけれども、80%は大丈夫だと想定していることに何も問題ないのか。その裏づけというか、保障はどこから来ているんでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

80%が見込めるのかということでございますが、山本議員も資料はお持ちでしょうか。ちょっと私、細かい部分の隣の状況、説明させていただきます。

先ほどの答弁のほうで、私、集計は24年度末の愛知県下水道の手引きのほうから接続率を報告させていただきましたですけど、25年度の末現在、まだ製本はされておられません、県よりいただいておりますので。

まず、半田市でございます。接続率が約80%。常滑市が約59%、東海市が91.1%、知多市が93.3%、知多市が2つありますので、南部処理区のほうと両方ありますので、知多市が98.5%、それから、阿久比町が83.8%、東

浦町が83.8%、武豊町が79.6%と、私、説明させていただきました数字は決して無理な数字ではございませんし、また、目標といたしまして80%は下らない設定をさせていただくのが本来の形ではないかと、こんなふうに思っております。

ただ、隣接におけます常滑市が59%でほぼ60%でございますが、当然、この市町の中で供用開始もおくれています。そうした中で、現在、新規開発住宅の接続が、今後どんどん接続が見込まれると、こんなふうに聞いておりますので、決して80%の目標は過大ではないと、こんなふうに踏んでおります。

○5番（山本辰見君）

数字は、別に私ほうそだとは思いません。それから、愛知県の平均が85%ぐらいと言いました。これは名古屋市が、250万世帯ぐらいが、やっぱり90%近く、大きなまちの分がどんと入っています。それから、皆さんも御存じ、例えば知多市を見ます。小ぢんまりとした団地で構成されているまちです。阿久比町も同じような町の形ですね。それから、武豊町にしても、一部は離れていますけれども、町のつくりそのものはまるっきり違うと思っております。

先ほど、最後のところで常滑の例を出しましたけれども、実は、常滑は一番最初に、公共下水道の前に小野浦のような農業集落排水を、地方というか、離れたほうにつくりました。その後、市街地と、今、空港ができていく埋め立てのところだとか含めて、中心部の公共下水を始めた、もう、今というか、年数は大分たちますけれども。

ところが、南部のほう、いわゆる農業集落をしていないところをもっと伸ばそうと思ったときに、なかなか接続率が高い、負担は大変だ、高齢者だけで、常滑の本当の中心部、駅前とか中心部は、半田だとか、美浜とはちょっと違うと思いますが、南部のほうは、私は美浜町によく似た地形ではないかなと、細長くて部落がぽつぽつ離れているとかですね。

という状況ですから、進んだところを見るのではなくて、先日、私たち、長久手市へも行ってまいりました。そういうところも名古屋の近郊で人口がどんどんふえているから、まちのつくりが本当に、小ぢんまりという言葉は悪いんですけど、くっと固まったまちですから、公共下水、人口の密度の高いところは、本当にそれは便利だと思います。

私はなり、私たち共産党は、公共下水道そのものを否定するつもりは毛頭ございません。負担というか、維持費としては、個人の負担は多少減るだろうというのはあるわけですが、どちらかというと人口密度の低い、ばらばらの所在したところでは果たしてどうなのか。率直に、これは専門家の方がこういう分析をしています。愛知県下全部見た、五十幾つある、見たときの、2040年ぐらい、いわゆる公共下水道がだ一つできて今から人口が減る、ふえるまちもありますけど見たときに、人口が減らないところは10市町ぐらいだと、そういうところについては今から新規に工事を始めるのも可能でしょうけれども、先ほど紹介したように、2040年には4分の3ぐらいになる、25%ぐらい減る中で今から新規着工というのはちょっと難しいだろうということが専門家の方からの分析です。

それは合併処理浄化槽で、それをうまく活用するということができないのかという指摘もありますけれども、私は先ほど例えば名古屋市だとか、大きなのを外した場合は八十幾つじゃなくて70%を切るぐらいの数字だと思うわけですけど、いわゆる残っているところは本当に、愛知県の中でも設楽町とか、美浜町、南知多町、本当に限られたところなんです。たまたま公共下水が普及していないところの1つに飛島村というのがあるわけですが、ここは逆に、もう大分前から合併処理浄化槽で全部やるんだということで、浄化槽そのものは単独だとかくみ取りではなくて、8割から9割近く全部きれいな水でなっていますから、一部そういうところもありますけれど

ども、当然、県としては、残っているというか、まだ下水をやっていないところはやれというのは、それは当然指導としてはあると思います。

それから、もう一点確認したいのは、先ほど部長から、公共下水道についてはおおむね10年間は応援すると、それ、読みかえると、10年以降は応援しないということですか、そのことを1つと、もう一つは、町の資料には合併浄化槽についても公共下水をしない場合は合併浄化槽に行くんだらうけど、もうお金はふやさないというか、例えばほかのほうが出てきた場合は、それを割れば当然、現行が維持できなくなるというような書き方にも読み取れるわけですけど、そここのところを説明をお願いしたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

順番が前後しますけど、合併浄化槽がだめだということではございません。仮にでございますが、下水道整備を進めるという中の前提におきまして排水区域が設定されれば、その区域に対しましては合併浄化槽の設置云々の補助はできないということでございますが、当然、それ、区域外のところであれば、従来どおりの合併浄化槽の補助金対象ということになりますので、その辺、お間違いないようお願いいたします。

それと、先ほど出ました名古屋市が入っておるで80%以上だということでございますが、先ほどの答弁にも、私、させていただきましたですけど、先ほどの5市5町、5市5町全体が入っておりません、南知多も入っておりませんが、その中で、知多管内で85.6%の接続ですので、お間違いないようお願いいたします。

あと、それと、これは議員も御承知かと思いますが、今、国土交通省、国のほうでございますが、これからの新規事業というのは大幅に削減していくと、これからの社会資本整備交付金事業につきましては、もう従来型、50年、60年経過しておる橋梁、いろんなインフラの公共整備のメンテナンス事業、これに集中していくという考え方を持っております。ですから、それが10年、11年、12年になったからだめだということでは決してございませんので、その辺もお間違いないようお願いいたします。

○5番（山本辰見君）

先ほど、知多半島の加入率のことを言いました。私は、それは何も違っていると言いません。ただし、北部のほうと、美浜町、南知多町、南部のほうはまちのづくりが全然違いますかということをお願いするので、知多市のようにとか阿久比のように、頑張るってその目標にしてやることについては非常に不安があります。

それから、この事業そのもの、先ほど説明の中で、41年間で、言葉をかえると元を取る、いわゆる41年間借金をずっと払って行って、実際には私の子供、孫の代でございますけれども、これは多くの自治体でも大きな借金を抱えた事業になっております。愛知県全体では、先ほどの八十何%の加入率だといいながら、1人当たり18万8,000円の借金を抱えているようです、愛知県全体で。これに対して、常滑市がたまたま1人当たりが一番高く34万円、これに人口を掛けてもらえると全体の借金が出ますけど、次いで半田市が28万3,000円、東栄町というところがちょっと高く27万7,000円。また、市町村の中の美浜町でも、五十数億円の借金というか、町債を持っているわけですけど、その中の下水道の割合が高いのが結構なまちがあって、刈谷市では市の借金のうちの58.6%が下水道、武豊町で58.5%、大府市で57.9%、10の市町では5割を超えているという状況でございます。こういうふうな状況が非常に心配されるわけですけども、美浜町の場合、41年間そういう状況をどう見ていくのか、どのように見ているんでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

41年間のそういった充当事業でございます。そうした中で、今までにも何度か御説明させていただいておりますが、都市計画税の充当がマックスで1億円と、この形を崩すことはなかろうかと、今の段階ではこんなふうにしておりますので、財政状況の問題も十分検討した中で進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願

いたします。

○5番（山本辰見君）

先ほどちょっと答弁をもらわなかったので、もう一回紹介して、ぜひ町長の見解をお聞きしたいと思います。

先ほど専門家という言い方をしましたけど、日本下水道協会というところの、いわゆる汚水関係の、そのの理事を務めていた方からです。人口減少の時代において、将来の住民が借金を返しながらも維持管理が困難な事業は新たに投資すべきではないと。当然、美浜町にもあります市街化区域、あるいは、先行投資という言葉があります、先行投資をして、いいまちにして住んでもらおうということですけども、そういうことでいくと、この人口減少下の問題を率直に捉えると、新規着工というのはほとんどあり得ないではないかと。

それから、ことしの来年予算を組むに当たって、山下町長もこういう発言をされました。美浜町の中の公共設備の多くがもう既に大分古くなっているので、維持管理費、改修等に多額の費用がこれから出てくると。こういう状況。これは今、美浜町もそうです。それから、全体として見たときに、先ほど橋の橋梁のこととか、いっぱいあったと思いますけれども、そういうところについては、借金をしてまで新たな社会資本整備をできるのは、余力がある自治体はどうなのかということしていくと、愛知県の中では2040年において高齢化率が20%台でおさまるようなところ、数えてみたら10の市町ぐらいでないかと。そのほかは、人口減少の速度のほうがどんどん進んで、いわゆる借金を返す返済の速度よりも速く進むことが心配されると。いわゆる借金の返済は、総額は減っていても、納税者、生産者、消費者の1人当たりの借金は減らないと、いわゆる悪循環になるのではないかとということをお心配されておる。

こういうコメントに対して、町長はどういう見解をお持ちでしょうか。

○町長（山下治夫君）

町長指名ですので答えさせていただきます。

まずもって、インフラ整備について答えたいと思います。

例えば、私ども、今、名古屋に行くときに、車で行けば知多半島道路を通らせていただいています。じゃ、あの道路が借金をせずに来たんでしょ。今、片側1車線から片側2車線になりました。これは、借金を抱えていますけれども、日々の通行料において借金を返していく制度であります。あの道路ができたおかげで、私どもは知多半島の南部であることをあたかも忘れがちのように、どこへでも自由に行けるようになっています。これ、まさしく公共整備であります。

じゃ、翻って、公共下水道について考えます。今、先ほど部長答弁させていただきました、美浜町、現在既に合併処理浄化槽になっているところは1,579基、残りの5,000基弱、つまり5,000軒の方々が、単独浄化槽もしくはくみ取りであります。この方々は、現在何もしない場合においてはさわらなくて結構ですが、何かさわるときには新しい浄化槽にかえなきゃいけない。そのときには、5人槽、7人槽、人数において浄化槽を自分でやらなきゃいけない。今、それには補助金が出ていますが、実は、県の補助金は毎年減ってきています。美浜町が補助率を上げて、今までの補助率を何とか維持させていただいています。ちょっとざっくり言いますので、大体70万から120万程度かかるのではないのでしょうか。そのうちの40万程度が補助金ですので、例えば70万とすれば30万円は個人の方が負担をしていただいて、新たな浄化槽を埋めてその地区に住んでいただくわけでございます。

じゃ、今、残りの5,000基の方が、先ほど言いましたように使用料でやりますと安くなることがわかっているわけですね。今、山本辰見議員もはっきりおっしゃいました。安くなることはわかっている。そういうことから、今、既にかえられた方は結構ですが、今かえたくてもできない方もたくさんいらっしゃるということも事実であります。

そういうことを勘案して、今、国が私どもをモデル事業として調査をさせていただいた結果、確かに、先ほど日本下水道協会の元役員の方の学者の意見でありますけれども、私たちが今、一番先端の国土交通省である国立総合研究所の方と一緒に研究をし、今ならば美浜町さんのところでも安くできますよというようなことの結果をいただいて、今、美浜町でも安くできるかどうかということで調査をさせていただいています。

ですから、借金、借金といますけれども、例えば、小学校をつくる、中学校をつくる、全部借金で建てています。それは、毎年毎年皆様からいただく税金の中からきちんきちんと返し、子供たちが学ぶ場をしっかりと提供し、お子様たちが安心してここで教育を受け、ここで住んでいただいているわけでございます。

そういうことで、公共下水道も、ややもしますと今まで多くの自治体が大きな借金を抱えて大変だということは事実であります。ですから、私たちが、山本議員御質問のように、当分の間、合併処理浄化槽といくということとやってきたわけです。

その中において、たまたまチャンスをいただいて、今の新しい技術でもって調査した結果、東に最終処理場を1カ所、西に最終処理場を1カ所、2カ所、もしくは3カ所をつくってやっていけば、今よりも安くなり、なおかつ、水の循環、環境、美浜町という美しい浜の町であるこの町のイメージもアップするというところでございます。

今、私に届いている多くの不安なのは、山本議員のおっしゃられますように、高齢者世帯がふえてきた、この方たちにどうだということですが、私ども、先ほど言いましたように、精いっぱい国の補助金、また、いろんなものをいただきながら、御負担をかけないような生活をさせていただくように努力をしていきたい。

それから、もう一つ、具体の例を言います。5人槽に2人で住んでいる方がいらっしゃったとします。高齢者2人で住んでいる方がいらしたとします。その方々が、5人槽の使用料金というのは、家族が住んでいても、今、高齢者2人でも、同じ年間の維持費がかかっているわけです。電気代、くみ取り料、それが年間約5万円かかるというふうに言われているわけです。今後はどうなるかといいますと、仮に高齢者2人世帯の方々は、浄化槽の清掃代が要りませんので、水道料金でお金をいただくということになります。それは1立米150円です。ですから、高齢者2人の方が一月に使う水道料は限られていますよね、ということは、月々の料金も必ず安価になるということが今ははっきりとわかっているわけでございます。だから、我々も、一部の負担金はかかりますけれども、何とかお金を集めて負担を減らしながらやらせていただこうと。そうすれば、安定的にやっていけるということがわかってきています。

ですから、繰り返しになりますが、町民の方々の高負担を求めるようなことは、行政としてはしてはいけません。やってはいけません。我々は将来にわたり、現在住んでいる方も含めて、より生活が楽になるように、また、きれいな町、循環型社会のということのために精いっぱい努力をさせていただきたい。ですから、とにかく借金も抱えますが、これは長期にわたって使用料金で払っていくということをお願いをさせていただきたいというふうに思っておりますし、今の試算では、いただく計画税の中から払っていけるというようなことを、今、間違いなく試算させていただいておりますので、ただ、まだまだ、これからまだまだ十分説明するためには、我々も資料、データを今、整えておりますので、いましばらくお待ちいただいて、精いっぱい住民の中に入って説明をさせていただきたいと、そんなふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○5番（山本辰見君）

最後になると思いますが、私は今、先ほどの質問の中でなかなかお答えいただけなかった面があると思っております。といいますのは、大前提は80%の方が加入していただけると、前提からずっと試算しています。加入率の問題から、使用料の問題も、今の町長の答弁にあった150円もそこから前提としておりますから、先ほ

ど指摘しましたように、そうならない場合は、使用料だとか、ほかの維持費のほうにすごく負担がかかってくると思っています。いろいろ検討、私も今、町の資料も持ちながら、正確な資料は出ていないといいながら分析しておりますけれども、率直に言って、美浜町にとっても、それから、私たち町民自身、各家庭にとっても過大な投資となると私たちは判断します。公共事業は、ぜひ見直し、中止をして、美浜町全体で、ただし小野浦とか緑苑の整備済みのところは除くわけですけど、合併浄化槽でいくべきではないかということ判断しております。

このような大規模となる、そして長期にわたる大事業でございますから、まだ一番最初に来年度の3月ぐらいに資料を出すということで、町民全体に対しては詳細な資料を添えて説明するということをしておりません。以前に、南知多町との町村合併のときに、町民の皆さん、私も呼びかけになりましたけれども、住民投票などを通じて町民の皆さんの意向をきちっと調べ上げた上で、この事業の、いわゆる検討の予算も含めて、全部検討が終わってからでなくて予算も含めて、このまま進んでいいのか、思い切ってやめることも必要じゃないか、そういう判断をすべきだと思いますけれども、私が言っているわけじゃなくて町民の何人かの方から聞きました。住民投票って意見を。このことについてどう受けとめていますか、最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

残り時間がないですから簡潔に、答弁できましたら。

○建設部長（片岡 勝君）

この下水道、今、検討調査、ある程度の詳細に調査を入っております。議員の言われます今年度の3月にまとめを出したいというようなことで、住民説明会のほうは27年の6月以降に各地区へ出向いて御説明に上がりたいと、こんなふうに考えております。住民説明会ということで私どものほうは予定しております。

なお、せっかく国交省のほうからこういったチャンスをいただいたのですので、ぜひこのチャンスを生かしていけるよう、議員におかれましても知恵をいただきながら進めて、さらに進めていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（磯部輝次君）

短く。

○町長（山下治夫君）

短くします。私がこの計画をするために国、県へのほうへ何度も足を運んでおります。先ほど10年間で国が云々という話がありましたが、美浜町さんが計画するのであれば国も県も全面的に支援をするということはいただいておりますので、もちろん、住民の理解、議会の理解がなければこの事業は進みません。よろしく願います。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本辰見君は自席に戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで申し上げます。休憩といたします。再開は10時45分からといたします。

以上でございます。

〔午前10時24分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

中川君は質問する準備をしてください。

2番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君は質問をしてください。

〔2番 中川博夫君 登席〕

○2番（中川博夫君）

皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。議長の許可を得まして、一般通告書に基づきまして3項目を質問させていただきます。

1番目、旧道の隅切り及び拡幅についてですけど、その1番目が、これまでどのような対応をされてきたのか。

2番目、拡幅計画をつくり進めていってはどうか。

それから、大きい2番目、食と健康の館について。

1、新年度より運営計画に関し変更はあるか、あればその内容は。

2、館内の土産物出品について、検品はどのようになっているのか。

3番目、新設した倉庫は無駄だと思うが、費用はどの程度かかっているのか。

4番目、食と健康の館通信に対して、町はどのようにかかわっているのかどうか。

大の3番目、国道247号、山王川上流部人道橋について。

1番目、店舗への客と自転車通学生との安全対策はどのようになっているのか。

以上、3項目を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

中川博夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、旧道の隅切り及び拡幅についての御質問の1点目、これまでどのような対応をしてきたのかについてでございますが、道路の隅切りや拡幅の基準等はさまざまな形となりますが、地元区を初めといたします利用者の皆様の御要望や現場状況を勘案した上で、必要に応じ、土地所有者の御協力をいただきながら進めてまいりました。

また、幅員4メートル未満の道路については、家の新築、増改築等を行うときにあわせ、建築基準法で後退の義務が定められている土地を、所有者の御理解、御協力をいただきながら拡幅整備を進めております。

次に、御質問の2点目、拡幅計画をつくり進めていってはどうかについてでございますが、旧道の一部区間については道路整備計画を策定しております。

その他の区間については、既存の住宅が密集しておりますし、拡幅等には数多くの建物への影響が懸念される状況であり、一律の整備の実施は困難であることから、拡幅計画の策定は考えていません。先ほど御質問のお答えをさせていただきましたが、道路後退用地の取得により随時整備を進めていく予定をしております。

なお、建物の取り壊し等により土地所有者の御理解、御協力が得られる場合等には、これまでと同様に道路局部改良によりまして整備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○経済環境部長（齋藤 博君）

次に、食と健康の館についての御質問の1点目、新年度より運営に関し変更はあるか、あればその内容はについてでございますが、現在、小野浦区にお願いしています食と健康の館の指定管理は、平成27年3月末でその委託期間が満了となります。

本年9月議会における中川議員の一般質問でもお答えいたしました。町は引き続き小野浦区に管理運営をお願いしたいと考えております。

また、同じく9月の一般質問で、将来の目標として、道の駅あるいはこれに類する施設の整備を目指し、現在

の運営方法の中で見直すべき点は見直すとお答えいたしました。

食と健康の館は特産品販売とレストランが主な営業種目ですが、将来目標に向け進んでいくためには、これらの運営主体はやはり1つであるべきだと考えております。

これまでに長きにわたり館のレストランを担っていただきました株式会社みはまさんにはただただ感謝あるのみでございますが、この方針に対して御理解をいただき、去る9月25日開催の取締役会におきまして、来年3月末をもって館のレストラン事業から撤退することが承認されたところでございます。

現在、来年4月以降の運営体制について鋭意検討を進めておりますが、中川議員には地元議員として御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、館内の土産物出品について、検品はどのようになっているかについてでございますが、館内の商品レイアウトは、主力である美浜の塩及び関連商品を前面に出すとともに、野菜などについても売れるものを目につく場所に配置するなど工夫を重ねているとお聞きしております。

とはいいながら、気づかない点も数多くあるかと思っておりますので、今後、適切なアドバイスをいただければ幸いに存じます。

次に、御質問の3点目、新設した倉庫は無駄だと思うが、費用はどの程度かかったかについてでございますが、御指摘の倉庫は総務省の地域経済循環創造事業交付金により整備したもので、事業費は461万7,455円ですが、このうち約3分の2は交付金を充当しております。

この倉庫についても、美浜の塩ソフトクリームの移動販売車と同じく事業主体は小野浦区であります。倉庫として、また、移動販売車の車庫としての使用だけでなく、今後においては野菜など特産品の売り場としても活用していく予定であるとお聞きしております。

なお、建設位置につきましては、事業主体であります小野浦区の区有地であること、さらには自然公園法などの規制をクリアできる場所という条件の中で決まってきたものでございますので、よろしくお願いいたします。

もっと奥のほうにできなかったのかという御指摘につきましては、館の奥にある既設の倉庫の場所では十分な面積が確保できないなど、物理的な制約がありました。

倉庫の色が暗いという御指摘もありますが、既製品を選んだことに加え、有利な交付金を利用して、まずは整備することを優先した結果でございます。

なお、お客様や地元の皆様に親しまれるようなペイントにつきましては、今後の課題であると認識しております。

次に、御質問の4点目、食と健康の館通信に対し、町はどのようにかかわっているかについてでございますが、この印刷物は館の創意工夫により発行しているもので、町はかかわっておりません。

有益なアドバイスがありましたらぜひ館のほうへお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○建設部長（片岡 勝君）

次に、国道247号、山王川上流部人道橋の設置に伴い、店舗への客と自転車通学生との安全対策はどのようになっているかについてでございますが、本橋梁は国道上流部の下り車線への設置となりますので、店舗駐車場への乗り入れ等の車両との安全面につきましては、従来と大きく変化がないものと考えております。より安全の確保を図ることから、国道から橋梁への自転車や歩行者の進入路を明確にするために、地先ブロックとソフトコーンの設置を予定しております。

なお、工事の進捗の状況につきまして御説明いたしますと、盆明けの8月18日から現場に着手しており、既設

構造物の取り壊し後に、くい打ち、橋台の築造を終えて、10月22日には橋桁の架設、その後、上部工の整備を実施いたしました。今後、高欄の設置、路面舗装等を予定しております。

これまで関係者の御理解、御協力をいただき、工事を順調に進めることができ、完成の予定が2月末日となりましたことを、御報告とともに感謝申し上げます。

なお、これで上り下りの両車線に人道橋が完成することになりまして、地域住民を初めといたしまして、自転車通学の生徒の通行の利便性や安全性の向上に寄与するものと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

中川君、再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

1番目のこれまでどのような対応をしてきたのかということなんですけど、西部地区、それから東部地区、ずっと車で走りながら見てみますと、旧道のほう、角地が多いのが目立ちます。今まで住民様の御意見で、一応、交渉したり、そういったことでやっているところがあるかと思うんですけど、まだまだ進んでいないのが現状ではないかなと思います。そのため、車の出入りが困難だということも多々あるんじゃないかなと思います。

職員の皆様もそういったところの旧道から御自分の屋敷の中に入る方も多少はみえるんじゃないかなと思いますんですけど、そういった御意見を、やっぱり角地の1坪か2坪を町としても地権者の方々と話し合って、協力していただくように、そういった努力がまた今まで以上に必要じゃないかなと思いますんですけど、そういった観点から、車が、角地が入りにくいと、中は広いんですよ、そういった中で、皆さん方がやっぱり現地を見ながら、そういうチェックを、一遍アンケートを職員の方々もとっていただいたらどうかと。やっぱり、そういった中で車が入りにくいから、家族の方々もちょっとほかの広いところへ出ようかという方もみえる方もお聞きしております。

だから、空き家対策のほうにも一部はなるんじゃないかなと思いますんですけど、その辺はどうでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

先ほど御答弁させていただきましたように、今現在の進め方といたしましては、もちろん隅切りも含めてですけど、建築基準法に伴いますセットバックでの改良、そういった整備を進めているのが現状でございますし、今後もそれにつきまして、隅切り等につきましては各毎年度要望いただいております、そうした中で、所有者の協力が得られるところから進めるという形をとらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（中川博夫君）

お隣の武豊町では、こういった行政のあれができていないか、ちょっと調べないとわからないんですけど、一応、武豊町では、ちょうど拡幅する場合、またそういった条例があるみたいですけど、その辺の活用を、また、本町としてもやっぱり条例をつくる必要があるんじゃないかなと思いますんですけど、その辺はどうでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

武豊町に条例云々ということですが、それも参考にさせていただきますが、何より所有者の御協力が第一となりますので、その辺の対応をきっちりと進めたいと、こんなふうには思っております。

○2番（中川博夫君）

こういった拡幅計画は、やっぱり住民さんの御意見も多かろうと思います。ここがちょっと切れたらと、そういったことも地主の方とやっぱりお話し合いが必要になってくるわけなんですけど、この角地を見直す提案を、やっぱり役場の職員さん、皆さんで御提案をしていただいて、各課も関係なくしてこういったことが必要じゃな

いかなと思うんです。そういった提案をまた1つまとめ上げてお話し合いの場をつくっていただければ、また違ったアイデア等も出てくるかと思えますですね。その点をよろしく願い申し上げます。

○建設部長（片岡 勝君）

今後の進め方について参考にさせていただいて、検討していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○2番（中川博夫君）

道路計画は本当にいろんな観点から、やっぱり土地の問題、地主の問題、いろいろ関係が来るかと思えますんですけど、どうしてもこことここだけは町としてもやらなければいけないという観点を、御要望を持っていただきながら、今後進めていっていただきたいと思えます。

それと、次に、2番、食と健康の館についてですけど、新年度より運営に関しての変更はあるか、その内容はですけど、今、申し上げましたように、指定管理者制度に基づきまして小野浦区がやっているわけなんですけど、今まで町職員が、区が指定管理者制度を受ける前に町職員が2名来ていただいておりました。そういった費用面等も勘案すれば、半分、2分の1ぐらいになっているかと思えますですね。ですから、一応、町としても関係があるものですから、どうしても小野浦区に任せたいというふうではなくして、どうしてもかかわり合いをもっと、今まで以上に持っていただくのが事業として成り立つことだと思うんです。だから、事業として成り立たなければ補助金だけ使って、それでやっていこうというふうではだめなんですよ。事業として成り立つように、皆さんも今まで以上に手を加えないとだめですよ。そういったことを強くお願い申し上げます。どうですか。

○議長（磯部輝次君）

答弁、要りますね。

○経済環境部長（齋藤 博君）

町の館は町の施設であります。たまたま指定管理をお願いしているわけですが、当然、町の施設でありますので、小野浦区に任せただとか、そういうことは考えておりません。ただ、指定管理の中でもやはりもうけていただく施設となっております。そういった意味で、区の自主性も大切にしながら、お互い話し合っていくことが大事だなというふうに思っております。

小野浦区も小さな区で、農地も少ない、今ですと、観光関係に携わる人だとか、サラリーマンの方々が主に占めておるかと思うんですが、館を中心としまして、区が活性化するような、町のまちづくりにちょうど区が挑戦していただいております。それを我々も支援していく、その区が館を中心としてうまくいけば、観光やまちづくり、町を引っ張っていくような形に小野浦区全体がなっていくといいなという思いを持って接していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

そういった御回答をいただきましたけど、区も一生懸命頑張っているんですけど、皆さん、みんな素人さんが多いんですよ。だから、それをどのようにして持っていったら売り上げ増になるのか、顧客に対して、また食と健康の館にお邪魔しようと、そういうことを、やっぱり見ていく必要があるんですよ。

ただ、定時から定時まで商売をやっていればいい、それだけではだめなんですよ。食べるものにしたって地産地消の野菜関係にしたって皆そうだと思うんです。だから、どこがキーポイントになるかを、やっぱり町職員の方々もお話し合いの場を持って見ていただく必要があると思うんです。

これは区民だけで一生懸命やっておるんですけど、一生懸命やっておっても1年はすぐ過ぎるとトータルが出てきます。それを、やっぱり売り上げ増のためにやるにはどういうふうにしていったらいいかという、そうい

う話し合いを持つ必要がもっとあると思うんですよね。それとも、他地区の同じようなところ、それから見学、だから、そういったところを自力でできるような対策が必要じゃないかなと思います。

○議長（磯部輝次君）

いいですか、答弁。答弁、求めますね。

○経済環境部長（齋藤 博君）

先ほども申し上げましたが、よく話し合っ、その辺はしっかり進めていきたいなと思っておりますので、また、中川さんも、具体的にこういうことをやったらどうだとか、御指摘やら指導いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○2番（中川博夫君）

じゃ、2番目に入ります。

館内の土産物出品についての検品、これは、何年も見ておるんですけど、やっぱり、売れるもの、売れていないもの、あると思うんです。だから、売れるものは前出しをせないかんということですよ、前出しを。前出しして、三月、半年たって売れていないものを、一遍計算を出さない、やっぱりだめなやつが多いんです。普通の百貨店にしてもスーパーにしても皆そうだと思うんですよ。だから、前出しを、どの商品が売れるのかを、それを、やっぱり目を光らせていただきたいと思うんです。

それと、食と塩をつくっているところも、お聞きするところによるとちょっと外へ出すようなんですけど、あの入り口を、玄関をもうあとちょっと広くしてほしいんですね、塩のほうの、今、炊いておるところまでは。

それをやれば、あそこの部分で地産地消の前出しが玄関でできるんですよ。あの奥ではちょっと、やっぱり目移りはしないですね。そういった方向づけやら何かを、やっぱりお客さんからのどうだろうという、それを見ていく必要があるかと思うんですよ。その点をよろしく御検討をお願いしたいと思います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

売れるものを前に、前面にということでございますが、館のほうも、中川さんにとってはちょっと物足らんかもしれませんが、一生懸命、職員、努力しておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

また、館内のレストランが今後一本化で運営していこうというような中で、これまで、狭いといいますか、あの館の中でレジが2カ所ありまして、2カ所あるとやっぱり人員的なロスもありますので、そういったことも含めまして、製塩工房、この辺の改造といいますか、位置関係だとか総合的にトータルで考えまして、もうかるそういう施設にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

職員も今、頑張っているということなんですけど、いろいろ、こんなことを言っはあれですけど、やっぱり経験と、ほかとのディスカッションをしていないと、どうしようとか、どうしようとか、ただ頑張っておるだけでは売れないときもあるんですよ。どうしたら、じゃ、買い物をしていただけるのか、お土産として。また、あそこの館の品物はよいとか、そういったものややっぱり研究しているかどうか、それも必要じゃないかなと思うんです。物1つを見てみても、どこでもメインがあると思うんですよ。だから、地産地消のものは玄関の入り口に置くと、その中からいいものを、やっぱり皆さんと相談しながら、ケーキ屋さんでもどこでもいいですけど、やっぱりメインとしての、ここにしかないものを出す必要があると思うんです。その点をよろしくお願ひ申し上げます。

○経済環境部長（齋藤 博君）

館のほうは、年間12万7,000人ものお客さんが来ていただいております。25年の統計でございます。そうしたことで、売れ筋を、またはどうしたら効果的に施設を運営できるだろうということで、昨年も三重県のほうに視察等をしておるようです。ちょっと町の名前は忘れましたが、また、そういう商品の関係、それから運営自体の関係と2点に絞って見学等もしてきております。そうした見学先も、地産地消については考慮した売り方だとか、そういったところを見てきたかと、そういうふう聞いておりますので、引き続き頑張ってそういったことを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。そういった観点から、もうちょっとまたいいアイデアが出るように、切磋琢磨をしていただければと思います。

それと、3番目、新設した倉庫は無駄、これは皆さんからよく言われるんですけど、国定公園法があったかと思うんですけど、時間がちょっと、建てるのに短かったと思うんだよ、対応がね。その辺が、四百何万もかかっているんだけど、その隣がバーベキューのあれをつくったから、あそこでもよかったと思う、あれ、使っていないよだから、ほとんど。だから、そういった無駄が生じているんですよ。その点をどう見えていますか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

ソフトクリームの車の車庫ということで、まずもって建てております。そればかりじゃなくて、やっぱりイベントのときにあそこで屋根のある販売だとか、それから、物産でも販売できるような形で、入り口で可能だということであそこに設けてあります。

やはり一番大きかった原因といいますのは、自然公園法で館の、今、裏側の昔田んぼだったところは、非常に厳しい1種地域といいますか、公園法の1種、2種、3種とありますが、厳しいエリアでありまして、区有地で区が主体でやっております事業でしたので、区有地で建てられる可能な場所というのがやっぱりそこしかないということであそこに建った経緯でございます。

それから、バーベキュー場のところということなんですが、バーベキュー場は、私は2回ほどお客さんが使っているところは確認しておりまして、もうちょっと館のほうもPRを兼ねながら利用していただければと思います。

それから、先ほどの指摘もありました館全体の利用、製塩工房だとかいろいろ考える中で、屋外でコーヒーを飲めたりだとか、いろんな形でひさしのバーベキュー場のところは考えていく必要があるかなと思っておりますので、これもまた区と一緒に話し合って進めていきたいと思っております。

以上です。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

本当に、バーベキュー広場ももうちょっと活用をしないと無駄だったんですよ、それはほかの人が見ても使用していないと。だから、もうちょっと玄関を広げるとか、そういったものに使用したほうが便利だと思うんです。それと食堂を、あと、今のバーベキュー広場まで出すとか、そういったことが必要だったと思うんですね。そうすれば、今の地産地消のものやら、それから、あと、お土産の配置がえ、そういったものもやっぱりできると思うんですね。その点をよろしくお願いします。

じゃ、4番目の、これは、今、西地区だけが回っておるんでしょうかね、こういうふうに入って。だけど、これは無駄なんですよ。だから、町も何でもらわないのか、町と関連しておるのに。だから、町ももらっていただいて、区から、それで見て、これは、これだったらいけないとか、それをやっぱりアドバイスする必要があるん

ですよ。あれだけの小さいものの字を誰も読まないですよ。もっと大きいものと、それと、やっぱり地産地消を
目がけてやっていく必要があるんです、ああいった通信は。それで、名古屋市、郊外の方、名古屋市のほうから
来る方、それと地元の方を2つ、2段でいいですよ。それと、もう少し字を大きくしないと、あれじゃ、いい
文章になっているときもありますけどだめですよ、あれじゃ。そういった指導をやっぱり僕はやってほしいな
ということなんです。彼独自でやって一生懸命なんです。一生懸命なんだけど、お客さんが見ても、これはいい
わというふうに持っていかないとだめだということなんです。だから、発行しても無駄になっておるんじゃない
かなと。

○議長（磯部輝次君）

中川君、マイクに触れています。雑音が。

○2番（中川博夫君）

そういった御指摘がありますので、また、よろしく指導のほうをしていただきたいと思います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

発行ごとに町へはもらっておりませんが、我々、館へ行くたびに確認、通信は見たりして確認はしておるこ
ろでございます。まだ始まって、区が運営して間もないところでありまして、ちょっと技術的な広報紙面づくり
が下手なところが、今、御指摘されたわけですが、これから担当者はやっぱりスキルアップしていただいて
ように頑張っておると思いますので、そういったことがあれば積極的に中川さんも御意見を添えていただい
たりとかしていただければと思っております。当然、我々もまた気づくところがありましたら相談していきたい
というふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。区のほうもまた頑張っているようだということなんですけど、遅いんですよ、時間
が、それじゃ。もう手直しをすぐやらないとだめなんです、今の時代ね。だから、いいことはいい方向に持っ
ていただくと、そういったことが必要じゃないかなと思います。よろしく願いいたします。

次、最後の3番目、国道247号、山王川上流部人道橋についてですけど、建設部長から先ほど御答弁いただき
ましたけど、一応2月いっぱいということですね、完成が。あそこの前を走っておりますけど、交通の面だ
とか、お店の車の出入り等でちょっと危ないなという感じがありますものですから、そういった、先ほどの部長か
らもお話がありましたけど、そのほかに、あと、こうして対処とか、警察関係、公安委員会だとか、そういった
ものは、まだほかからはお店のほうとしては話は来ていないですね。その辺、どうですか。

○土木課長（石川喜次君）

先ほどうちの部長のほうから御答弁させていただきまして、もともと左側通行でございまして、自転車通学に
つきましては左側通行で、後ろから車が来るという形になりますので、変化はないということで御答弁させて
いただいております。その他の公安委員会とか、それにつきましては、御意見はいただいておりますので、当然、
今後の通行で今までと違う体制になりますので、学校関係には当然今の形態で安全を確保していただくよう
お願いしておきますので、よろしく願いいたします。

○2番（中川博夫君）

それと、今、年末に入って来ておるわけなんですけど、御商売屋さんですもんで、そういった12月、1月はや
っぱり御商売の関係、年末年始とありますものですから、お店のほう売り上げを心配しておるとか、そうい
った面の話はお店のほうからはまだ出てきておりませんか、売り上げ減とか、何かでそうなった場合とか。

○建設部長（片岡 勝君）

隣接する店舗のほうから、売り上げ云々という、そういったお話は直接聞いてはおりません。ただし、今回の工事に伴いまして、12月並びに1月、これ、工事を休工するというので、クリスマス、お正月、年初めと、いろいろ店舗のほうも営業の活動が頻繁になりますので、その間は休止の申し出がございましたので、休止してもらいたいということがありましたので、これについてはそのとおり1月まで休工し、2月の再開で2月末の竣工を予定しております。

○2番（中川博夫君）

それと、お店のほうが借りている駐車場、その辺がどうしてもまだちょっとお話がつかないようなんですけど、その隣が、不動産屋さんが、今、立て札が立っておりますけど、そういった方向で、これ、強制的にはできんかと思うんですけど、何とかいい策が、知恵を出していただけないかと思っているんですけど、その辺を解決しないとせっかくできたものがまた無駄になるかと思うんですよね。その点を、どうでしょう。

○建設部長（片岡 勝君）

駐車場の一部の用地をいただき、今回の工事に踏み切っておるわけですが、それに対応する代替の駐車場用地ということで、議員も御承知だと思いますが、関係各者の打ち合わせを随時進めて、何とか代替の駐車場、あるいはその土地の所有者、この3者におきまして鋭意協議を進めて解決の方向に向けたいと、このように思っておりますのでお願いいたします。

○2番（中川博夫君）

どうもありがとうございました。そういったふうで、大変な案件がかかわっておりますけど、スムーズにまたオープンができますように、双方とがうまくいきますように願っております。よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席に戻ってください。

〔2番 中川博夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、鈴木君、質問する準備をしてください。

ここで、議長のほうから一言言っておきます。つまり、12時を延長する可能性があります。御了解のほう、ひとつよろしくお願いいたします。以上でございます。

6番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子さん、質問をしてください。

〔6番 鈴木美代子君 登席〕

○6番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、議長宛てにあらかじめ提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

まず、第1点目は、同報無線についてであります。

9月、10月ごろ、日本共産党は町民アンケートを実施しました。返送されてきた中に、同報無線の苦情が多くありました。ハモってしまって何を言っているのかよくわからないという声が多かったです。

町としてどうするつもりですか。全世帯にアンケートをとるなりして同報無線の状況を調べ、同報無線を有効に使うべきではないでしょうか。

第2点目は、新江川の河和橋についてであります。

新江川の河和橋が現在、工事の真っ最中です。もう終わりだと思っておりますけれども、今、どこを直しているん

ですか。今までに何度か修繕しておりますが、この橋は築何年で、耐震はしてありましたか。将来的に全面改修する計画はあるのでしょうか。もちろん、県管理の橋ですから美浜町にとっては大問題であります。県に対して改修要望は出しているのでしょうか。

第3点目、河和南部地域の養鶏業者についてであります。

この10月下旬、河和南部小学校のグラウンドで鶏をくわえた野犬が3頭、住民に目撃されています。その後すぐにPTA関係者が町に陳情したと思うんですが、住民の声を聞いて、町としてどんな対応及び指導を養鶏業者にしたのでしょうか。その後もグラウンドで野犬は目撃されています。子供たちの安全対策はどのように考えているのか。被害が出てからでは遅い。どうするのか。

また、同じ養鶏業者が矢梨の山に糞尿を野積みにし、雨などで糞尿が垂れてきたため山の中に埋めたということが住民に告発されています。住民からの連絡で町当局は初めて知ったのでしょうか。この間、担当はどんな指導をしてきましたか。

第4点目は、プラスチックの回収についてであります。

美浜町と南知多町で運営している知多南部衛生組合では、廃プラスチックを回収しておりません。近く広域化することが決まっているんですが、知多管内でプラスチックを回収していないのは美浜町と南知多町だけではないでしょうか。広域化がスタートするまでにプラスチックの回収を何とか開始しませんか。町の基本的な考え方をお伺いします。

第5点目は、大川の草刈りについてであります。

これは、6月議会、9月議会、そして12月議会と3度目であります。大川の川底や側壁から生えている草木はいまだに刈られていません。6月と9月議会で質問して、今回で、先ほど言いましたように3度目なんですが、この声は県に届いているのでしょうか。

町としては、草刈りはやる気はあるのでしょうか。9月議会の答弁は、南知多の草刈りが終わったら直ちに美浜の大川をやるという話でしたけど、あれから一生懸命、私は注意深く見ているんですが、まだ草刈りはやられておりませんし、中州に生えた大きくなった木がまだそのままなんです。一体いつやるのか、きっちりと答弁を願います。

これで壇上での質問を終わります。

○総務部長（森田 篤君）

鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、質問の1番目、同報無線が聞こえないという声があるがどうするかについてでございますが、議員御承知のとおり、同報無線につきましては、災害発生時における正確で迅速な情報伝達を目的とした設備であります。地域における拡声子局、いわゆるラッパからの放送設備でございますが、設置当初から、放送が聞き取りにくい、聞こえないといった同報無線に対するさまざまな御意見を町民の方々よりいただき、その都度担当者が現場に赴き、状況を把握するとともに、その対応をまいりました。多くの御意見は、風向きですとか、強風時、大雨時に窓を閉め切っている場合に聞こえないといった声でございますが、当然、閉め切った屋内では聞こえませんので、そういった御意見につきましては、専用ダイヤルによる放送内容の確認や個別受信機の設置について説明をまいりました。

議員御質問の同報無線が聞こえないという声がございましたら、担当である防災安全課まで御連絡くだされば、誠意を持って対応をいたしますので、よろしくお願いをします。

今後とも、非常時における情報の伝達手段としての同報無線の適切な管理と個別受信機などのPRに努めてま

いますので、議員におかれましても町民の方々へのPRをよろしく願いいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

次に、新江川の河和橋についての御質問の1点目、将来的に全面改修する計画はあるかについてでございますが、本橋梁は県の管理いたしますもので、昭和29年に架設され築造が60年余り経過しております。

現在、県により、長寿命化を図るための修繕工事、補修工事が実施されている状況でございます。現時点においては、全面改修の計画、時期は未定であるとお聞きしております。

次に、御質問の2点目、築何年で耐震はしてあるかについてでございますが、平成9年に橋桁のかかり長の拡幅など、落橋防止のための改修工事を実施しております。

この改修につきましては、平成7年に発生いたしました兵庫県南部地震の甚大な被害を受け、平成8年に耐震の設計基準が改定された対策として実施されたものでございます。

次に、御質問の3点目、今の工事は何をしているかについてでございますが、工事の内容は、老朽化対策事業といたしまして、耐用年数の経過した上部工の補修、橋の伸び縮みを吸収するための伸縮装置及び欄干部分の高欄の取りかえ、そして路面舗装の打ちかえを、橋梁の健全化や機能回復のため実施しております。

これまで道路の規制で町民の皆様方に変御迷惑をおかけしておりましたが、12月1日をもって片側通行は解除されましたので、御報告申し上げます。来年1月末の完了予定となっておりますので、いましばらく御協力をお願いいたします。

○経済環境部長（齋藤 博君）

次に、養鶏業者の問題についての御質問の1点目、鶏をくわえた野犬が目撃され、PTA関係者が町に陳情したが、町としてどんな指導をしたかと、2点目の子供たちの安全対策をどのように考えているかにつきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

10月下旬に地元区長さんや学校関係者から、野犬についての情報をいただきました。

また、河和南部小学校PTA関係者が2名で来庁され、子供たちの安全の観点から野犬対策についての要望があり、現在、町で行っております野犬捕獲かごでの捕獲についての現状と今後の対策について御説明いたしました。

ここで、河和南部地区における野犬の捕獲状況を少し御説明させていただきます。

町では、古布地区の養鶏場付近と矢梨・切山地区の養鶏場付近に野犬の捕獲かごを設置しており、昨年の実績で、古布地区で32頭、矢梨・切山地区で9頭、計41頭の野犬を捕獲しましたが、これは、昨年度の総捕獲数66頭のうち約6割を河和南部地区にある養鶏場付近で捕獲したこととなります。

また、今年度は10月末現在で、古布地区で3頭、矢梨・切山地区で28頭、計31頭の野犬を捕獲しており、これは、総捕獲数46頭のうちほぼ3分の2を河和南部地区にある養鶏場付近で捕獲したこととなります。

また、PTA関係者との話し合いの後、11月に入ってからでございますが、使用していない鶏舎2棟に入り込んでいた大型の犬を3頭、鶏舎内から外に出られないようにした上で、愛知県動物保護管理センター知多支所の職員と町職員とで捕獲いたしました。

なお、野犬やカラスが鶏舎等に進入できなくする対策と、死亡鶏が餌とならないような対策を施すよう、役場にて養鶏場経営者に対しまして指導したところでございます。

現在でも野犬が生息し、対策に追われているところでありまして、町としても大変心配しておりますが、地元の区や学校関係者からの野犬の情報をいただきながら、捕獲かごの最適な設置場所の選定を行うとともに、動物保護管理センター知多支所の御協力によりまして、定期的に、集中的に野犬の捕獲業務を行う予定でございます。

ので、よろしくお願ひいたします。

次に、御質問の3点目、糞尿を野積みにして、雨で垂れてきたのを埋めたと聞いているが、町当局は告発で初めて知ったのか、また、指導はしたのかについてでございますが、今回の情報は、地域の住民の方より連絡が入り、現地を10月6日に確認しております。その状況について養鶏業者に確認したところ、畑に堆肥をすき込むため一時置き場として置いてあるとのことであり、至急すき込むよう指導いたしました。

10月31日に、県環境保全課、農政課、農業改良普及課、西部家畜保健衛生所、町環境保全課及び農業水産課職員で現地のすき込みがされている状況を確認し、長期の野積みにならないよう指導するとともに、地域住民と共存できる経営・営農方法となるためにも、畑に堆肥を入れる場合は早い時期にすき込むよう強く指導いたしました。

今後、堆肥の処理、農場内の清掃など、環境面に十分注意して、環境改善を含め、地域と共存できる経営をしていただくよう指導してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、廃プラスチックの回収についての御質問にお答えいたします。

この御質問は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、通称容器包装リサイクル法に関することだと思いますが、この法律は、循環型社会形成を推進する法律のうち、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、リサイクル等に関する法律でございます。

御質問の回収とは分別収集を指すものと思いますが、本町の廃棄物の収集業務は、南知多町とで組織しております知多南部衛生組合で業務を行っておりますので、3者で確認事項などを決定した上でお答えすることが本来ですが、法の目的や組合での処理状況等を踏まえましてお答えいたします。

法の目的は、これらを適正にリサイクルすることにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用を通して、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することでございます。

また、この法律では、関係者の責務として、消費者及び事業者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用など、容器包装廃棄物の排出の抑制を行うことなどが規定され、また、市町村の責務としまして、国の施策に準じまして、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別基準適合物の再商品化等を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されており、いわゆる努力義務となっております。

現在、知多南部衛生組合での処理状況は、これら容器包装廃棄物は可燃物として処理されており、これらを分別するためには、町民の皆様になんたな分別品目を追加し、収集をすることが必要であり、それに伴う経費も発生します。

なお、今後、2市3町で計画中の広域ごみ処理を踏まえまして、既に取り組んでおります半田市、常滑市、武豊町の実情を考慮し、ごみの減量化、再資源化のため、分別を進めていく必要がございます。

御質問の廃プラスチックの回収、つまり容器包装の廃棄物の分別収集につきましては、南知多町を含めまして、知多南部衛生組合と調査研究を既に進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

次に、大川の草刈りについての御質問でございますが、さきの定例会でも御質問があり、御答弁させていただいたとおり、南知多町と両町の県が管理する全河川の草刈りが完了後、本河川の中州にあります樹木等の除去処理を実施する予定とお聞きしております。

また、本年度中には必ず実施する旨の回答をいただいておりますので、御理解願ひたいと存じます。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君、再質問はありますか。

○6番（鈴木美代子君）

同報無線ですけれども、私たち、アンケートに名前が書いてあればこの地域だと言えると思うんですけど、とにかくアンケートですから名前があるのとかないのとか一緒に返ってきますのでこの地域だということは言えませんが、布土もありました。河和北屋敷もありました。2件ありました。何件かあるんですけど、ここに、防災対策についてだけ答えてもらっている、これ、あるんですけども、私は東海岸しかやっていませんから、西海岸もあるだろうと思うんですけども、全部で3,500枚ほどアンケートを配って、全部で115だったかな、戻ってきました。同報無線が聞こえないという人が何件か、十何件あったんですね。だから、せっかくの同報無線だから有効に使ったほうが、私は本当に美浜のためだと思うし、全部で約2億円近くお金を使いましたかね、1億何ぼだったかも、はっきり覚えていないんですけど、たくさんのお金を使った同報無線だものですから、調べることは全くできませんかね。私にぜひ協力と言われても私も困るものですから、同報無線を本当に効果的に、先ほど言いました効果的に使うようするにはやっぱり調べるべきだと思うんですけども、その辺はどうですか。

○防災安全課長（天木孝利君）

同報無線の受信状況について調べることはできないでしょうかといった御質問かと思えます。

これにつきましては、当初、整備しましたとき、平成22年ですか、そのときから電波状況について綿密な調査をさせていただいた中で、各スピーカーの方向だとか、そういったものを十分に検討した中で設置をしてみました。

なお、当初に設置した後におきましても、やっぱり議員御指摘のとおり、ここについて若干おかしいんじゃないかということで、年々、その当初の年にも変更設計をかけて追加したり向きを変えたりだとか、すぐしてきて、ほぼそれにつきましては、24年度に大体の分は終了したというふうには伺っております。私もそのように聞いてはおります。

それでも、なおかつ、アンケートにもあったように、聞き取りにくいとか云々というのは確かにございます。それはどうしても、音という性格上、皆様も御承知かと思いますが、天候によって当然、風向きが変われば当然聞こえない、ある日は聞こえたんだけど次の日には聞こえない。これは当然音ですのでどうしようもない問題ではございます。その中において、一応最良の場面ということで、決してベストだとは申しませんがベターな状態で現在は稼働しておるものだというふうに信じております。

それでもなおかつあるようでしたら私どもも出向いて調査のほうもさせていただきますが、第二の手法といたしまして、総務部長も回答させていただきましたが、まず、放送が流れたということに関しまして、地域放送についてはちょっとできないんですが、町からの一斉放送ですとか、それから、国からの緊急放送、これにつきましては一応、専用ダイヤル、これのほうを設定してございます。何か鳴ったなと思ったら、その番号をかけていただければ何を流したかということがすぐわかるようにはなっております。

その番号が何番だということにつきましては、私ども、整備しましたときからずっと広報で広報させていただいて、それ、皆さん知らないかと思うので、今回、ちょっと持ってまいりました。

それで、この一番最後のページのこの部分、ここにその番号が記述してございます。これ、毎月ずっと、整備してからずっとやってきております。ぜひこの点も皆様にPRしていただければと思っておりますので、よろしく願います。

○6番（鈴木美代子君）

私もこういった苦情にどうしたらいいのかなと思っていろいろ考えたんですけど、私たちは6,000円で買いま

した小型受信機を持ってもらうのが一番いいと思うんですね。武豊なんかでは普及させるのに、隣組の長や何かをやった人には全部そうやって普及させたいんですけど、美浜町では、それこそ6,000円というのは高いと思うものですから、もう少し安く普及して、この同報無線がしっかり聞こえるように、同じことでもんね、できればと思うんですけども、アンケートの中には、子供が何人かいて、子供も一緒に避難しないかんから、小さい子供がいる家庭はもう少し安くないかと、そういう声もあったんですけど、いかがですか。

○防災安全課長（天木孝利君）

議員のおっしゃるとおり、現在、個別受信機につきましては、一般世帯につきましては一応1台6,000円、75歳以上が属する世帯につきましては1,000円、65歳以上の世帯、65歳以上の方のみの世帯についても1,000円というふうで、それぞれ御負担をいただいて配付のほうをさせていただいております。現在、昨年まででその台数が大体約2,200程度、今のところ配付させていただいております。

その個別受信機につきましても、何度も申し上げておりますが、非常に有効な施設でございますので、私も今年度も引き続きPRのほうをさせていただきながら販売のほうをさせていただいておるわけですが、まだ、今年度に入りましてからで約四十数台、50台弱が一応、事ある、それこそ防災訓練のときですとか、そういったときにもPRをさせていただいて、じゃ、私もぜひ買わせていただくということで御購入をいただいております。

ただ、武豊町につきましては、議員のおっしゃるとおり、無償で全戸配布ということでございますが、決して安いものではございません。財政力も当然見て御承知かと思えます。

南知多町が今年度から、年明けぐらいからそれを配付予定をさせていただいておると伺っております。南知多町につきましては一応、基本3,000円ということで、高齢者割引とかそういったことはなくて、あくまでも要支援者、災害時における要支援者の登録があった方については無償で提供をしたいという方向だそうです。

美浜町としまして今から、今後それを安くするとか、無償で配るといふことにつきましては、財政状況、それから、大事にさせていただくということもありますので、何とか今の価格で販売のほうをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

今言いましたけど、小さい子供を持っている家庭なんかは安くできないですか。補助できないですかね。

○防災安全課長（天木孝利君）

議員のおっしゃるのは重々にわかります。しかし、こういった言い方が正しいかどうかは別なんですけど、やっぱり安心も自助、自助の中の部分で、その6,000円が自助に当たるんじゃないかなというのも考え方だと思います。決して、ただで、無償で配っておるから町はそれで知らんぷりというわけでもございませんし、当然、自分自身でもしっかりと管理をしていただくということも大事ですので、何とかその辺については御理解のほうをいただきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

今言いましたみたいに、ただでとは言っていないんですけど、子供が、小さい子をたくさん持っている、3人ぐらいおる家庭なんかは大変だと思うから、私はぜひ補助を考えてやってください。

次に、新江川の河和橋についてであります。

今、答弁がありましたけれども、昭和29年の築何年かという60年ということで大変な代物なんですけど、橋がどうしても狭いものだから、古い橋だから狭いものですから、あそこで詰まっちゃうんですね。渋滞するもともあの橋だと思うんです。あの橋をもう少し広くするにはやはり全面改修しかないと思うんですけども、全面改修は美浜町から、私は要求を出すべきだと思うんですけど、いかがですか。町民のためを思うなら、やっぱり要

求を出して何年には、橋だものだからたくさんお金はかかりますけど、何年後には改修する、修理するという
ことで、新しくするというので、その辺の要求をしていくべきだと思うんですけど、いかがですか。

○建設部長（片岡 勝君）

河和橋につきましては、以前より県の要望のほうに上げさせていただいております。それに伴いますのは、河
和駅前交差点改良事業という名目で要望を随時続けさせていただいております。長寿命化を今回図った中での整
備を行いましたのでしばらくはないと思いますが、単発での橋梁改築ということは考えられません。交差点改良
に伴う拡幅橋梁改築と、やるならそういう運びになるんじゃないかと、そんなふうに思っております。

○6番（鈴木美代子君）

私も一般質問で、何年ごろだったか、ごめんなさい、きちんと調べていませんが、河和駅前の交差点改良であ
そこを直さんことには渋滞は解消できないということをお願いした覚えがあります。ぜひ河和駅前交差点の改良
で要望を、そういう要望をもちろん出していただきたいと思います。

それから、養鶏業者についてであります。

養鶏業者についてですけれども、町は具体的には捕獲しかないとすかね。本当に、私は保護者から話を聞いた
んですが、子供の命が心配だと、もちろんけがもあるでしょうけど。学校のグラウンドで3頭もおつたと。ほん
で、それからグラウンドに来ているんですよね。その辺はどう考えてみえますかね、どうしたらいいと。教育
長、どうしますか。子供のことなんですけど、大事な子供の命がかかっていると思うんですね。どうしたらいい
と。策はないですか。

○教育長（山田道夫君）

おっしゃるとおり、南部小学校区で登下校途中だとか、そういうときに野犬がいるという情報はいただい
ております。策はないかといって、学校でやれることはとにかく近づかないとか、学校でやれることはそういうこと
で、とにかく、犬を減らすということはちょっと、学校としては直接できませんので、子供には指導して
おります。

○経済環境部長（齋藤 博君）

捕獲しかないとすかねということですが、やはりあそこ施設一帯に集まって、あそこ施設一帯で町内の捕獲の
6割を、野犬の6割があそこ周辺で捕獲されておるといような状況で、餌にならない、どうも何か餌があるだ
とか、そういうことに関連がしてくると思います。ということで、野犬なんかが進入しない対策を、これを指導
しております。野犬対策としましては、そういう施設の扉をもう少し設けるだとか、いろんな堆肥場だとか、側
壁、破れておるフェンスというのか、側壁を直してもらうだとか、そういうことが大事だということだと思っ
て、一番大事なことはそれに向かって経営者が一生懸命努力していただく意識改善だというふうに考えて
おりますので、よろしく申し上げます。

○6番（鈴木美代子君）

今おっしゃるとおりですね。私、経営者、どういうつもりでいるのかなとお話ししたことがあるんです
よね、どういう形で指導しているのか。災害が起きてからでは済まないんですよね。死んだ鶏を絶対に餌にしないとい
うことを本当にきちんと厳しく指導してほしいし、穴があいているところはぜひ、鶏舎なんかで行き来できるよ
うなところがあれば絶対そこは直せと、すぐ直せと、本当に。餌がなければ寄ってこないんですよ。ところが、
餌が今のところ甘いものだから、厳しくないものだから、だから来るんだと思うんですよ、私。

申しわけないけど、その南部地区の経営者は全国養鶏業者団体の会長だそうですね、今。全国の会長だそう
です。私は彼にもう少し意識改革をしてもらいたい、その援助を町でぜひやってほしい、町がぜひ厳しく指導して

ほしいんですが、いかがですか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

全国の養鶏関係の会長さんだと言われましたが、多分、郡と県の代表、会長だというふうに聞いております。

どうしたらいいのか、先ほども申したように、やっぱり餌にならないようにということが一番大切でありますので、廃鶏、1日に多分、37万羽平均で飼っておりますと、40、50ぐらい死亡鶏が出てくるかと思えます。これを廃棄物の専門処理業者をお願いするとか、合法的な処理の仕方でも野犬の餌にならないように指導していきたいというふうに考えております。

○6番（鈴木美代子君）

あそこで働いている人も一生懸命働いていますけれども、残念ながらちょっと言葉が通じないときもありまして、その従業員に対しても、鶏を捨てないでとか、きちっと指導をしていただきたいと思うんです。今、現実には保護者が登下校を交代か当番でやっているんだと思うんですけど、やはりそれだから、じゃ、町は何もせんでいいかということは絶対はないと思うので、その話も、町が本気で野犬対策をやらなければ、私は保護者がかわいそうだと思うんです、子供たちももちろんかわいそうなんです。グラウンドに出られなくなっちゃいますよね、本当に。グラウンドで野犬が見つかったということはグラウンドで遊べなくなってしまうし、だから、その辺できちっと町としては厳しく業者も指導していかないといけないし、ぜひその辺、お願いしたいと思うんですね。

それから、最後になるんですけど、もう一つ、プラスチックのことも検討するのではなくて、もうやっていけないんじゃないですか。アンケートでも、軟質のプラスチックを可燃ごみに入れるのはどうかとあって、そういう批判もあったんですね。私たちが知っているようなあれなんですけど、私たちは、プラスチックは本当に、前のときもプラスチックはちゃんと分別してほしいといっているんですが中に入っていないんですね、分別の中には、ぜひ分別してほしいということと、それから、最後になりますが、大川の草刈りも、私は最後まで、草刈りをやってもらうまで何遍も言いますが、本当に古布の住民の方は待っているんですね、どうなった、どうなったとあって。早く草刈りしてほしいし、あれ、災害が起きたときには大きくなった木が邪魔になると思うんですよ、本当に。きちっとやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○土木課長（石川喜次君）

町といたしましても、県に対しましてこれまで、要望書も実は提出してございます。9月の議会でも御答弁させていただいておりますけど、両町終わってから予算の範囲内ということをお返答させていただいております。

実は、両町の終わった草刈りの時期は、11月まで草刈りをやってもらったそうです。今、県において変更の進めると、予算の残を出すと、これから美浜町の樹木等の伐採の実施をするというように回答をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

○経済環境部長（齋藤 博君）

容器包装の分別の関係でございます。

広域は平成34年に完成しまして、それからスタートしていきます。それよりも早い段階で、今、組合の担当者レベルで打ち合わせをしております、実施に向けて協議中でございます。

これは、当然、広域で合体すれば、ごみ質も他市町とある程度合わせないかんということもあります。それから、国からの減量目標、リサイクルの率を上げてくださいという、そういう大きな目標も、国から交付金をもらう関係上ありまして、どうしてもやらなければならない事業でございます。そのために今、準備、努力しております。

決まりましたら、町民の皆様にはやっぱり一手間おかけすることになりますので、区長会初め地区住民説明会

を地区ごとに開きましてスタートしていくというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君、ありますか。

○6番（鈴木美代子君）

大川の草刈りですけれども、本当にやってもらえるんだろうかという声があるんです、古布の住民の中から。またいいかげんに終わっちゃうんじゃないという声があるんですよ。私はそんなことは許さないといって、何遍もやってもらうまで質問するよと言っているんですけど、古布の住民の方も、今までだと本当に中までやってもらわなくて、さらっと川の周囲をやって、それで終わっているんですね。それではもう、今、だめだと思うんですよ。災害も来るし、集中豪雨だってありますから、そうすると、大きくなった木や何かが邪魔なんですよ。草も邪魔ですし、ヨシなんかもあんなにたくさん要らないから、ヨシも邪魔ですよ。ヨシは確かに川を浄化するために必要ですけど、あんなにたくさんは要らないと思います。だから、しゅんせつができなければ草刈りだけでもいいし、本当にできればしゅんせつもお願いしたい。本当に住民の方は困っています。ぜひよろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔6番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで申し上げます。ここで休憩といたします。再開は13時、午後1時からといたします。

以上でございます。

〔午後0時10分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

千賀君は質問をする準備をしてください。

4番 千賀荘之助君の質問を許可します。千賀荘之助君は質問をしてください。

〔4番 千賀荘之助君 登席〕

○4番（千賀荘之助君）

昼からの一番バッターとして千賀が指名されました。ただいま指名されましたということですね。議長の許可がおりましたので、一般通告書に基づいて壇上からの質問を始めさせていただきます。

1番、美浜町行政に求められている課題は何か。

民間シンクタンク日本創成会とありますが、これは、このシンクタンクという言葉は頭脳集団でございます。その日本創成会がことし5月に公表された、国全体で約1,800ある市区町村で2040年までに消滅してしまう可能性がある自治体が896あるとしております。ここに美浜町が含まれているかいないかは別にして、以下、次の点について問います。

1点、財政運営の課題はどうか。

2点、地域づくりの課題はどうか。

3点、農林漁業の課題はどうか。

4点、社会福祉の問題はどうか。

5点、高齢化社会と各医療の課題はどうか。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

千賀荘之助議員の御質問にお答えをいたします。

まず、美浜町行政に求められている課題はの御質問の1点目、財政運営の課題はについてでございますが、平成25年度決算をもとにお答えをいたします。

9月定例会にてお認めいただいたとおり、平成25年度一般会計の決算額は、歳入総額76億8,949万1,000円、歳出総額72億9,191万7,000円であり、実質単年度収支が2億3,861万1,000円の黒字となっております。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によります4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうちで1つでも基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の再建に努める義務が生じますが、本町におきましては4指標全てで基準を下回っておりますし、率そのものも過去3年間連続してよい方向に推移いたしております。

これらの点から、現状では、数値的には特別問題視されるような状況ではないと考えております。しかしながら、歳入の柱であります町税につきましては、地価の下落はとまっておらず、また、人口減少にも歯どめがかからないことから、今後大きな伸びは期待できないこと、また、景気対策による交付金は臨時的なものであり、国の施策により大きく影響されることから、これらは大きな懸念材料であり、財源の確保が大きな課題であると考えております。

この点を踏まえ、前年度が好決算であったことを決して楽観視することなく、今後も引き続き歳入財源の確保に向けた努力と長期的な財政見通しに基づく事業の厳選を行い、安定的な財政運営を維持していくことが非常に重要であると認識をしております。

厳しい財政ではありますが、町民の皆様方の幸福を実現するために、歳入の確保及び福祉の向上に今後とも鋭意努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の2点目、地域づくりの課題はについてでございますが、第5次美浜町総合計画の町の将来像の基本構想でも位置づけいたしましたように、「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」をモットーに、多くの町民がお互いの役割と責任を確認しながら、支え合いと活気に満ちた協働による持続可能なまちづくりを推進していく計画を作成いたしました。

そうした中で、人口減少にかかわらず、まちづくり、地域づくりを支える要素といたしまして、まずは人づくりがあると思っておりますが、地域づくりを支える人材を見出し、あるいは育てるシステムがありませんでした。

次に、場所の存在かと思えます。地域づくりに参加する人が集まるためには、あそこに行けば何かがあるという拠点が重要です。

次に、コミュニティーの自立には資金が不可欠と考えます。

本年度より、それら地域づくりの課題を解決するために、人づくりではみはま地域大学を開校いたしました。この大学は、地域社会を担うことのできる人材を育成する場であり、町民の学びの場の創設とともに、日本福祉大学が文部科学省から採択を受けました地（知）の拠点整備事業で、大学と地域と行政の3者で、地域の価値、資源、課題を掘り起こし、地域社会と教育活動に還元する計画を目指しております。

場所の存在では、日本福祉大学大学内へ地域住民を招き入れて学ぶ拠点、Cラボの設置、資金不足の解決では、

住民みずからの企画提案により実施する新たなまちづくり活動に対しての交付金制度、美浜町まちづくりエンジンぷらんの創設を行いまして、本町に住み、働き、学ぶ全ての人がみずから主体的にまちづくりに参画する意欲にあふれ、お互いに協力しながら安心・安全で元気な町を育ていけるよう、今後とも努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の3点目、農林漁業の課題はの御質問についてでございますが、農業、漁業には共通した課題がございます。それは、議員も御承知の後継者不足の問題であります。この問題は美浜町のみならず全国的な問題であり、平成24年度から新規就農総合支援事業を、国の100%補助により、新たな農業従事者の発掘に取り組んでおります。美浜町の実績といたしましては、2夫婦と4人の新規就農者に補助金を交付し、農業の担い手の育成に努めております。

しかしながら、従来農業を専業としている農家は、高齢化が進み、後継者不足となり、年々減少傾向となっております。漁業経営におきましても、ノリ養殖、採貝業、角立て網、底びき網漁など、高齢化が進み、特に施設整備の必要なノリ養殖業において、急激に経営戸数が減少しております。

後継者の育成はもとより、農業の耕作放棄地の問題、漁業においては漁業基盤整備の問題が山積いたしております。すぐに解決できる問題ではありませんが、生産物の流通や消費者のニーズに合った商品の製造、ブランド化の推進などに取り組み、商品の高付加価値等を目指し、あいち知多農業協同組合及び漁業協同組合など関係機関と協力し、農業、漁業が魅力ある業種となるような取り組み、施策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の4点目、社会福祉の課題はについてでございますが、まず、福祉とは幸せということであり、社会福祉となれば全ての人々を幸福にすることだと私どもは理解をしております。その意味から、子供から高齢者まで、住民の誰もが住みなれた地域の中で心豊かに安心して暮らせるよう、いわゆる地域福祉を進めているところでございます。

政策といたしましての社会福祉制度は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などに分かれ、それぞれの法律や制度によって必要な福祉サービスが提供をされています。

近年は、少子・高齢化や人口減少、核家族化が急速に進行、厳しい経済情勢などにより、新たな福祉課題が顕在化しています。

孤立死や自殺、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが年々増加し、人々の価値観も物の豊かさから心の豊かさへと変化してきています。

本町は福祉サービスとして、高齢者福祉では、各地域でのサロン活動や敬老会等の開催による交流促進、高齢者タクシー助成制度、障害者福祉では、児童発達支援わかば園の開園や地域生活支援事業の充実による自立支援、児童福祉では、保育サービスの充実や、放課後児童クラブ、子育て支援センターの設置による子育て支援の充実など、地域の実情に応じた施策を進めてまいりました。

これらの地域福祉は、公的な福祉サービスだけでは解決できないさまざまな生活課題について、住民一人一人が努力する自助、住民同士が相互に扶助する共助、公的な制度による公助の連携によって解決していくことが重要でございます。

今後とも、必要とする公的福祉サービスを充実させていくとともに、サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるよう、住民の皆さんはもとより、町を初め、社会福祉事業者、ボランティア団体、民生・児童委員等が連携協力し、自助、共助、公助を組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の5点目、高齢化社会と各医療の課題についてでございますが、我が国の高齢化は急速に進んでおります。国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎えており、今後も速いスピードで高齢者人口が増加し、平成72年には国民の約2.5人に1人が65歳以上になることが予想されています。年間の死亡者数におきましては100万人を突破し、近い将来170万人弱になると予想されております。

現在、病院で亡くなる方は約8割で、単純にベッド数、医療従事者の数からしても、従来型の病院医療は限界が来ていると言われております。そこで、厚生労働省では、平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

医療については、住みなれた自宅や介護施設等、患者が望む場所でのみとりの実施ができるよう、在宅医療を充実させるということであり、そのためには、定期的な訪問診療、急変時の一時的な入院、訪問看護などを進めていくものでございます。

本町におきましても、この高齢化社会に対応していくため、本年度策定いたします第6期介護保険事業計画に、美浜町の実情に合った地域包括ケアシステムの構築を位置づけし、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会より御協力をいただき、地域医療の充実を図っています。具体的には、医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会によります休日当番医制度の実施、8020表彰、薬の健康相談、大災害に備えた防災訓練等で御協力をいただいております。また、知多厚生病院には地域の災害拠点病院として御協力をいただいております。医師会、歯科医師会の先生方におかれましても在宅医療に力を入れておられますし、知多厚生病院も地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めようとしておられますので、本町といたしましても、今後とも引き続き、医師会、歯科医師会、薬剤師会並びに知多厚生病院と協力、連携し、さらなる地域医療の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

千賀さん、再質問はありますか。

○4番（千賀荘之助君）

町長の非常に丁寧な、かつ的確な答弁をいただき、一安心しております。美浜町は決して消滅はしないと、そういう確信を持ったところでございます。

ところで、せっかくの機会でございますので、町長は、意気込み、また、いろんな立場で御答弁願って、再質問ということになりますと、各テーマの問題点の各部局から、私のほうから質問をいたしますので、その任に当たる方の答弁をお願いいたします。

1番の財政運営の課題は何か、これは、先ほど町長が本当に詳しく説明、答弁していただきましたが、この担当者の方のどのくらい頑張っておられるかということにつきましてお聞きしたいと思います。

1番、地方分権時代の地方税源の充実強化についてはいかがですか、2番、悪化をたどる地方財政、急げ構造改革をと、まず2点を再質問とさせていただきます。

これはどこの部局ですか。よろしく願いします。

○総務部長（森田 篤君）

それでは、御質問で、今、地方税の充実、そういう御質問だったかと思っておりますので、地方税につきましては、国のほうの法律でほとんど決定をしておることになっておりますので、地方税、独自になかなか課税をし

ていくというのが難しいことがあります。国の法律の中でしっかりと課税をさせていただいて、もう一つ、課税をした分につきまして、滞納のされる方がないように丁寧に説明をして税を完納していただくというふうで税金のほうを払ってもらっていきたいというふうに思っております。

もう一点は構造改革という関係の御質問だったでしょうか。構造改革につきましても国の法律によってくるところが非常に大きいものでありまして、その国の法律の枠内で、美浜町の中で、美浜町に合った形の仕事の持っ ていき方というものをつくって最大の行政効果を上げていくというふうに、これまでもそのように役場の中で努力をしておりますし、これからもそのようなふうでやっていくということでもありますので、御理解をお願いしたいと思えます。

○4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

総務課長さんにお伺いいたします。

美浜町は、そういったことには該当いたしておりません、先ほどの町長の答弁の中で。だがしかし、最悪の場合、財政が再生ということになった場合、何をなすべきかということにつきまして、あなたの所見をお伺いいたします。

○議長（磯部輝次君）

千賀さんに言います。総務課長でよろしいですか。部長ですか。どちらですか。

○4番（千賀荘之助君）

課長。

○総務課長（本多孝行君）

先ほど町長の答弁でも触れましたが、財政再建に関する4つの指標というのがございます。現在は、今、議員のおっしゃったように該当しないということで、決して大変危険な状態ではないということは間違いございません。ですが、これも答弁にございましたように、今後の国の施策によっても変わってまいりますし、財政の基幹であります町税の今後の見通しにつきましては大変厳しいものがございます。そういったことを勘案いたしますと、毎年毎年、適切な管理をする、非常に簡単なことかもしれませんが、この基本に立ち返り、その辺をしっかりとやっていくことが大事ではないかというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

○4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

この問題は、非常に複雑かついろいろな点があると思いますが、これはあくまで財政運営でございますので、それに沿って再度質問をさせていただきます。

これは税務課長さんにちょっとお尋ねしておきますが、国民全体の納めておる税金の該当者の額を、半分は国が取って、その残りの半分が地方に支給されておるといいますか。その辺についてはどういうことになっておるんですか。

○税務課長（廣澤辰雄君）

所得税の関係ですが、収入、住民が給料等をいただいた場合、その所得の金額によりまして、国税であります所得税の税率が決まっております。それで、あと、美浜町の住民税、そちらにつきましても住民税率がございます。一般的には1割となっております、所得税と住民税、それぞれ国民の方に負担をいただいている状況でございます。よろしくお伺いします。

○4番（千賀荘之助君）

課長さん、御苦労さんでした。

そこで、中央政府が、例えてみますとですよ、半分取っておいてですよ、地方分権、何分権と言ってありますが、実質的には官僚に支配されておる今の日本の、そういった面の実態であろうかと私は思っております。そういった点について、一々ですよ、東京まで、何か大きなことをやろうと思うと陳情。町長、1年間に何回ぐらい陳情に上がっておりますか。お答えください。

○町長（山下治夫君）

陳情も含めて東京へ行く回数は、一月1回から2回は平均したら行っているんじゃないでしょうか。

○4番（千賀荘之助君）

そうしますと、大ざっぱな形でいきますと、年間25回ぐらいは行っておると、そういう判断でいいですね。ということは、憲法で保障されておるですよ、税までですよ、時の政府が対応をいろいろな形で入れかえてですよ、それで、何かあったら俺のところへ言いに来いと、そういったことが国会議員の特質であります。

今、ちょうど衆議院議員の選挙の真っ最中でございます。そういった意味において、私は常々、不信感を持っております。国会議員もですよ、何か、50席というんですか50人ですか、いわゆる民間でいうというところ、いわゆる定数の削減、そういったことはですよ、3党合意ですよ、しておきながら、解散前にできないということは、全く自分たちだけのことしか考えていないと、私はそういうふうに思っております。地方の市長さん、町長さん、本当に御苦労さんだと思います。俺のところへ来い、そうすれば何とかしてやる、それで選挙になるという、今は保守系が政権をとっております、保守系ですよ、地方議会議員まで総出をさせて、この忙しい暮れに、また、議会中ですよ、何だかんだと言って、こんなとろい国がありますか。私は非常に残念だと思います。この議会でこういった発言は、議長として耐えがたい、発言停止と言いたいところでございますが、私は、大きな意味ですよ、町長を擁護しておるとこの点だけ忘れんようにお願いします。

ところで、一般の企業も、この役場の事務事業、これも、ある意味では、民間にすれば町政は独占企業になっております。そういった中で、私がなぜこんなことまで言わなきゃいけないかだとか、なかなか皆さんお聞き苦しい点があつて申しわけありませんが、先ほど、町長からの優秀なる答弁に基づいて、私は各部局に、今、再度、どの程度と言っちゃえらい失礼ですが、どのくらい職員が社員として勉強しているかということをお聞きしていきたいと、そういう観点からの再質問ですので、その辺をしっかりと、腹をくくって答弁してください。それをまず期待しておきます。

次に、もっと論じたい、利益と負担、最小の経費で最大の効果、地方団体の行財政法の基本理念であると思いますが、その点につきましては先ほど町長から答弁をいただいておりますので聞きません。

次に、地域づくりの対応について質問をさせていただきたいと思っております。

この担当部局はどこですか。

〔「企画部が担当になると思います」と呼ぶ者あり〕

○4番（千賀荘之助君）

わかりました。

6点ばかり、ちょっとお願いいたします。

住民のコミュニティーづくり、住民の生活の場所として、住民の自主性と責任のもとでそれぞれが一定の目的を持って相互の信頼感で結ばれた集団活動といいますが、このことについて、今、美浜町でどのような指導をなされておりますか。

○企画部長（靱山博資君）

地域コミュニティの質問かと思えますけれども、美浜町におきましては、従来からございます各行政区を中心にそういったコミュニティの願いをしておるところでございます。また、協働のまちづくりということで、町政にいろんな意味での御意見をとり入れながら、そういった意味での住民参加のほうもお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（千賀荘之助君）

続いて、地域づくりとアイデアからという点につき、また、地域の活性化、特異性のために何を美浜町としてやっておりますか。お尋ねいたします。

○企画部長（靱山博資君）

町長が壇上でもお答えしましたように、今年度からまちづくりエンジョイぷらんという事業を始めまして、これにつきましては、御承知かと思えますけれども、住民の自主企画によりましてそういった公益的な事業をやっていただく事業でございまして、そういったことで地域づくりの一助という形をとらせていただいております。

○4番（千賀荘之助君）

時間もありませんので、少しはしよらせていただきます。

企画部長さん、我が美浜町で、自慢話に何かあるでしょうか。お答えください。

○企画部長（靱山博資君）

美浜町の自慢といいますのは自然だと思います。自然と、それから、そういった地域に根づいた産業という農業だとか漁業だとかが盛んに行われているところだというふうに思っております。

○4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

ボランティア活動の育成だとか支援についてはどのような対応をしておりますか。

○企画部長（靱山博資君）

ボランティア活動につきましては、先ほどから申し上げております協働のまちづくりの中でいろんな方に行政に対しての協力をお願いしておるところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○4番（千賀荘之助君）

次に、農林漁業の課題について、再度、再質問ということで、関係者は経済環境部長さんですか。

農業も、もうこうなってくるといって、企業的な感覚を持ってやらないととてもない、生活ができないという境地に追い込まれております。農業問題というのは、もう一度、裸になって、農民一人一人が本当に真剣に考え直さないといつて、例えて言うと、政府の減反政策でもですよ、ほかの者は減反したって俺は減反せんと。それで、縁故米で売っちゃうと。農業者というのは、私もその一員ですが、やはり地域があって、昔は共同体で頑張っておりましたが、最近、構造改善、いろいろなことが国の補助で進められて、農地の条件もよくなっております。だがしかし、ことしあつらの生産物については、例の政府の外交政策の一環としてT P P、あの問題に結びつけて、全国農協連が、政府と裏でどのような話し合いをしたか私はわかっておりませんが、一挙に60キロ当たり4,000円も前渡金を減額しました。これは、もしT P Pが妥結した場合、あと2,000円ぐらい安く、アメリカから日本種の、短粒種の米が、名古屋港まで1俵6,000円が入るそうでございます。それに近づけておるのかなと思っております、いずれにしても、農業問題、これ、難しい問題なんですね、実際のことを言うといつて。

美浜の農業について、先ほど町長から答弁をいただいておりますので余りくどくどとは申しませんが、先ほど言ったように、農業も企業的な感覚を持ってやっていく時代に入ったと思えます。そういった点について、美浜

町の担当として、どのようなお考えをお持ちですか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

やはり、千賀さんのおっしゃるとおり、企業的感觉、大変大事な要素でありまして、米をつくっておるだけ、野菜をつくっておるだけ、これではやっぱりだめだと思っております。自分で売るだとか、加工して売るだとか、いろいろ売り方も、新しいインターネットを利用したりだとか、いろんな形で新しい感覚で経営が必要ではないかと、こういうふうにも思っておりますので、やる気のある、そういう農業の方々に対しまして、相談に乗ったり、支援をしたり、いろいろな形で協力し合いながらやっていきたいと思っております。

○4番（千賀荘之助君）

残り時間も、あと、議長さん、どれだけありますか。

○議長（磯部輝次君）

7分ぐらいですか。

○4番（千賀荘之助君）

これ、時間切れだね。じゃ、引き分けにしておくか。

人口問題、きょうの課題の消滅、これは、岩手県知事を3期務め、また、総務大臣をやられた増田寛也さんのレポートでございます。やはり、若年女性が半減することで自治体の消滅が始まるということも1つの議論としてあります。

美浜の場合、亡くなる方と生まれてくる方の比率、今、どのようになっていますか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

生まれてくる方は160ぐらいでありますけれども、亡くなる方が年間どのぐらいあるかにつきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、この場でお答えすることができません。済みません。お願いいたします。

○4番（千賀荘之助君）

いいですか。まだ、時間、ありますね。

じゃ、最終のお礼を申し上げておきます。

町長、まことに的確な、また、今の美浜町に希望の持てる答弁、ありがとうございました。まず、お礼を申し上げます。

それから、総務部長さん、あなたも非常に熱心に対応していて、部下を相当教育なされておるような点が非常に感銘を受けたところでございます。ありがとうございました。

それから、企画部長さん、あなたは何といても美浜町のあらゆる面の総監督のような立場ですので、その辺を、町長の片腕どころか両腕、全身を支える、そういう気持ちで頑張ってください。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、千賀荘之助君の質問を終わります。千賀君は自席に戻ってください。

〔4番 千賀荘之助君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

森川君は質問をする準備をしてください。

8番 森川元晴君の質問を許可します。森川元晴君は質問をしてください。

〔8番 森川元晴君 登席〕

○8番（森川元晴君）

皆様、こんにちは。大変厳しい時間帯ではありますが、千賀議員のおかげで皆さん目が覚めたのではないかなと、そういうふうに思っています。ありがとうございます。

議長の許可が出ましたので、通告質問をさせていただきます。

1、美浜町総合公園整備事業について問う。

（1）この事業の目的は何か。また、人口減少、少子・高齢化と騒がれる中、本当にこの事業を、今この時期に莫大な税金を投入することを町民は望んでいると思うか。また、そもそも町民はこの事業のことを知っているのか。

（2）現在ある町民の森、今、整備している遊歩道と、利用者数はどのように見込んでいるのか。また、現在の町民の森の利用状況は。

（3）現計画事業は、広大なグラウンド等を整備し、地域交流拠点地域と考えているようだが、町内外利用者数をどのように見込んでいるのか。

（4）財政的に維持管理はどのような考えを持ち、どの程度、町の負担が増大するのか。

大きな2番です。過疎化が進み、空き家等人口減少が進む地域について。

（1）過疎化、空き家等が進行している地域を町として把握しているか。また、そのような地域は近い将来、どのような町並み形成になっていると想像するか。

（2）定年後、もともと住みなれた地域にリターン、また、新生活を始める若い世代が生活をしたいと思える地域整備とは。今、何が必要と考えるか。

大きな3番です。町道等、交通を妨げる樹木、竹林等について。

（1）人、車両等が、町道にはみ出した樹木、竹等に接触して賠償を求められたとき、町としてどのような対応をするのか。

（2）地主にどのような指導をしているのか。

以上で通告の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

森川元晴議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、美浜町総合公園整備事業についての御質問の1点目、この事業の目的は何か、町民は望んでいると思うか、また、町民はこの事業のことを知っているかについてお答えをいたし、そのほかにつきましては担当部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

さて、この事業は、地域づくり、町の魅力アップを目指す施策の一環で、交流人口をふやし、ひいては美浜町に住んでいただける人をふやすことを狙いとするものであり、交流拠点構想の中で町の活力を生み出すような拠点づくりを目標としています。

今回、総合公園の未整備部分の散策路を整備することにより、吉田池を中心とした自然に触れ合える歩行環境が整うこととなり、さらに、町民の森やオレンジラインハイキングコースとの連携による活用促進や自然散策を通じた町民の健康づくりにつながっていくと考えております。

また、公園内の知多半島古窯群を保存することで、減少傾向にある美浜町の歴史文化の遺産を後世に伝える重要な場となり、その結果として、隣接する図書館や生涯学習センターとの連携により、古窯群を通じた町の歴史、文化を学べる場として、町民の生涯学習や小・中学校の校外学習などの展開が図れると考えており、そのための

遊歩道整備を進めているところでございます。

また、第2町民グラウンドの機能を総合公園へ集約することにより、レクリエーション拠点としての機能充実を図り、拠点性を高めることで、美浜町を代表する交流拠点の整備が進むと考えております。

また、観光協会と共同して、宿泊を伴った大会を誘致し、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

なお、本事業に対する、町民の皆様方からも御要望をいただいております、体育協会初め各種団体から御支援の声をいただいているところでございますが、第2グラウンドを利用していただいている方にはこの計画をお知らせし、御意見等をお聞きいたしております。議員の皆様には一部事業の概要をお知らせしているところでございますが、計画がある程度進んだ段階で具体的な内容を一般の皆様にもお知らせができると考えております。

私からは以上でございます。

[降壇]

○建設部長（片岡 勝君）

次に、御質問の2点目、町民の森、今、整備している遊歩道と、利用者数をどのように見込んでいるのか、また、町民の森の利用状況はについてでございますが、遊歩道につきましては、自然との触れ合いや健康づくり、歴史、文化を学べる場といたしまして利用を見込んでおります。多くの町内外の方に利用していただけるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

町民の森の利用者につきましては、団体申込数で、ことし5月から11月までの7カ月間で1,000人余りとなっておりますが、町民の森と遊歩道は近い位置に隣接でございますので、相互利用が進むPRをしていこうと、このように考えております。

次に、御質問の3点目、町内外利用者数をどのように見込んでいるのかについてでございますが、現行計画は、基本的には第2町民グラウンドの機能の移転でございます。ソフトボール場2面であったものを、野球場2面にする計画でございます。また、2面のサッカー場としても利用していただきたいと考えております。

町民大会を初め各種大会が総合公園へ集約でき、1カ所で開催できるようになるものと思っております。現在の総合公園グラウンドの利用者が年間2万1,000人、第2町民グラウンドが4,000人、合わせて2万5,000人ですが、効率よく使い勝手がよくなることから、一層の利用者の増加を見込めるものと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、4点目、財政的に維持管理はどのような考えを持ち、どの程度町の負担が増大するのかについてでございますが、基本的には第2町民グラウンドの機能移転でございますので、維持管理につきましては、面積が増嵩した分については多少増加することが予想されておりますが、その一方で、グラウンドが集約されることにより、維持管理の面においては有利になると考えております。建設費におきましては国の交付金を2分の1見込んでおり、また、その他財源として都市計画税を予定としておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、過疎化が進み、空き家等人口減少が進む地域についての御質問の1点目、過疎化、空き家等が進行している地域を町として把握しているか、また、そのような地域は近い将来、どのような町並み形成になっていると想像するかについてでございますが、まず、過疎化、空き家の発生は、美浜町だけではなく全国で進行している問題と考えています。

本町においては、ひとり暮らし老人世帯の増加も年々増加していると認識しておりますが、今後は核家族化が一層進み、若い世代が町外へ転出する傾向がますます強まることが危惧されているところでございます。その結果、空き家が増加し、十分に管理の行き届かない家屋がふえると想像することができ、このままでは近い将来、美浜らしい町並みが失われていくことが懸念されるところでございます。一方、少しずつですが、市街地の中に

新しい住宅が建っていることも事実でございます。

次に、御質問の2点目、定年後にリターン、また、新生活を始める若い世代が生活したいと思える地域整備とは、今、何が必要と考えるかについてでございますが、まず、安定的に安価で魅力のある宅地の供給が第一だと考えております。また、その際に、新しい住宅と古い市街地をあわせて整備することも必要だと考えております。

そのためには、まず、地域整備という点では、ポテンシャルのある地域であるにもかかわらず整備がおくれています奥田駅前整備など、長年懸案となっております事業に着手したいと考えております。

一方、旧市街地においても町並み環境が改善され、古い市街地が少しでも再生されるような方策について検討していきたいと考えています。

また、空き家を活用する手だてといたしまして空き家バンク制度を始めており、空き家のあり方、活用の仕方などを実験するモデル事業などを行っているところでございます。

これらのまちづくりは、都市に追従するのではなく、田舎暮らしを提案するような発想の転換が必要だと考えています。例えば、農業をやりたくて転入したいと考えている人の受け皿をつくることや、スローライフができる菜園つき住宅地など、自然とともに暮らしていける町であることを発信することや、古民家に着目したまちづくりも興味深いものになると考えております。

個性的な町並みや景観や田舎ならではの路地などを見直し、町の魅力向上につながるような方策を講じることで、過疎化が少しでもおくらせ、空き家問題に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町道等、交通を妨げる樹木、竹林等についての御質問の1点目、人、車両等が、町道にはみ出した樹木、竹等に接触して賠償を求められたとき、町としてどのような対応をするのかについてでございますが、民法の規定によれば、樹木等の管理に瑕疵があることによって他人に損害を与えた場合においては、所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負うこととなります。しかしながら、道路に張り出していた立ち木の枝が原因で発生した事故について、道路管理者においても損害賠償が命じられた判例もございまして、事案ごとに対応せざるを得ないと、このように考えております。なお、過去において美浜町では、このような事例、内容により賠償を求められたことは一切ございません。

次に、御質問の2点目、地主にどのような指導をしているかについてでございますが、本年度に入り、御質問に関する苦情や通報は住民の方々から16件寄せられております。その対応といたしまして、まず、現場状況の確認を行い、簡易に処理できるものや緊急性のあるものにつきましては6件を職員や業者により枝払いや伐採を行ってきました。また、残る10件の所有者には、口頭やら文書により立ち木処理をお願いしております。

樹木の張り出しは、道路の見直しを阻害する、あるいは、車や歩行者の通行に支障を来すだけでなく、事故につながるおそれがありますので、樹木等の所有者には広報などを通し周知し伐採等をお願いしてまいりますので、議員におかれましても御理解、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

森川君、再質問はありませんか。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございました。

今、答弁のほうで、正直言って今のグラウンド等が多くの人利用されておるといことは本当にありがたいことだし、私もそこまでの利用者数とはちょっと想像はしていませんでした。ただ、言えることは、僕が一番心配しているのは、やはり財政的な面のことを一番心配していますので、その点を中心に質問をさせていただきます。

す。

まず、今回、この整備事業の素案、もととなった案というのか、本当のもとというのはどういう形で決まってきたのか説明していただけますか。

○建設部長（片岡 勝君）

この事業の素案はどのように決まってきたのかということですが、議会のほうで御承認いただきました基本計画に基づきましてこの事業を進めておるのが現状でございます。まずもってそれを冒頭にお話しさせていただきました。

素案につきましては、先ほど答弁のほうでも、私、させていただいておりますが、第2町民グラウンドの機能移転を発端として、その不十分な機能を充実させ、本来必要とする条件を盛り込むことが原点としての素案でございます。今現在の第1グラウンドの1面のグラウンドでは到底賄い切れませんので、それで、さらに2面のサッカー場兼用の野球場の追加をすることとなったものでございます。

また、町民のお母様方からも、子育て、子供のための遊具などを置いて子育て世代の方にも利用をできないかというような御要望を受けた中で素案づくり、基本計画を行っておりますので、お願いいたします。

○8番（森川元晴君）

先ほども町の5次総合計画書を見させていただいてまして、やはり載っています。確かにグラウンド、第2グラウンド等を集結して1カ所にまとめるということは大変いいことではないかなというふうには思っていますが、財政的な面を考えると、例えば総合計画に基づいて着々と事業を進められて、基本計画から始まり事業を進められていると思うのでありますが、やはり一番大切なのは、そのときの社会情勢とか時代背景というものがかなりの影響を及ぼすのではないかと思います。今、こういう情勢の中でこのような莫大なお金を使うわけがありますが、やはり、そういう社会情勢の中でも優先的に進める事業と考えていますか。その辺をお答えいただけますか。

○建設部長（片岡 勝君）

私たちというよりも本町におきましては、まちづくりの原点に立ちまして事業を進めようとしているところでございます。議員も言われました第5次総合計画の中で、私たちは今回の重要な施設と位置づけておりますので、公園施設とスポーツ施設の充実は、スポーツで身近なものにさせていただき、健康づくりに役立てていくための環境整備と位置づけさせていただいております。まちづくりの基本理念にも「健康に輝くまち」を掲げておりますので、その実現のために今すべきこういった事業であると認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（森川元晴君）

幅広くそういうふうに進められていくということは本当に、決して悪いことではないと思いますが、今の現状というか、今の時代というのは、先ほどから人口減少ということも叫ばれていますが、この先、そういうような整備をすることはいいことではあるとは思いますが、やはり、借金というのか、維持管理等が、次の世代にどうしても負担がかかっていくのではないかなというような心配が懸念されるわけですが、いま一度、またその辺のことをお伺いしたいんですけど、今、このような社会情勢というか、経済、景気の不安定の中で、そういうような事業は極力、やはり慎重に、また、事業を進めていく姿勢があると思いますが、いま一度お伺いいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

財政状況のことも踏まえてでございますが、この都市計画税の事業といたしましては都市施設の整備に充てられるものでございまして、今後も生活に密着した環境の整備に用いていく原則は全く変わっておりません。今な

すこの事業は今なすべき事業だと考えて取り組んでおりますので、今後、より広く、お年寄りからお子さんまで、年代を超えた世代の方々に御利用いただけるよう努めてまいることが第一だと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、今あります現状というのか、具体的にちょっと質問をさせていただきます。

先ほど、町民の森等利用されているのが1,000人、1,000人利用されておると言いましたかね。結構な数の人が利用されているなど感じました。ただ、やはり我々住民が思う感覚としては、今ある町民の森を、個々というのか、個人で散策されているような人というのはほとんど見かけないのではないかなというような思いでおるんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

町民の森ですけれども、単体施設でありまして、散策に限った、的を絞った、そういった施設になっていると思います。そのために利用も限られていると思います。それに比べて、今回整備している遊歩道については、総合公園の一部でありますし、総合的に、一体的にスポーツですとかレクリエーションで使っていただけたと考えております。多面的に利用が可能だというふうに思っております。ですので、皆さんに広く今後は使っていただけるものだというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○8番（森川元晴君）

ということは、町民の森というのは基本的には、そういうふうな、個々で散策するような場所ではないという意味合いですか。遊歩道整備というのはそういうことができるということなんですけど、そういうことですか。いま一度、ちょっとごめんなさい、町民の森の利用というのが理解できなかったもので、もう一度説明していただけますか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

済みません。個々の方で散策をしていただくという施設でありますけれども、実際のこちらの把握している利用者数という面では、団体で利用していただいている方の数を把握させていただいて、その数を先ほど報告させていただきました。

以上です。

○8番（森川元晴君）

わかりました。今後、皆集合していろいろな形の利用方法がされるというふうなことを期待しています。

もうちょっと具体的なあれですけど、ソフトボールチーム等にはいろいろな形で聞いたという話もありました。とにかく、僕が聞いた話では4.55ヘクタールという広大なグラウンドを整備するという計画でありますよね。本当に、野球場が2面、サッカーも2面とれるぐらいな広大なグラウンドであり、また、今の現ナイター設備のあるグラウンドもありますよね。それだけの広大なグラウンドが、一般の人たちが頻繁に利用するという事は、先ほど利用者数を言われましたけど、そこまでの人が利用されるということはどうしても、ちょっと想像がつかないんですけど、その辺の考え方をもう一度伺いたいのですが。

○建設部長（片岡 勝君）

利用状況につきましては、今現在のグラウンド、第1グラウンドで利用する団体数は、現在29団体。グラウンドゴルフやペタンクなどの大会も開催されております。第2町民グラウンドの利用者団体数は32団体でございます。

今後は総合公園において合わせて61団体が利用することとなりますので、今、4.55ヘクタールが大きいということでございますが、全く必要最低限の施設をコンパクトにおさめた計画を進めておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、どれぐらい、今、町として負担しているかというか、事業がどれぐらいお金がかかっているかということをおちょっと質問させていただきます。

今年度で遊歩道等の整備が終了されると思っておりますが、調査、設計、発掘等を含めて、この遊歩道を整備するのに何年かかり、総トータルの金額は幾らかかりましたか。

○建設部長（片岡 勝君）

遊歩道整備事業の総トータル予算でございますが、遊歩道整備には、調査の設計費、工事請負費など、1億5,120万円ほどになるかと思っております。その中身といたしましては、国と県の補助金が8,170万円、町の都市計画税充当分が6,790万円で、その他一般財源が160万円となっております。町費の歳出につきましては6,950万円で、全体の事業費の中の46%となっておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（森川元晴君）

結構な日数もかかり、また、莫大な金もかけてきたと思っておりますもんで、本当に、町民以外、また、観光客というか、町民以外の人も本当に利用されることを願っています。

それでは、また、今回計画されている総合公園事業、広大なグラウンド等をつくる事業のほう、これは、供用開始まで、総トータルとして予算は幾らぐらいかかる予定でありますか。

○建設部長（片岡 勝君）

交流拠点整備と申しますが、全体の計画のトータル予算が、現在、基本計画は作成中でございますが、今、おおよそ約10億円でございます。そのうちの約半分、5億円が町の負担となる見込みでございます。この大部分を都市計画税で賄う予定としておりますので、よろしく御理解のほど、お願いいたします。

○8番（森川元晴君）

10億円ということで、半分は県や国や補助してくれるということではありますが、やはり莫大な税金であります。これは、本当に町民の方がどのように感じるかというのは、個々、また、世代で違うと思っておりますが、本当に町民が納得する事業を進めていただきたいと、そのように思っています。

また、どの事業でもそうではありますが、物をつくることは割に簡単ではあるとは思いますが、やはり維持管理等で金がかかっていきます。そのことも踏まえて、先ほども言いました次の世代に負担のかからないような財政方法をとっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、過疎化が進む地域の問題についてであります。やはり過疎化が進み空き家等がふえてきますと、治安だけではなく環境にもかなり悪影響が出ます。何事でも同じですが、早目の対策、対応が必要であり、おくれればおくれるほど手がつけれなくなり莫大なお金がかかってきます。

過疎化が進行している地域を把握していただきたいと思います。その地域の住民、また、地主に相談をかけ、早期に、今後の整備、また、対策等を考えていく必要があると考えますが、その点に関していかがでしょうか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

過疎化の早目の対策としては、まず、空き家バンクを始めさせていただきました。また、日本福祉大学と協働で、古民家活用、空き家の活用の実験を行っておりまして、今後発生するであろう空き家のモデル的な利活用の

事例づくりを試みております。また、奥田地区においては古民家活用にあわせて、古くから形成されている町が抱える課題を解消して、歴史ある町のよさを生かす住まいづくり、まちづくりについて、住民の御意見を伺いながら検討しているところがございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

森川君、再質問はありますか。

○8番（森川元晴君）

それなりに過疎化が進行している地域は把握をされて、そこの住民、地主にもう既に相談というか、対策をされておるといことですか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

直接、個人の方ではなくて、地域の方の代表に集まっていたいで、そのような課題がありますねと、どのように考えておられますかというような調査をした経緯があります。

○8番（森川元晴君）

わかりました。

私の考え方を言いますと、まず、過疎化が進行している地域の整備、対策等は、もちろん雇用とか、その地域に住む利便性とか、もちろん安心・安全であるということがどの世代でも絶対に必要な条件であると考えています。まず、ここ美浜町といたしましても、空き家というか、過疎化が進行する前にやはり、先ほど言いました、定年後も住みなれた地域にリターンしていただく、また、若い世代がここで生活を始めようとマイホーム計画が立てられるような思いにさせるというのか、そのためには最低限どんなような条件が必要と考えておられるか、その辺、お答えいただけますか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

若い世代が住んでいただけるということを私たちも目指してまちづくりを進めております。若い世代が住んでいただける条件としては、まず、安全で安心して便利な暮らしができるということが第一だと思っています。それから、地域の中で健康で生き生きと生活して、また、交流ができるというようなことも大事じゃないかなと思います。また、美浜のよさを体験していただいて、地域に魅力を感じていただけるということがすごく大事じゃないかなというふうに考えております。

○8番（森川元晴君）

私が考えるには、やはり地域の安心・安全ということと、今の若い人の世代というのは、やはりプライベートを守り、生活しやすい環境が、僕なんかは一番必要ではないかなというふうに思っています。そのためには、過疎が進む地域に関して、やはりモデル地域として区画整備事業、ちょっと大げさな言い方になるかもしれませんが、そのようなことをしている市町もあると聞きますが、思い切った区画整備事業等はどのようなお考えであるか、よろしくお願いいたします。

○都市計画課長（河村伸吉君）

若い方は特に新市街地での生活を好むという傾向があると思っております。先ほど、区画整理というお話がありました。実現可能な規模を前提とした新規の土地区画整理事業も各地区で起こすことができたらと、それが理想だと考えております。そのような新規な事業であれば、言われておられるようなプライベートが守られるような町並みですとか住宅地が可能だと思います。そのためには、地区計画制度ですとか建築協定ですとか、そういった制度も活用できるというふうに考えております。

○8番（森川元晴君）

新しいところを区画して住むということは簡単でありますけど、古い地域というのか、昔からある地域というのは、古い建物だけが残って行ってだんだん老朽化して本当に寂れた町並みになっていくと思います。特にそういうふうなところが進む地域には、やはり過疎化を抑えるために優先的にそういうふうないろいろな対策を練っていただきたいと、そのように感じていますので、よろしく願いいたします。

最後の質問であります。交通を妨げる樹木等というのは全国的にも、どの市町にも結構多い問題でありまして、裁判等にもなっていると聞きます。実を言いますと、私の住む地域でも苦情等を聞いています。一般的には地主の管理責任が問われると思いますが、先ほど部長が説明されましたけど、道路管理者として、もちろん全くの責任がないとは思いませんので、いま一度、町として、その管理者としてどのような対策を考えていくかお答えいただけますか。

○建設部長（片岡 勝君）

対策といたしましては、今まで進めてやってきていることに対し同様に進めていくことは前提でございますが、樹木所有者に対しまして伐採するようお願いをしておりますと同時に、広報やホームページに啓発文を掲載いたしますので、町民の皆様方に協力をいただきたいと思いますので、議員におかれましても御協力のほど、よろしく願いいたします。

まずもって、この案件につきましては、所有者がまず第一、基本的には民法717条で基本となっております。ただし、道路管理者としても、そういった判例の中で責任を問われたケースがございますので、十分注意した中で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございます。

最近のニュースでは、悪質なクレーム等をつけてお金をだまし取るというような詐欺事件等もあると聞いています。

また、ほかで気になる点は、電線にひっかかっていたり、街灯、標識灯に覆いかぶっている場所もあると思いますが、町としては、そのような場所、先ほど結構チェックしているようなお話でありましたが、私の住む地域でも結構あると思いますが、町としてはしっかりと把握していますか。いま一度お答えをお願いします。

○建設部長（片岡 勝君）

私どもの土木課のほうで定期的に道路パトロールのほうを実施させていただいております。現場の巡回の際にそのような状況に気がつき、処理はしてくることもございますが、その多くの情報は、住民の方々からの連絡、そういった通報によるものが多々でございます。全て町が把握しておるかということに対しては、ちょっと全体を把握してはおりません。そういった情報を得られた中で、うちのほうの道路パトロールとあわせて把握していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（森川元晴君）

いま一度お伺いしますが、そのような明らかにこれは危険だなというふうな場所のときは、いま一度お伺いしますが、どのような対応をされますか。

○建設部長（片岡 勝君）

それが第一発見者の通報者であれば、速やかに土木課のほうへ連絡していただき、現地に出向き、道路管理上著しく危険で緊急性があるという場合につきましては、速やかに所有者を調べた中で、所有者の同意をいただいた中で、町のほうで対応をしておるケースがございます。

○8番（森川元晴君）

そのような対応をしていただけるということではありますが、確かにもう何十年も茂っておるような樹木というのは、本当に道を覆うように茂っています。それを簡単には、地主もそうだし、素人ではなかなか切れない、また、お金もかかると思いますが、やはり危険というふうなことを感じた場合はそういう大木であったとしても伐採をしていただけるのでしょうか。もう一度伺います。

○建設部長（片岡 勝君）

道路上に張り出している樹木等につきましては、まず、第一前提は所有者でございます。ただ、これは県道でも国道でも同じでございますが、所有者に連絡して連絡がついた、その中で、とても私はできませんというような中で、事例のケースといたしまして、役場さん、私はできないので業者を紹介してくださいということで、地元の業者を紹介させていただいた中で、所有者のほうで撤去、処分をさせていただいたケースもございます。

また、町のほうで道路管理上必要だというふうに認めた場合、これはケース・パイ・ケースでございますが、業者発注による伐採のほうを施行したケースもございます。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございました。

確かに町道を覆うように、ぱっと見、見た感じは緑があっというふうな感じがするんですけど、やはりちょっと、せこ道というか、中道に入ると本当に、新しい新車というか、ちょっとワゴンタイプの車なんか、するんじゃないかなというような道が結構あります。町のほうもそういう道を一回よくチェックしていただき、また、所有者等にも指導していただき、今のお話ではありませんけど、所有者がどのような対応をするかわかりませんが、やはり町民が危険だと思われるような道がありましたら、町として速やかに対応していただきたいと、そのように感じておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、森川元晴君の質問を終わります。森川君は自席に戻ってください。

〔8番 森川元晴君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日12月5日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後2時34分 散会〕

平成26年12月5日（金曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月5日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	西田林治君
福祉課長	沼田治義君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	磯貝尚美君	農業水産課長	永田哲弥君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	石川喜次君	都市計画課長	河村伸吉君
水道課長	齋藤功君	生涯学習課長	坂本順一君
学校給食 センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

[午前 9 時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

ことし最後の一般質問の日でございます。

傍聴者の方にお礼を申し上げます。何度も何度も議場に足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。私ども議員、または職員ともども、大変励みになっております。今後もより一層の御指導をお願いいたします。

なお、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の諸君より質問の通告をいただいております。そのうち3名を本日举行します。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

それでは、杉浦君は質問する準備をしてください。

9番 杉浦剛君の質問を許可します。杉浦剛君、質問をしてください。

[9番 杉浦剛君 登席]

○9番（杉浦 剛君）

2日目のトップバッターで質問に立たせていただきます。皆さん、おはようございます。

さまざまにいろんな問題がありますがけれども、こういった一般質問を通じてどれだけその問題の核心に迫れるか、日ごろの議員の資質を問われる、本当に貴重な緊張する場面でありますけれども、一生懸命質問していきたいと思っておりますので、当局側の答弁については本当に誠実に答えていただき、ともにこの課題を乗り越えていくべく一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ通告しました通告書に基づきまして、今回は2問の質問をさせていただきます。

まず、最初は、我が美浜町の水道のインフラのことであります。

戦後、日本は本当にさまざまなインフラを整えてまいりました。先人の努力によって、いつでもどこでも手に入る安全な水。この安全なということに関しては多少、いろんな塩素水とか、問題はありますがけれども、これは、世界中どこでもこのようなシステムではありません。現に今、まだまだ多くの、アフリカ、アジア、いろんな国々

では、子供たちが汚水の水を飲み病気になるったり死に至るといふ本当に悲惨な現実が多くあります。そういったことを考えてみますと、我が日本、我が美浜町はこのように、今もコックをひねればいつでも水が飲める、こういった世界一であるとも言える水道のインフラが整っております。

しかし、このインフラが、高度成長期以降、徐々に整備されてきましたが、40年という耐用年数というものがあるそうなんです。そこで、ことしの夏は、日本各地でさまざまな現象が出てきました。ある日突然、走っている車の横の道路から10メートルもの水柱が出てきたということが多く報じられました。あるテレビを見ておりましたらそういった番組がありましたので、私は、これは我が町にも必ずそういった現実はあるのかなということに心配になりまして、今回の質問を取り上げさせていただきました。

戦後、あの高度成長期以降につくられた、40年を経過した水道管をめぐり、各地の自治体が次々と、トラブルをめぐる応急措置に追われております。そんな中で、私は以下3点について、美浜町の水道管のことにについて伺いたいと思っております。

1点目は、美浜町の水道管の現状はどうなっているのかということであります。

そして、2点目ですが、40年を過ぎた老朽管の一部というものは、もう既に布設がえなどして着手しておると思いますが、今後、その他の老朽管整備、または耐震整備などは、どのようなものを計画として持っているのか。

3番目としては、そういった工事をするのに多大なお金が必要になります。そういった場合、起債をするのか補助金でやるのか、いろんな形がとられると思いますけれども、これから人口減少が始まっていく中、もう既に、水道料金、水道料そのものが低下しているのではないかと思いますので、今後はそういった工事費にかかるお金をどうするのかということで、水道料金の値上げ等、これからかかるであろう住民負担をどのように考えているのかというものを3点目にお伺いしてまいります。

大きな2点目です。

もうこれは既に何回も、私、質問させていただいておりますけれども、総務省の昭和25年住宅・土地統計調査によりますと、2013年10月の全国の空き家数は全国で820万戸、空き家率は13.5%で過去最高になったそうです。そのうち、賃貸だと別荘の空き家を除いた実質的な戸数は360万戸ぐらいだそうですけれども、5年前に比べると約50万戸ふえたということで、これは年々増加する傾向は、もう皆さん、自分の家の周りを見ればわかっていると思います。空き家が増加することにより、治安や防災、景観などの面でさまざまな問題となり、対策が求められてきました。

このような全国の問題を受けまして、さきの参議院本会議において全会一致で可決した法案があります。それは、空き家対策の推進に関する特別措置法についてであります。この法案がまとまりまして、今後、各自治体に早急な対応を求めてくるものと思われま。

そこで、この法のポイントは一体何だろうかということをお聞きしたいと思いますし、第2点目においては、その法案を受けて、今後美浜町はどのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

壇上での質問は以上です。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。本日も誠実に答えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、杉浦剛議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、大きな質問の1つ目、水道インフラシステムについてお答えをいたし、その他につきましては担当部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

御質問の1点目、水道管の現状はどうかについてでございますが、本町の水道事業は、昭和35年に水道事業認可を得て、昭和37年2月より、県営浄水場より給水を開始いたしました。給水開始後は、拡張事業認可を得て、昭和49年4月に本町全域が愛知用水の上水道給水区域となった経緯がございます。

このような経緯の中、本町の配水管の法定耐用年数40年を過ぎた水道管の老朽化率は全体の約9%、距離にして18キロメートルでございます。

今後は、第5次総合計画の進行管理計画に今後10年間の配水管整備事業として予定箇所を計上してございますので、その計画に基づき随時、布設がえ工事を実施していく予定でございます。

次に、御質問の2点目、耐用年数を過ぎた老朽管の一部は既に着手していると思うが、これからの整備計画についてでございますが、先ほどの答弁で触れた今後10年間の老朽管の整備とは別に、町ホームページで公表済みの町の水道ビジョンに基づき、昨年度よりライフライン機能強化等事業を行っております。

この事業につきましては、東海・東南海地震に対応するため、災害時に重要拠点となる施設への配水管の耐震化を図るものでございます。内容は、西部地区につきましては河和配水池より野間小学校まで約5キロ、東部地区につきましては同じく河和配水池より知多厚生病院までの約3.3キロ、合計8.3キロメートルの耐震化整備計画でございます。

次に、御質問の3点目、整備計画に伴う水道料金の値上げ等、住民負担をどのように考えているかについてでございますが、現在、各水道事業者は、老朽管の布設がえを初め、人口減少に伴う水道料金収入の減少、技術系職員の不足等、さまざまな課題を抱えております。

この対策として、本町は平成24年度に、本町の水道の現状と将来の見通しを分析、評価し、水道のあるべき将来像についての施策や工程を示した水道ビジョンを策定し、町のホームページでも公表してございます。

また、愛知県では、同様の課題の解決のため、愛知県内45団体を4ブロックに分け、愛知県水道広域化研究会議を平成25年度に立ち上げ、現在、協議・検討中でございます。

このような状況の中、施設整備に係る事業費等につきましては、国、県の補助メニューを積極的に活用して実施し、また、将来的な水道料金の値上げにつきましては、昭和57年度以降、消費税関連以外の値上げはしておりませんが、料金改定の検討を進めていく時期が迫っていると考えております。

その際には、住民を初め議員の方々に十分御説明申し上げ、御理解を得たいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

[降壇]

○建設部長（片岡 勝君）

次に、空き家対策についての御質問の1点目、空き家対策特別措置法が決まり、各自治体に早急な対応を求めている、この法のポイントは何かについてでございますが、この法律は、人口減少などが原因で増加している空き家対策を進めるため、本年11月に成立した法律でございます。ポイントといたしましては、空き家への立入調査や固定資産税情報の利用ができるようになるなど、より具体的な調査ができるようになったこと、また、特定の空き家には、除却、修繕、立ち木や竹の伐採を助言、勧告、命令することができるようになったことだと認識しております。つまり、市町村の権限強化が柱となっているものと考えております。

次に、御質問の2点目、今後美浜町はどのようにしていくかについてでございますが、危険な空き家に対しては、必要に応じて調査の上、これまでどおり所有者に適切な措置をするようお願いしていきたいと考えております。

この法律の中で、空き家の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めなければならないとしていますので、まず、このことを所有者に対して周知していきたいと、このように考えております。

一方、市町村の責務といたしまして、空き家対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされておりますので、今後、必要に応じてこれらのことに取り組んでまいりたいと考えております。

また、この法律は空き家の活用の促進も目的として掲げておりますが、本町といたしましては、活用に重きを置いた取り組みを既に始めております。

今後とも、空き家対策を一層進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○9番（杉浦 剛君）

いろいろお答えをいただきました。

なかなか書きとめられなかったものですから、1つつ確認をしながらやっていきたいと思えます。

まず、こういった美浜町、老朽管が9%、18キロあるということをお伺いしましたが、年に何回ほどの、漏水の応急処置をしてくれとか、ここに漏水があるとかというような報告が参っておるのでしょうか。そして、どのくらいの漏水量で、ざっと考えて幾らぐらいの損失があるのか、そういった具体的なことをつかんでみえたら、まず、その辺のことからお知らせください。

○水道課長（斎藤 功君）

漏水箇所の関係でございます。これ、昨年度の決算資料のほうに載っておりますけれども、昨年度は32カ所漏水がございました。

金額でございますけれども、少々お待ちください。

申しわけありません。32カ所で修繕費として約450万ほど支出しております。

以上でございます。

○9番（杉浦 剛君）

漏水量。例えば、上水道から家庭に行くまでの漏れる量は計算できますよね。そういった中で、どのくらい漏れていて、どのくらいの損失になっているのかということはわかりますか。

○水道課長（斎藤 功君）

漏水量というのは実際、把握ができておりません。ただし、水道としては有収率というのがございます。これ、昨年度の実績でいいますと92.7%。受水量が約315万トン、有収水量が約291万9,000トン、この差額分が漏水等による水が紛失しておるといような状況でございます。

以上でございます。

○9番（杉浦 剛君）

そうすると、約20万トン強の流水量があるわけですが、そのお金は計算するとどのぐらいになりますか。おおよそで結構です。

○水道課長（齋藤 功君）

済みません。今すぐその料金は出てきません。申しわけございません。ただし、今、約20万トンの水が実際どこかに消えておるということで、水道事業としては、漏水調査、これを今年度実施しております。

○9番（杉浦 剛君）

もうちょっと大きい声で言ってください。

○水道課長（齋藤 功君）

漏水調査というのを行っております。今年度につきましては、布土から北方地区、河和南部地区を重点的に調査してございます。その結果に基づきまして、漏水箇所が判明した場合にはそこを優先的に修繕していくというふうに、この漏水調査につきましては来年度以降も実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（杉浦 剛君）

漏水調査は老朽管にかかわらず全町全域でやっていくということですよね、順番に。そういう中で、例えば、9%の漏水管を今から直していくわけですけれども、この具体的な計画は大体、町長、今10年間の計画を言われましたけれども、1年にどのぐらいの費用でどのぐらいの距離を整備していこうというものを持っていますか。

○水道課長（齋藤 功君）

ちなみに来年度でございます。来年度は豊丘地内、金額にしまして約3,600万。これは、豊丘地区、その他の部分もでございますので、豊丘地区としては約1,500万ほどを見込んでおります。その他の漏水場所があれば当然そちらの修繕も必要となってきますので、その分も合わせて年間3,600万。

28年度以降、これにつきましては約5,500万というふうで予定してございます。

○9番（杉浦 剛君）

ということは、全町を、例えば何々地区、何々地区というふうに毎年毎年区切りながら、例えば来年は豊丘地区、その次は河和地区、その次は布土地区という形で、さっきの老朽管調査と同じように、こういうローテーションを組んで老朽管の布設がえはしていくんだという考えでいいですか。

○水道課長（齋藤 功君）

一応、漏水の多い場所をまず優先的に布設がえさせていただいております。

実施計画によりますと、来年度、再来年度で豊丘地内、その次につきましては古布地内というふうに、順次地区を移動しながら布設がえを行っていききたいとは思っております。

○9番（杉浦 剛君）

私、これを具体的に聞きましたのは、課長さんもこの間お話ししたときに同じテレビを見たということですが、実はNHKの「クローズアップ現代」ですよ。

この問題が報じられまして私もこの質問に至ったわけですが、全国で大体10%から高いところで十何%の老朽管率だそうなんですけれども、そこで語られたことは、老朽管を改修する速度と、それを上回る老朽管の耐用年数が、毎年毎年40年を過ぎていくものが出てくる、そして、毎年そういった漏水箇所がふえてきて、その対応だけで困ってしまうということで、老朽管の布設がえの整備速度と、現状の壊れていくインフラの速度のほうがまさっているという、そういった困惑した自治体の例が多くありましたので、改めてこの問題を今聞いたわけですが、そういった形で毎年3,000万、5,000万という形の老朽管の措置をしていくという話ですが、これが、本当に美浜町の場合、そういったきちんと現状整備していく上でマッチングすればいいかなという

ふうでちょっと聞かせていただきました。

そして、先ほど町長が答弁されました耐震管整備。これは今後、昨年からは始まったことですが、河和の配水場から野間の中学校、向こうには災害時にいざというときの大きな地下プールがあるということとか、あと、こちらの東部の3.3キロの厚生病院ルートは、災害病院である厚生病院に、いざとなったときに本当に耐震を可能として水を送るんだと。本当に非常に、そういった面ではすばらしい計画だと思いますが、この計画にかかる費用が、この間課長さんとお話ししてお聞きしましたら毎年6,500万ぐらいかかるということをお聞きしましたが、それは、10年間毎年6,500万をかけていかれるという計画でよろしいのでしょうか。

○水道課長（斎藤 功君）

毎年6,500万というわけではございません。今現在、約、おおよその総事業費でございます。総延長が約8.3キロということで、総事業費としましては今、約9億7,000万ほどを見込んでおります。これを、最終年度、今の予定ですと平成40年度に完了というふうで、今、事業を進めております。

○9番（杉浦 剛君）

そうすると、単純に、10年間の計画、9億7,000万を割りますと、1年間で約1億という形になります。これが、河和から野間地区、河和から厚生病院地区の5キロと3.3キロの区間を、今から10年かけて、毎年1億円ずつかけていくんだというふうな解釈で伺いましたけれども、そのほかに漏水管改修がこういった形で、3,500万とか5,000万、5,500万ということで、順次これから行われていくというふうに受けとめさせていただきたくても、もう一度確認しますが、それでよろしいですか。

○水道課長（斎藤 功君）

老朽管布設がえ工事と耐震化の工事と二本立てで今後進めていきたいと思っております。

○9番（杉浦 剛君）

今から、昨日もさまざまな形のところから、人口減少に対してのインフラがどういう形で、先人が残していただいたこれだけ優秀なシステムを維持管理していくのかという観点から、私はきょうは質問させていただいたわけですが、本当に人口減の中でこういったものを管理していかなきゃいけないということは、これから日本全国各地が抱える問題であると思えます。

それで、そんなことから、ことし2014年に国は、全国の自治体に水道管の更新計画を立てるということをお求めたということをお聞きしております。そのために昨年、今、町長も答弁していただきましたように、我が町は水道ビジョンを策定して計画書をつくっております。それも、私、この質問をする過程で初めて知ったわけですが、そういったビジョンも見直しが必要と迫られてきているということをお聞きしました。そのポイントを教えてください。

○水道課長（斎藤 功君）

水道ビジョンの関係でございます。

水道ビジョンにつきましては、一番当初、平成16年に国のほうがその指針を公表いたしました。その後、平成20年度に国が改訂をいたしまして、それに基づきまして、美浜町は平成24年度、水道ビジョンというものを策定いたしました。昨年度でございます。国が当初、平成20年の改訂版と5つの政策目標というのを立てたわけですが、水道を取り巻く環境の変化、この環境の変化が2点ございます。

まずは、人口減少社会の到来ということで、平成22年をピークに人口減少が間違いないと、それに見合った、今までは拡張を前提とした水道事業と、それを、給水人口、給水水量に合わせた施策に転換するというものがまず1点ございます。

もう一点でございます。平成23年の3月に発生いたしました東日本大震災、これに基づきまして、従来の概念

を抜本的に、災害に対する概念を見直せというふうで、危機管理対応、この辺の見直しを図ると。

この2点が重点的な施策というふうで指示を受けております。

以上でございます。

○9番（杉浦 剛君）

よくわかりました。

そういった観点から、先ほどの答弁でもありましたように、県は広域化を進めていこうということで検討会が進んでいるということをお聞きしておりますが、この検討会、これは、消防や衛生組合と同じように広域化、一部事務組合の広域化の方向として自治体を超えてなされていくものだと思いますが、これが始まった経過は、やはり人口減少、そして、先ほど言われましたように技術者の不足、または、老朽管の布設がえに伴う費用が膨大になりますので、各自治体で水道料金がもうかなり違ってきますよね、そういったものを、本当に共通のみんなを支えていこうという意味で、これはやむを得ないというか、もう、こういう形でいくのであろうと私も思っております。

そこで必ずや出てくる問題が、こういった費用の中で、今まで約30年間消費税の増加以外には上げなかったということでもことにすばらしい水道会計をされていると思いますけれども、その広域化までに向けた、まだここ10年ぐらいかかるのではなかろうかと思いますが、その展望もお聞きしたいんですけれども、それに至るまでに、老朽管整備と、先ほど耐震化整備と、10年で約10億円かかるという中で、水道料金の改定は不可避だと思っております。

現在、水道料金をお聞きしましたら、知多半島の中で5市5町ありますけれども、下から3番目くらいだということをお聞きしました。月に20立方メートルですか、各家庭で使う平均的な水量が。それが2,500円前後だとお聞きしておりますけれども、こういった水道料金はその広域化までに至るプロセスの中で当然上げていかなきゃいけないと思いますが、その辺の見通しを、大ざっぱで結構ですけれどもお聞かせください。

○水道課長（斎藤 功君）

水道料金の関係でございますが、今、議員、下から3番目というふうにおっしゃいましたけれども、申しわけございません、上から3番目でございますのでよろしくお願いいたします。

○9番（杉浦 剛君）

失礼しました。大変優秀な料金だと思います。

○水道課長（斎藤 功君）

料金につきましては、美浜町、水道の普及率は99.8%ということで、ほぼ100%でございます。ということは、今後水道量がふえるということにつきましては、例えば、企業さんの施設拡大、住宅団地の開発、そういったものが見込まれない限り、使用量は変わらないと。逆に、人口減少に伴いまして減少するという予想を立てております。そういった中で、耐震化につきましては、どうしても進めていかなければならない事業だと。

また、もう一点、美浜町の水道は県水から100%受水しております。ということは、県の水道用水、その単価が上がれば当然、これは町のほうにも、財政にも響いてくることでございますので、そういったことも予想しながら今後の水道料金の体制を今後検討させていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○9番（杉浦 剛君）

その料金改定をしていくに当たって、たしか、お聞きしましたところ、来年には料金改定の1つの調査をしていきたいということもお聞きしましたが、その辺、ちょっとお願いします。

○水道課長（齋藤 功君）

料金改定につきましては、この辺の料金が適正なのか、今後の事業費等々、長期的な視野に立ちまして、まだ予算査定中でございますので決定ではございませんが、もし予算をお認めいただけるのであれば、料金の関係についても一度調査させていただきたいというふうに考えております。

○9番（杉浦 剛君）

わかりました。

いろんな形で、この世界一と言われているインフラ、美浜町は100%に限りない数字を今課長さんは言われまされたけれども、本当に全町にわたってこういったものが整備されています。これを維持管理していくということは本当に大切な問題でありますので、美浜町の水道ビジョンに従って、耐震化、老朽管の布設がえ、そういったものは順次進めていっていただきながらこの水道の質を維持していただきたいと思ひますし、ましてやそういったことを維持していくのに料金改定がどうしても不可避であるというならば、これはやっぱりやむを得ないことかなと思ひますが、それにつけても、今、いろんな形で苦しい状況ですので、いろいろと検討していただきたいと思ひます。

最後に、テレビの全国のいろんな困っている自治体の中で報告されていたことを一言だけ申し上げてこの質問を終わりますけれども、こういった老朽管整備に対して、布設がえのものが追いついていかない。ことし、同じ管のところの、このところで漏水して直したと思ったら、ちょっとこちらの、二、三十メートルのところのまた継ぎ目が漏水したといった形で、もうイタチゴっこで追われているというふうなことが本当に報告されておりましたし、そういった老朽管布設がえの優先順位を決めるために、住民に参加していただいて、今、町長答弁にもありましたように、本当に災害時のときの避難所、それから公共施設、そういったものを優先していこうじゃないかとか、どうしてもだめならもうここは廃止せざるを得ないねとか、そんな話まで全国の困っている自治体では飛び出しております。

そんな中で、二者択一というような設定もされておった問題は、水道料金値上げか、または縮小かというようなことも言われておりましたけれども、美浜町におきましては水道ビジョンがありますので、そういったビジョンを本当にしっかりとやっていただきながら、町民がこれからも安心して使える水道システムを維持管理していただくようによろしくお願ひいたします。

それでは、次の空き家対策の問題に移らせていただきます。

10時ごろまでよろしいんですか。

〔「52分」と呼ぶ者あり〕

○9番（杉浦 剛君）

わかりました。

それでは、次の問題ですけれども、先ほど、こういった特別措置法のポイント、立入調査、これを可能にしたということと、固定資産税の情報からこういった特定家屋の所有者を指定していけるんだということ、そして、大きな問題は、各自治体にこれだけの権限を与えて、そして、中心的な役割をもう担ってくださいよということで、こういった法が、もうこれから、早急にこの自治体に求めてくる要求は非常に大きいと思ひます。その中で、先ほど部長さんが説明された、対策の実施に向けて取り組んでいくという、そのことですけれども、大きな問題は、1つ、僕は、特定空き家を指定する問題があると思ひます。

これは、指定されるとそこに最後は執行権までついて、取り壊し命令まで行きますよね。周知、助言、どうしても周りから危険だということの中で特定家屋と指定されると町が代執行しますね。そこに来るときに、まず第

一に、特定家屋を指定する、そういった委員会を設けなきゃいけないと思いますけど、その辺はどう思ってみえますか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

特定空き家の問題についてでございますけれども、議員の言われたとおりでございます、委員会を設けてその中で審議をしながら特定空き家の決定をしていくと思っております。

まず、町ができることとしては、空き家対策の推進に関して空き家のデータベースを作成することだと思っております、情報収集と整理が必要だと考えています。

また、国のほうから実施についての指針をまた示されるということですので、それに基づいて空き家の対策の計画を町が定めまして、それに基づいて進めていくことになると思います。

その中で、先ほど言われました学識経験者で構成される委員会を設けることもできるというふうになっておりますので、その方向で進めていくことになると思います。

○9番（杉浦 剛君）

もう、これ、ガイドラインが来年の6月までに出来ますよね。そういったときにはもう確実に、そういったガイドラインに沿って美浜町が特定空き家をきちんと定めて、それまでにガイドラインをつくるということですが、半年間という時間しかありません。その方針はやっぱり、もう時間との戦いであると思います。

例えばその審議会をつくる場合に、隣町の南知多町においては具体的に、建築士と、それから弁護士、そして消防長、そして、半田警察署の生活安全課ですか、そういった方々に入って、具体的に、もう法的なことも出てきます。といいますのは、この大きな障害が、今、家を建てていると大体3分の1から6分の1の優遇措置がとれていますね。更地にした場合はそれだけ戻るでしょう。ですから、皆さん空き家を壊したがるんですよね、実際のところ。壊す費用もかかれば、壊した後、更地にして3倍から6倍になるといった今の税制の中では、壊す人はおりません。そういった中で代執行ですから、ましてや、空き家を持ってみえて困っている人たちは、年金を持っていたり、もう相続でもめてもめている家庭、または、もうずっと、出て行って何十年もたってその存在すら知らないという状態の空き家が多いわけです。

実際、ことしの台風18号で、上野間で空き家が壊れましたよね。そういった場合の撤去費用はどうしましたか。

○建設部長（片岡 勝君）

せんだっての台風で上野間地区におきまして倒壊したわけでございますが、あの場合は、隣接する、接道する町道がございました。町道に塞った状態で通行不能ということで、これは大至急、緊急を要するというので、道路幅員部分は町のほうで速やかに対応させていただいて、残るその地主さんのほうへ崩壊した材木を入れさせていただいたわけでございますが、後の処分につきましては地主さんのほうに連絡をとり、速やかに撤去することをお願いして連絡をつけた、そういった経過でございます。

○9番（杉浦 剛君）

そういった例が今後どこでも起こり得るわけですね。実際、布土でも、皆さんもう知っておると思いますが、郵便局の、特定してはいけません、こんな場所で、いけません、近くのそういったところだとか、それから、上村の郷下の公園の近くでも危険なところがあります。十分承知されていると思いますが、そういったところがいつ壊れてもおかしくない状態。そういったところを早く特定してやっぴななきゃいけないという問題が半年後です。ですから、それまでに個人資産のこの情報を活用しまして、今度は自治体からそういったものが検索できて、データベースができるということですよ、大きなポイントは。ですから、その半年の間に、ぜひともそういった、区長さん、または地区から上がってくる情報に頼らなくて、データベースをつくりながら、

本当に危険な箇所を早急に、1つはそういった図面をつくっていくということが大きなことだと思いますし、また、同じように、先ほど言われましたガイドラインがまだ出ておりませんが、代執行した場合にそういったことをしていかなきゃいけないので、まずは特定家屋を指定する委員会を、美浜町なりに独自にやっぱり考えていってほしいと思います。

そして、その中で、多くの自治体が実際、債権として残っているそうです。代執行した場合、取れないんですね。そういったことも考えて、予算措置も十分していただきたいと思います。

その辺、どうでしょうか、部長さん。

○建設部長（片岡 勝君）

今、杉浦議員の言われる内容は、そっくり今後の流れの中で、1つずつ早目の時期に進めていきたいと、こんなふうを考えておりますので、ひとつ御協力のほう、またひとつよろしく願いいたします。

○9番（杉浦 剛君）

長々となりましたけれども、以上で質問を終わりますけれども、そういったことが本当に美浜町の課題としてあります。ぜひとも担当部局の方には全力をもってこういったことを取り組んでいただきまして、待たなしの問題ですので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、杉浦剛君の質問を終わります。杉浦君は自席に戻ってください。

〔9番 杉浦剛君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、山本和久君は質問をする準備をしてください。

10番 山本和久君の質問を許可します。山本和久君、質問をしてください。

〔10番 山本和久君 登席〕

○10番（山本和久君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づき質問してまいります。

本日は2項目について質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

1、本町のふるさと寄附金、いわゆるふるさと納税制度の取り組みについて。

ふるさと納税事業は、平成20年1月1日より国により開始された制度で、寄附者に対して、寄附を受ける自治体から特産品等の魅力的なお礼の品が届くと新聞やテレビ等マスメディアでも取り上げられ、全国的に注目を集めている制度であります。

本町においては今年度より対応していますが、その取り組みに対して以下3点、質問をいたします。

（1）現在、本町のふるさと納税制度の現状はどのようになっているか。また、具体的な納税額とお礼の品は何か。

（2）お礼の品として、美浜の特産品で町をアピールする、PRする絶好の機会だと思うが、新たな特産品の開発等で、地元の商工会、農協、漁協等と話はしているか。

（3）今後、この制度をどのように利用し、発展させていく考えか。

次の2番の質問の文中で訂正があります。文中で「伝染病」という言葉が出てきますが、現在は「伝染病」ではなくて「感染症」ということになっています。したがって、文中の「伝染病」は「感染症」と読みかえさせて

いただきますので、よろしくお願いいたします。

2番、知多厚生病院による感染症患者の受け入れ体制について。

中部国際空港において、海外渡航者が各種感染症にかかった場合や地元で感染症にかかった場合に、その受け入れ病院として地元の知多厚生病院がありますが、その受け入れ体制について、以下3点質問します。

知多厚生病院に収容される感染症は何か。

(2) 医療機関における二次感染が心配されるが、ウイルス防護服を初め、ハード、ソフト、両面での対応策は講じているか。

(3) 地元住民まで汚染された場合を考えた訓練等をしているか。

以上で、私の壇上での質問を終わります。

[町長 山下治夫君 登壇]

○町長（山下治夫君）

山本和久議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、ふるさと納税制度の取り組みについての御質問の1点目、現状はどのようになっているか、また、具体的な納税額とお礼の品は何かについてお答えをし、そのほかにつきましては担当部長より御答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

従来から、都道府県、市町村への寄附については、税法上の寄附金控除により所得税が軽減されたところ、平成20年1月1日以降に、市区町村、都道府県へ寄附をした場合には、所得税のみならず個人住民税が軽減されるふるさと寄附金制度、いわゆるふるさと納税が開始されました。

このふるさと納税をしていただいた場合に、お礼として地域の特産品をお送りする市町村が増加したこともあり、また、美浜町の魅力を町外の方にPRする目的もあわせ、本町においても平成26年度から美浜町の特産品を謝礼品としてお送りすることといたしました。このことで、マスコミやインターネット上でも注目を集めることができたものと考えております。

この制度を利用した寄附金の納付済み額等は、11月26日現在で63件329万9,000円となり、1件3万円であった昨年に比べ大きく伸びております。この数字は当初の予想を超えるものであり、また、今後も申し込みが見込まれるため、本定例会において、謝礼品に係る費用を追加する内容での補正予算をお願いしているところでございます。

なお、この謝礼品は、寄附金1万円につき3,000円相当のものとしております。

その内容を御紹介いたしますと、3,000円コースでは、コシヒカリ5キログラム、露地ミカン5キログラム、温室ミカン「みはまっこ」M12玉、えびせんべい詰め合わせ、潮干狩り、ミカン狩り、南知多ビーチランドや杉本美術館の入場券、美浜の塩等特産品詰め合わせ、町内旅館・民宿の宿泊補助券等でございます。

寄附金が2万円以上になった場合には、前述の品を組み合わせること等により、最高10万円の寄附金額まで対応しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

[降壇]

○総務部長（森田 篤君）

次に、御質問の2点目、お礼の品として新たな特産品の開発などで、商工会、農協、漁協等とは話はしているかについてでございますが、議員御質問の商工会、農協、漁協等とは、既に担当者レベルでは一部協議を進めております。

私どもは、このふるさと納税を単に役場の収入増の機会としてだけ捉えるのではなく、謝礼品として採用できる商品、サービスの拡充が、町内の産業、経済の活性化に結びつくことを望んでおり、今後も前向きに関係者との協議を進めてまいりたいと考えています。

次に、御質問の3点目、今後、この制度をどのように活用し、発展させていく考えかについてでございますが、このふるさと納税に関しては、インターネット上に人気ランキングを扱うサイトも数多く見られますが、そこで人気の上位に位置づけられるほど寄附件数もふえる傾向にあるとも言われております。そこでの上位団体の謝礼品を見てみますと、ユニークさでアピールするもの、高級食材を割安に提供するもの、ポイント制を導入するもの、いわゆる還元率を高くするものなどで、各団体が創意工夫の跡が見られます。

本町のような小さな町がふるさと納税を多く受けるには、マスコミはもちろん、インターネットのサイトで取り上げられることも重要であり、そのためには、謝礼品の充実とアピール性の向上が必要だと考えております。

謝礼品の導入は本年度が初めてであり、担当も手探りの状態ではありますが、美浜町の魅力をPRする機会でもありと考え、さまざまな御意見を参考にしながら、この制度の恩恵を町全体で受けられるよう活用していきたいと考えております。そのためには、商工会、農協、漁協等、関係者各位の協力が不可欠でありますので、積極的に協議の場を設けてまいりたいと思っております。

話題性のあるユニークなアイデアがありましたら活用したいと思っておりますので、議員におかれましても御提言いただければ幸いです。よろしく願いをいたします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

次に、知多厚生病院による感染症患者の受け入れ体制についての御質問についてお答えいたします。

感染症法によりますと、感染症とは、一類から五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいい、感染性の疾病がそれぞれ分類されております。現在、西アフリカを初め深刻な感染の伝搬が生じておりますエボラ出血熱は、一類感染症に分類されております。

また、この法律におきまして、感染症患者が入院する医療機関には、厚生労働大臣により指定される特定感染症指定医療機関と、都道府県知事により指定される第一種感染症指定機関及び第二種感染症指定機関がございます。新感染症やエボラ出血熱を初めとする一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者が発生した場合には、特定感染症指定医療機関ないし第一種感染症指定医療機関への入院が、都道府県知事より勧告をされます。

なお、第一種感染症指定医療機関として、愛知県内では1カ所、名古屋第二赤十字病院が指定されております。

知多厚生病院は、知多半島内で唯一、第二種感染症指定医療機関として指定されておまして、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者を入院させる医療機関として、感染症病床を6床確保されております。

県内ではこのほかにも、感染症病床として9カ所、結核病床として7カ所の第二種感染症指定医療機関が指定されております。

御質問の1点目、知多厚生病院に収容される感染症は何かについてでございますが、対象となる感染症は、第二種感染症のうち、結核を除きまして、急性灰白髄炎、いわゆるポリオでございます。それからジフテリア、重症急性呼吸器症候群、いわゆるSARSでございます。それから、鳥インフルエンザのうち、H5N1のみでございます。それと、新型インフルエンザ等でございます。都道府県知事の勧告により入院となります。

次に、御質問の2点目、医療機関における二次感染が心配されるが、ウイルス防護服を初め、ハード、ソフト、両面での対応策は講じているかについてでございますが、知多厚生病院では、第二種感染症指定医療機関の指定に当たり、二次感染症予防においても必要とされる条件を備えております。

主な点といたしまして、ハード面においては、感染症患者を入院させる第二種病室としての環境、使用した医療器具が滅菌できる設備、感染症病床と一般病床との完全隔離がされておりまして、空調、給排水などは別になっておるそうでございます。

ソフト面においては、医療関係者等が着用する防護服、ゴーグル、手袋等防護具の整備、感染性廃棄物の処分など、法律で定められましたマニュアルに従って厳正に行われておるとお聞きしております。

また、病院までの患者搬送においては、保健所により完全に隔離した状態にて搬送できる体制がとられておりまして、一般住民の方と接触することのないような体制となっております。

次に、御質問の3点目、地元住民まで汚染された場合を考えた訓練等をしているかについてでございますが、知多厚生病院におきましては、第二種感染症指定医療機関として検疫所等と連携いたしまして、医療関係者を中心とした感染症患者発生時の訓練を1年に1度実施しているとお聞きしております。

平成21年1月13日には、新型インフルエンザ対策として、知多厚生病院、半田保健所によりまして、県内で初発患者が発生したという想定の実施訓練を実施いたしましたが、町も参加をいたしております。

この訓練では、保健所による患者搬送等の初期対応、感染症指定医療機関での患者の受け入れや発熱外来の運営、町や医師会等関係機関との情報伝達体制について対応を確認いたしました。

新型インフルエンザ等の対策としては、愛知県の行動計画が示されているほか、半田保健所において健康危機管理調整会議が開催されており、町も発生時の対応や感染症情報を共有しております。

今後とも関係機関と連携して、感染症の発生時にスムーズに対応できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

山本君、再質問はありますか。

○10番（山本和久君）

まず、1番目のふるさと寄附金、いわゆるふるさと納税ですが、従来型の寄附金もあったわけなんですけど、町長も冒頭でメリットその他をお話しされたんですけど、いわゆるふるさと納税の大きな違いの点はどんなことでしょうか。

また、この制度でお礼の品が届くということで、あらゆる面でメリットは多いと思うんですけど、これによる何かデメリットがあれば教えていただきたいと思っております。

○総務課長（本多孝行君）

従来型の寄附金との差というふうですと若干私も知識がございませんので、ふるさと納税の制度を簡単に御説明したいと思います。

仮に、収入が700万ぐらいありまして住民税の額が一定の金額があるような方が3万円の寄附をされたとします。そうしますと、今までその一定割合、例えば所得税の割合ですと10%ですとか住民税10%、そういったものが所得控除の対象になるんですけども、今回につきましては、その3万円から単純に、まず2,000円だけは御自分の負担になりますよというのでございます。その残りの2万8,000円については、所得税及び住民税の範囲内で、最終的には確定申告をすると還付をされると。若干例外はございますが、基本的な考えを言いますと、寄附をされた金額から2,000円を引いた残りが何らかの形で税の還付を受けると。そういった意味では、従来の寄附金控除とは違うものではないかというふうに考えていいのではないかと思います。

あと、メリット、いろいろあると。まさにメリットというのは、仮にうちが受けますと、非常に失礼な言い方

ですが、ありがたい、おいしい制度でございます。

また、寄附をされた方にしましても、2,000円の負担はありますが、それ以上のお礼があればそれも利益になりますので、納税される方も、納税を受ける、寄附を受けるほうも非常にありがたいということがございますが、デメリットとして言えるのであれば、逆に、本来美浜町へ納めていただくべき住民税があったと、ところが、その方が大勢ほかの市町へ寄附をしちゃったとしますとうちの町民税が減ると、そういった意味ではデメリットとして考えられるのではないかなと思います。

以上です。

○10番（山本和久君）

出されるほうの自治体の住民としてのデメリットですね。ありがとうございます。そうですね。

先ほどの説明では、お礼の品の返金率というか、返金という言葉があれですけど、お礼の品として30%で、マックスで10万円までの品を返すというような話だったんですけど、この30%とか10万円はどのような経緯で決められたのでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

具体的に、例えばそういった公式があるとかいうふうではなくて、やはり一般的なイメージ、それが、既にやってみえた団体さんを調べまして、おおむねそういったところが多い傾向がございましたので、それを参考にさせていただいたというふうに考えております。

以上です。

○10番（山本和久君）

1万円いただいて8,000円も9,000円も返していたら制度の本質から外れちゃうような気がしますので、3,000円、妥当なところかなと思うんですが、まさに、今先ほどの説明ではインターネットやマスコミ等で非常に奇抜なアイデアとか高額なものが非常に取り上げられまして注目を浴びているという現在もありますので、時には、非常に高額な寄附なんかがあった場合は、マックスで10万円と定めるのではなくて、ある程度スポット的に、特例枠というんですか、特例というんですかね、何かもう少し魅力的なものが返せないかというような柔軟的な考えはできないのでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

今議員がおっしゃったように、実際に運営を始めてみますと予想しなかった高額な寄附をいただいたことも正直言ってございます。そういったときには、確かにいただくほうとしてはありがたいんですが、ありがたいだけで済ませるといっても恐縮な部分もございまして、何よりもほかの市町を見ても、例えば、近隣ですと碧南市は、100万以上の寄附をされますと、明石公園ですとか水族館を貸し切りで、県内であれば貸し切りバスを2台送迎に出します。近くのホテルのランチですが、バイキングを50名だったかな、御招待できますということで、実質的には半分以上の、いわゆる還元率になるようなものもありますよということをやっております。実際それがどうかまではまだ確認はしていませんが、いや、これはおもしろいよねということでインターネットで話題になりますので、あるサイトを見ますと、碧南市さん、第7位に上がっております。

そういった意味では、そういう意外性のあるもの、ほかでは、熱気球をお宅の近くまで持って行って膨らませますよと、飛ばしませんけれども、そういったような変わったものもあります、そういったもので注目を浴びて、仮に1万円ずつでもという方が大勢みえれば、やはりそこは潤いますので、高額な方のためにももちろんありますが、PRのためにもそういったことは考えていく必要はあるというふうに思っております。

○10番（山本和久君）

まさにそういう事業が実際に行われているということですので、美浜もぜひ、特定の項目なり条項なりがあって、それに合致しておれば特例として外して、ある程度の高額な返金、また、魅力的な、これに捉われない施策が打てるような制度にしていきたいと思えますけどね。

あと、ふるさと寄附金、ふるさと納税には一応、寄附者に対して、この項目でお金を使っていたきたいというアンケート形式みたいなものがあると思うんですが、今現在、美浜町ではどのようなことを、お客さんというか、寄附者に対して伺っておるのでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

済みません。大変お待たせをいたしました。

うちが今、こんな項目で御要望があればどうたっておるもの、ちょっと羅列いたします。

自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり事業、安心・安全な暮らしができるまちづくり事業、産業経済に活力のあるまちづくり事業、支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり事業、人が学び合い、育ち合うまちづくり事業、参画と協働によるまちづくり事業といったものに使い道を御指定いただくことも可能でありますし、また、その他ということも特段ございましたら、決してお聞きしないというものではございません。

参考までに、現在300万円以上ございますが、そのうちには経団連の会長の榊原様からのもございます。それにつきましては母校の教育施設というような指定をいただいておりますので、そういったものにも御希望に沿うようにやらせていただいております。

以上です。

○10番（山本和久君）

今、いろいろ項目を挙げていただいたんですけど、その他という形で、町に自由に使ってくださいというか、そういうこともあると思うんですが、逆に、これ以外で、例えば、何かこれをつくるのに使ってほしいとかと、そういう希望には、特記事項で書く欄があるのでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

その他ということで、括弧に何か書いていただければということがございますので、先ほどの榊原様につきましてもそういったふうで出していただいております。

それから、申し忘れました、今、議員がおっしゃったように町長に任せるといのももございますので。

○10番（山本和久君）

やっぱり寄附者の自由度を損なうことなく気持ちよく受けられるように、いろんな形で受け入れてほしいと思います。

それから、今度、お返しの品の件なんですけど、コシヒカリ、その他いろいろ、ビーチランドの入場券、民宿、ホテルまで御紹介をいただいたんですけど、商工会、農協、観光協会も入ると思うんですが、やっぱりその時々ニーズというのが変わってきますので、頻繁に協議会なりなんなりを、3,000円相当の組み合わせでいくという決まりになっておるみたいですが、品の入れかえというんですかね、それも、よりタイムリーなものがあればというふうに希望しますので、話はしているようではありますが、積極的に調整をしていただきたいと思えます。

あと、先ほども何度も出ておるんですけど、催し物的では、今の碧南市の例ではありませんが、各自治体間のある種、競争というか、そういうような形で、どちらが大きな魅力的な事業をやるかというようなあれですけれども、あえてその中にチャレンジしようという気持ちはどうなんでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

今、議員のおっしゃるように、まさに、言い方は悪いですが財源の獲得競争であるという面もあるというふう

に考えられると思います。そういった面では、やっております候では、やはり進歩はございません。こういった今のお礼の品も、これがあるからいいじゃないかというふうなのでは、毎年これだけかというふうに、仮に寄附していいという気持ちがある方がおいでになったとしても、その方の気持ちをそぐことにもなりかねません。

ですが、役場の中にはそう品があるわけではありませんので、そういった意味では、商工会さんですとか、農協さん、漁協さん、そういった、観光協会さんも含めまして、こういうものがあるけどどうだとか、うちはこのものをつくったよ、そういうふうに情報提供をいただける場というのは、私ども、非常に求めております。そういうことになかなか気がつかない部分もございますので、こういうものができたというお声がけというのをいただける機会は私たちとしても非常に有効なものだというふうに考えておりますので、そういう場を設けていきたいという気持ちには間違いはございません。

以上です。

○10番（山本和久君）

そうですね。やっぱり、つくられる方、提供する方の提案、アイデア、それをタイムリーでくみ上げられるような形をとっていただきたいと思います。

いずれにしてもこの制度は、美浜町の制度が皆さんに知れ渡りまして、話題性とかユニークな面でも取り上げられて、たくさんの納税額になるように祈っております。

次に、2つ目の質問に行きたいと思います。

今の一番関心事のエボラ出血熱が名古屋の第二日赤のほうに運ばれるということで、知多厚生病院ではないということだったんですが、いずれにしても、ポリオ、ジフテリア、SARS、鳥インフル、新型インフルというのは、知多半島内では知多厚生病院のほうへ搬送されるということですのであれなんです、私が質問したのは、不安をかき立てるわけではないんですが、やはり、そういう感染症患者が隔離されておるとい、身近な地元の病院におるとい、対策がきちっとできておるとい発表まであってほしいなという気持ちも込めまして今回取り上げてさせていただいたんですが、病院サイドの情報、どの程度まで町としては、共有というような話がありましたけれども、その都度きちっとやれておるものなのか、定期的にやっておるものなのか、その辺はいかがでしょうか、情報の共有という件に関しては。

○厚生部長（岩瀬知平君）

この件で御質問がありましたので、私、厚生病院に出かけていきまして、担当の看護師さんとお話をさせていただきました。

担当の看護師さん、町民の方がこれだけ関心を持ってみえるということにちょっと驚いているような様子でございましたですけど、看護師さんが言ってほしいということは、完全に法律どおり、マニュアルどおりに本当に厳重にやっておりますので、安心していただきたいなということをおっしゃっておられました。

また、空港から運ばれるときの体制ですけれども、実際に運ばれる訓練をやっております、そのときはもう、検疫所、保健所の職員がついて、搬送者には、完全に隔離するような箱のようなものに患者さんを入れて、それで運んで、警察に囲まれて運んでくるというような訓練をされたというふうにお聞きしておりますので、安心していいのではないかと、私は訪ねましてそう感じました。

訓練等のことにつきましては課長のほうから答えさせていただきますので、お願いします。

○健康推進課長（磯貝尚美君）

ただいま御質問がありました訓練に関してでございますけれども、訓練は、先ほど申し上げました平成21年のときに実施されたものに私どもも一緒に参加させていただいて、厳重に、いろんな防護服とか、新たに見るもの

も多かったんですけども、勉強させていただいたわけですけども、それ以外にも、先ほどの話にもありました半田保健所のところで、健康危機管理研修というのを、会議なんですけど、年に2回ほど行っております。その中に、知多厚生病院の院長を初め、それぞれ感染症にまつわる職員のほうが出席しております、新たな感染症情報の勉強会といいますか、そういった共有と、それから、それぞれの体制についての確認をし合う機会を持っております。そういったところで確認ができていますかと思いき、また、今後、改めて訓練をするところの情報も伺っております、そういったところにも参加するように呼びかけのほうがありますので、機会があれば参加していくように思っております。

○10番（山本和久君）

情報というのは非常に大事ですので、共有のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと順序が逆なんですけど、なぜこんな質問をしたかといいますと、例のエボラ出血熱がアメリカで、アフリカの汚染地域から帰られた医師の方がアメリカに着いて、潜伏期はふだんの生活をされていて発症されたというような事例があったものですから、地域の汚染なりなんなりが心配をされた方が私のほうへちょっと話が合ったものですから、これ、取り上げてみようかなと思ってやってみたんですけど、厚生病院としても、ハード面では全く問題なく、隔離が6床あって、全く隔離されていて、対応的には十分できるということで、逆に安心をしたような次第であります。

そんなことで進んでおるわけなんですけど、東日本大震災以来、想定外というのが非常にたくさん出てきます。今回のこういう事象に関しましても、想定外がいつあるかわかりませんので、万一のときに備えたしっかりした対応ができることを、そういう体制をずっと維持されることを希望しまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本和久君の質問を終わります。山本和久君、自席に戻ってください。

〔10番 山本和久君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで休憩とします。再開を10時50分とさせていただきます。

以上でございます。

〔午前10時29分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

石田君は質問をする準備をしてください。

3番 石田秀夫君の質問を許可します。石田秀夫君は質問をしてください。

〔3番 石田秀夫君 登席〕

○3番（石田秀夫君）

あらかじめ提出させていただきました通告書に基づいて質問させていただきます。

公共下水道について。

本年3月議会において公共下水道調査費が通り、調査が進んでいることと思われま。町民の話題の的になっております。

現在まで、本町においては合併処理浄化槽で対応してきています。公共下水道の必要性について、再度、町の

お考えをお伺いいたします。

壇上での質問は、これにて。

○建設部長（片岡 勝君）

石田秀夫議員の御質問にお答えをいたします。

公共下水道についてでございますが、ほかの議員さんにも、御質問にもお答えさせていただいておりますが、再度答弁を申し上げます。

本町は、東西両側に閉鎖性水域であります三河湾、伊勢湾に面し、自然豊かな町として全国に広くPRを行ってまいります。

また、町中央に丘陵地を抱え、その東西に市街地を形成している町となっております。

市街地部分については南北に細長く伸びておりまして、比較的下水道処理に適した地形をしているにもかかわらず、好条件が生かし切れず、整備がおくれている現状でございます。

愛知県内においては、下水道計画を有しながら実施に至っていない3町、設楽町、南知多町、美浜町のうちの、本町がそのうちの1町となっております。

下水道事業の効果、役割については、地方公共団体の責任として、よりよい都市環境の充実を図り、快適な水環境の確保、衛生公衆を保全することが求められていますが、これは、本町の担うべき重要な政策だと認識しております。

また、下水道整備により商業施設の進出が促進されることが見込めて、町の活性化にも寄与することを期待できております。

また、合併浄化槽に比べ手間も省け、費用も安価になり、住民の方々にとっても有利となると、このように考えております。

本町といたしましては、住民の皆様の御負担を極力軽減した事業計画をすることが事業を進める上で最も重要だとの考えに立って検討を進めているところでございます。

これまで財政的な理由で、公共下水道の推進については足踏みをしていたところでございますが、コストキャップ型の下水道の可能性が広がったことにより、ようやくことし、今年度、本格的な検討を始めることができたところでございます。このチャンスを生かすべく、下水道事業の実施の判断を行うために御予算をお認めいただいて、本年度の検討を進めているところでございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（磯部輝次君）

石田君、再質問はありますか。

○3番（石田秀夫君）

この公共下水道ということですが、広報にて、1年の余、15回にわたって、12月広報までですけれども15回にわたって説明がなされておりますね。目的、役割としたところで、公衆衛生、水洗化、水質保全という役割を本町で、よりきれいに、こういう目的を達成したいというもとに今回の事業調査が行われるということをおもっておりますが、平成26年2月号で、「今回はあくまで概算の積算で、公共下水道の導入についての検討を進める上で、本町の可能性を判定するためのものです。」と、「事業を決定するものではありません。」と町民の方に説明をしておられますが、今回、実施計画というものが出されたということですが、26年の6月ごろに住民説明を考えておられるという、3月までに調査結果を取りまとめて県へ提出するというお話を聞かせていただきました。

そういった中で、今後どのように住民説明をなされて、どのように進めていかれるのか、お伺いしたいと思

ます。

○建設部長（片岡 勝君）

今、石田議員の言われました26年ではございません。住民説明会に向けては27年の6月以降を予定させていただいております。

この内容につきましては、今、石田議員が言われましたことはもちろんのことでございますが、この下水道、再三、昨日の答弁でもさせていただいておりますが、趣旨としては、下水道整備事業によるまちづくりの効果発展を、これを期するというので、基本的には、この事業を仮に行った場合でございますが、意欲のある事業者の方が店舗進出の意欲を促進させる、あるいは、この事業、地元業者において雇用の拡充を図る、いろんな面でメリットが発生する、そういった、地域に経済活性化、まちづくりの活性化、人口減少の歯どめと、いろんなことが考えられる効果的な事業で、これを進めない手法はないということで、全力で検討、調査に入っておるのが現実でございます。

そうした中、今年度、27年3月をもって、この議会でお認めいただきました調査内容の結果を集約しまして、精査をかけた中で、時期的に27年の6月、夏場時期に地元へ出向き、詳細な説明と効果的な内容の、こういう効果がある、そういった面も重々にお知らせしながら進めていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○3番（石田秀夫君）

事業決定というものはするものではありませんという説明で26年の2月に行われておるんですけども、広報に出されておるんですけども、そういったことを進めていく上で、どこを基準と申しますか、町当局として判断されるのかということなんですけれども、再度お伺いいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

どこを基準にということでございますが、美浜町にとって効果大、そういった、人口減少の歯どめ、いろんなメリットを考えた中で、議会のほうにはもちろん提案させていただいた中で、議会の承認、並びに、先ほどから申しております地元へ出向いての町民の皆様の御了解、御納得、御協力を得てこの事業に取り組むと、そういう流れで進めていくのが本来であると、このように思っております。

○3番（石田秀夫君）

次にですけれども、内容に少し入らせていただきます。

昨日もこういう数字は同僚議員が質問をされたということなんですけれども、重複しますけれども、もう一度お願いいたします。

80%の加入率とありますが、加入率の問題、市街化区域内の人口が対象、その対象者は何人になるのかという、何人おられるのかということなんですけれども。

○建設部長（片岡 勝君）

今回、美浜町の公共下水道の計画人口といたしましては、1万7,000人を想定して進めておるところでございます。

○3番（石田秀夫君）

もう一つ、現在、本町では、浄化槽人口44.1%、みなし浄化槽人口48.3%、非水洗化が7.6%ということなんですけれども、こういった中で、これが前提となってくると思うんですけども、こういう、今、浄化槽人口の方も含めて、みなし浄化槽人口、そういった方々、広報ではいろいろと説明されておりますが、実際に理解していた

だいているのかということが1つ問題だと私は思います。どういう啓発をされているのか、より深い啓発。広報においても、合併浄化槽、それから公共下水の比較という点で出ておられましたが、みなし浄化槽についての啓発については、私は確認して見えなかったということですが、どのようにお考えですか。お伺いいたします。

○建設部長（片岡 勝君）

浄化槽の方々、今現在利用されている方々の、今度の、今、検討、調査を進めております公共下水道への、私どもは、接続を可能にできる、その手法を、いろんな形で研究調査しております。そうした中で、先ほどの話になります、住民の方々に納得のいただける、そういった内容を提示できるような形はどういうことがあるんだということを1つずつ、研究調査しております。そうした中で、先ほど、昨日も申し上げておりますが、今度のコストキャップ型の公共下水道整備がいろんな面で、住民の皆様方にとっても安価になる、メリットが大きいですと、こういうようなことは明らかでございますので、その辺をさらに精査した中で住民の皆様方に御説明をさせていただいて、その協力のほうをお願いに上がりたいと、このように思っておりますので、そういった意味を捉えていただきたいと思います。

○3番（石田秀夫君）

公共下水は安価になるということだし、ほかの面でも有利だということを進めていきたいというお考えということですが、実際に立米150円という使用料が出ているということですが、今の単独浄化槽の利用料と比較いたしましてどうなのかということがひとつ私も懸念されるところでございますが、どのように思っておられるでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

まず、下水道の観点から申しますと、再三になりますが、国、県より、そういった公共下水道が整備されていない自治体を何とか救い上げてあげたいという趣旨で、24年度に国交省の発案によりますこういった形の、もう従来の形と違う、大幅な財政を圧迫しない、そういったケースモデルでできないかということが念頭にございます。そうした中で、今、答弁にもさせていただきましたが、54市町村ある中で、愛知県下ですよ、3町、南知多、美浜、設楽、設楽については、まだ確定ではございませんが、ダム関連で公共下水道のほうを進めるといった情報を県から聞いております、したがって、残された市町村、自治体といたしましては、南知多と美浜が残っていると、こういう状況でございます。

また、先ほどから言っております、国、県の指導によりまして、何とか公共下水道の整備ということでありますので、汚水処理適正構想の中でも何とか公共下水の整備につかかっていたきたいという中で、町としても、24年度のケースの成果をいただいて、これなら我が町もいけるんじゃないかということで1つずつ進めておるものですから、今、単独・合併浄化槽が云々、下水道とどうだということではなくて、その旨で進めておるので御理解いただきたいと思います。

○3番（石田秀夫君）

私が懸念するのは、加入率の80%を前提のもとに計画がなされるという、今調査中ということですが、進める1つのシミュレーションを出されているということで、これを、加入率が低いということになりますと、ほかの面で負担が変わってくるということが発生してくる、いろいろな諸条件が変わってくると思うわけですが、そういった中で、これはどうだと、こういうことは、今、合併浄化槽が44.1%、それ以外のものはみなし浄化槽が48%もあると、ほぼ半分あると、もはやみなし浄化槽の人は、平成12年、13年以前に入れられた方ということで、まずもって早くきれいなトイレにしたいというのが願ひであったということに入れ

られたと思うんですけれども、それが合併浄化槽に法改正された。そういう中で、法改正された中で、広報にも処理能力が全然違うんだということが書かれておったわけですが、そういう入れかえとか、そういうことは進められてきたのかということ、ここに至るまでという、そういうことを思うわけですが、かわらない、かえていただけないということで、そのまま使われてきた。

そうした中で、今度は確かに、使用料は安いというよりも150円だということですが、そういった中で、ただ、環境浄化、水質保全ということで理解していただけて加入していただけるのかということが私は一番心配するところではありますが、いかがでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

加入していただけるのかどうかということですが、加入していただけるかどうかじゃなくて、これは、先ほどから説明もいたしておりますが、住民の皆様へ納得のいく形で、そういった説明をさせていただいた中で、接続のほう、こういった形で、町としてもこういう補助をつけて接続に当たって、何とか御協力を願いたいというような話になるかと思います。

80%という話でございますが、昨日も申し上げましたですけど、知多管内では既に85.6%の加入率でございます。26年度現在はさらに接続加入率がふえておると思います。

そうした中で、美浜町、80%を掲げておりますが、80%どころかそれ以上のものを目指して努力してまいりますので、議員におかれましても御理解いただきたいと存じます。

○3番（石田秀夫君）

今、比較として他市町村のお話が、数字が出ましたけれども、本町はまだ今からかかるということです。そういった中で、80%以上になることを目指して、確かに目指すんですけれども、それが、じゃ、アンケートをとってとか、じゃ、加入します、加入申込書というのを今は今確定的に回しているのかということが1つ、それで数字がわかっているということなのかということですが、今の時点ではそこまでということだと思いますけれども、そういう答弁ということですが、それ以外にも、今、抱えている問題、きのうもありましたですけど、高齢者の加入率ということで、こういうことが、確かに供用開始から3年以内に加入しなければいけないと義務づけられているということですが、本当に理解していただいて加入していただけるのか。20万から70万の接続費用がかかると。高齢者の方、今、高齢者世帯や何かでそういうものが負担いただけるのかということですが、絶対、負担していただくように、そういう策、補助金なりは考えておられるでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

接続に関しましては、今、議員の言われます20万から70万というのが一般的となっております。

そうした中で、接続に関しましては、補助金、国の補助金の効果促進事業の補助金、並びに町としてもある程度の補助金も考えて投入していきたいと。こういった中で、再三申し上げておりますが、住民の方に最大限軽減できる、そういった方策を進めておるところでございますので、住民の方に理解していただく方策で説明を上げたいと、このように思っております。

○3番（石田秀夫君）

高齢者もさることながらですけども、少子化についてということですが、ここ4年ぐらい急激に、生まれる子が減少しているという、町の住民人口の数字にもあらわれていると思うんですけども、こういったことが今後続かないようにということで下水道をとすることは言われるわけですが、こういう現象が今後予想はされるということは言えると思います。そういった中で、今回、起債がこの事業において15億9,000万円と

ということが広報で載っておるということですから、これで、元利で最終償還期間、幾らぐらいになるんでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

今、ちょっと数字のあれが反対になっておりましたが、起債のほうでございますが、54億円ですね。

○議長（磯部輝次君）

石田君、再質問はありますか。

○3番（石田秀夫君）

54億円で、償還期間が30年間。よろしいでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

起債に対する交付税を申しあげましたですけど、1つずつ申しあげますと、元金のほうで約92億、利息合計のほうで38億、これに対しまして、総務省のほうからの交付税が54億円と、こういう数字になっております。

○3番（石田秀夫君）

元金返済が92億円、利息が38億円、これに対する交付税額が54億円ということは、92から54を引けばいいという考え方でいいんですか。わかりました。

こういった中で、利息だけは引けるといふか、動いていくという、負担がかかってくるということですけども、一番懸念されるのが、先ほど申しましたように、今後、生まれてくる子の数がどういう推移をしていくのか、30年間の償還期間がある中で、こういう美浜で育てていただいた子が長い期間のもとに負担をしていくということを心配するわけですけども、私としては、償還期間をもっと短くしておくべきじゃないかなという考えは持っております。

次に、西部地域ですけども、屋敷は昔ながら広く、家と家、まばらであり、密集しているかと思えば空き家が多くなってきておるのが現状かと思えます。高齢者世帯、ひとり暮らしの方も多々おられることと聞いております。

公共下水の1人当たりの事業費、それから、合併浄化槽1人当たりの事業費の比較、長い目で見た場合においての有利性において、いろいろな町民の方がみえますが、西部地区が反対したらこの計画はどうなるかということをお伺いしたいと思えます。

○建設部長（片岡 勝君）

反対ということにならないよう、行政のほう、きっちりとした数字と広報、進め方を御理解いただいて進めていくということで、反対ということがあれば、その御意見の中でどういったことがということで、1つずつみ砕いていきたいと、このように考えております。

○3番（石田秀夫君）

今、発表されているのが、本町では、維持管理費は年間1億1,500万、それから、費用については建設期間と償還金という説明がなされているかと思えます。こういう今回の事業においても、経営は自己責任であると、国はどうしたらいいか指導はしてくれるが、採択するかどうかは地方自治体であると、国は経営責任を負う立場ではないということを聞いております。また、そのとおりだと思っております。県、国の指導、交付税が少なくなっている中での社会整備資本の資金の補助金と言われますが、経営に危険性の伴うものであれば、別の方法、手法を考えなければと思えますが、いかがでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

まずもってひとつあれしたいですけど、美浜町は公共下水道計画にもう十数年前から手を挙げておるというこ

とが事実でございます。それに対して、くどいようでございますが、従来は財政困難のために足踏みしかできないということですので、今回、こういったチャンスをいただいた中で、今、そういった国、県の指導、もちろんありますが、美浜町としても従来からやりたかったんだということをお忘れないように、ひとつお願いいたします。

○3番（石田秀夫君）

経営においては自己責任ということですが、町民の幸せ、生命の保持、財産からの税を投入してということで、しっかりと住民に説明をし、納得していただいた上で事業を進めるべきだと私も思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、石田秀夫君の質問を終わります。石田秀夫君は自席に戻ってください。

〔3番 石田秀夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月6日から12月8日までの3日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、12月6日から12月8日までの3日間を休会することに決しました。

来る12月9日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れでございました。

〔午前11時26分 散会〕

平成26年12月9日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

平成26年12月9日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 承認第6号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第2 承認第7号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第3 議案第42号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第44号 美浜町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第45号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第46号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第47号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第49号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第50号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第51号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第52号 平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第53号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 発議第10号 子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書
- 発議第11号 介護保険制度の改善を求める意見書
- 日程第16 発議第12号 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長 山下治夫君 副町長 石川達男君

教 育 長 山 田 道 夫 君
総 務 部 長 森 田 篤 君
厚 生 部 長 岩 瀬 知 平 君
建 設 部 長 片 岡 勝 君
総 務 課 長 本 多 孝 行 君
税 務 課 長 廣 澤 辰 雄 君
住 民 課 長 西 田 林 治 君
子 育 て 支 援 課 長 山 下 幸 子 君
環 境 保 全 課 長 岩 本 健 市 君
都 市 計 画 課 長 河 村 伸 吉 君

会 計 管 理 者 山 森 隆 君
企 画 部 長 榎 山 博 資 君
経 済 環 境 部 長 齋 藤 博 君
教 育 部 長 牧 守 君
防 災 安 全 課 長 天 木 孝 利 君
秘 書 広 報 課 長 谷 川 徳 寿 君
福 祉 課 長 沼 田 治 義 君
健 康 推 進 課 長 磯 貝 尚 美 君
土 木 課 長 石 川 喜 次 君
水 道 課 長 齋 藤 功 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩本修自君
局長補佐兼
議会係長 夏目明房君

[午前9時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

休会中の6日には、県内の全54市町村の代表選手がたすきをつなぐ、第9回の县市町村対抗駅伝競走大会がモリコロパークで開かれました。本町は過去最高位の5位に入賞し、素晴らしい成績でございました。

しかし、町村の部においては、1位は東浦町、今度は、2位は阿久比町、5位の我が美浜町、そして、7位に武豊でございました。知多半島の町村が本当に頑張っておるのが目立ちました。

ことは本当に冷たい雪が降っておりまして、みぞれが降り、雨が降り、本当に悪条件のもとで、各市町村からたくさんの方の応援の方が来ておりました。監督、選手の方、また、関係者の皆さんには大変御苦労さまでと言いたいと思うと同時に、来年もぜひ頑張っていたきたいと思っております。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 承認第6号 専決処分事項の報告承認について

○議長（磯部輝次君）

日程第1、承認第6号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第6号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第2 承認第7号 専決処分事項の報告承認について

○議長（磯部輝次君）

日程第2、承認第7号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

今度の補正予算、選挙に関連する予算でございますけれども、同様に最高裁判所の国民審査がありました。

私、実は5日に役場へ来た都合がありましたので、事前投票というか、させてもらったんですが、実はこの日は国民審査はまだできないという状況でしたけれども、どういう事情になっているのか説明願いたいと思えます。

○総務課長（本多孝行君）

端的に申し上げますと、法律がそのように定まっておることしかお答えできません。

国民審査法、名称はちょっと、正式なものは忘れましたが、国民審査に係る法律がございまして、それができる期日があのように定まっております、公選法でいうところの衆議院議員のほうの選挙と比べまして、期日前投票ができる期間が短いと、そういったものであります。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに。5番 山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

新聞の記事にもありましたけれども、もう少し詳しく説明してほしいんですけど、いわゆる国民審査の場合は1週間前からできないと、いわゆるほかの選挙といろいろ、参議院選挙、あるいは国政選挙の場合、重なるんですけど、そっちの日程とは簡単に言う関係ないということのようです。

きのうの新聞ですか、中日新聞にも、ほかの市町村で国民審査のことを、私と同じような格好で一回投票して、きょうはこれはできないと、改めて来なさいと、改めて行ったところで間違えて用紙を渡してトラブルがあったというような、そういう記事もありました。

私は何を言いたかったかという、法律がそうだということではなくて、中日新聞にも専門家が指摘していました。こんな2回も、せつかく投票率を上げよう、たくさんの人に投票してもらおうという形で期日前投票という制度をつくりながら、それと連動していないということは、いわゆる有権者の人、町民にとって不都合だし、無理を強いるわけですから、ぜひこれは町の選管のほうから県にも申す、あるいは国のほうにもきちっと申し入れて、きちっと住民が投票しやすい方法に変えるべきだということを申し上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

今、議員のおっしゃったようなことは新聞等にも載っておりますし、大学の専門的な方も国の云々ということをお話ししてみえるのは存じ上げておりますし、議員がおっしゃったことは間違いなくお聞きしておきたいと思っております。私どもは法に定まったものを粛々とやるということでありまして。ですが、機会があればそのような御意見があったということはお伝えすることはやぶさかではないと思っております。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

5番 山本辰見君。最後ですね。

○5番（山本辰見君）

私はたまたま投票に行き、係の方から実はきょうはということで説明を受けました。町のほうは当然、事前にこのことを知っておったと思うんですが、投票していただける町民にどういう形でPRして、報告というか、説明をしていたのでしょうか。ちょっと私たちには事前にはわからなかったことですから、その辺ではどういうPRなり対応をしていただいていたのでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

急なことですので私どももばたばたいたしました。広報みはまにはその旨はうたってあったというふうに記憶をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

また、実際、広報に載っていても知らなかったという方も、正直言って苦情のほうもいただいております。事実ではございますが、私どもとしては、一応やること自体はなるべくいろんな手段を用いてやったというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第7号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第3 議案第42号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第42号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第43号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第44号 美浜町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第5、議案第44号、美浜町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第 45 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 6、議案第 45 号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第 46 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 7、議案第 46 号、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第 47 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 8、議案第 47 号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第 48 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 9、議案第 48 号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 10 議案第 49 号 平成 26 年度美浜町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（磯部輝次君）

日程第10、議案第49号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番 山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

先日の説明会の中で、私、もしかしたら聞き漏らしたかもしれません。繰り返しになるかと思えますけど、お願いしたいと思えます。

歳入のところで、14の国庫支出金の中に補正額の総務管理費補助金2,400万、その中のがんばる地域交付金が2,600万というのがあります。そして、一番下の繰入金のところの財政調整基金繰入金3,900万、これはマイナスですけど、この2,600万というのは、歳出のほうでずっと見ていって、予算補正額の財源内訳のところにはないわけですけど、この仕組みというか、説明を受けたかもしれません、申しわけない、繰り返しになります、よろしくお願ひします、どういう形になるんでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

まず、歳入のほうにつきましては、当初予算に間に合いませんでしたので、まずのせれなかったということがございます。ですので、もちろんこうやってのせておるわけなんですけど、歳出につきましては、まず、この制度をちょっと簡単に御説明いたしますと、平成25年度の国の補正予算ということで、26年に入ってから、その前年の地域の元気交付金というのがあったと思うんですけども、あれと同様の制度で、一定の条件に合致するものについては、その額に応じて自由に使ってもらっていいものをお渡ししようという制度になります。

そういたしますと、まず、対象となるのは、国庫補助金となる事業であるということがまず第一になってまいります。いわゆる公債の発行対象であるといったこと、そういった事業がまず対象になるわけなんですけれども、そういったもので、美浜町のほうといたしましては、例えば平成26年に予定をしておりました小学校のトイレの改修ですとか、体育館の空調ですとか、それから、町道の改修といったものを、では、がんばる地域のほうの申請に充てましょうということにいたしました。

そうしますと、その事業に対して国のほうから補助は出ますし、それから、起債のほうももちろんできますし、地方交付税の算入にも有利になると。町としては非常にありがたい制度であるというふうに考えます。また、それで認められますと、その額に応じまして、財政力指数及び、その地方自治体が自腹を切った、苦勞をしたという、単純に言いますと給与を下げたということもその代表的なものと言われておりますが、それに応じた率で算出した金額を平成26年度に交付しようということになっております。ですので、がんばる地域交付金があるから新たな事業を起こすというのではなくて、既に予定していたものに充当するというふうにお考えいただければいいかと思えます。

そういった意味では、歳入のほうは今までのっていなかったのをのせたと、歳出のほうは既に予算計上していたものであるのをのっていないと、そういったことになりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに。5番 山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

そうしますと、私が最初に指摘した国庫支出金と繰入金の中の財政調整基金繰入金、そこと差しかえたような形で見ればいいわけでしょうか、ここの今回のところでいくと。

○総務課長（本多孝行君）

ざっくりとという言い方をすると大変語弊があるかもしれませんが、お金の全体の動きとしては、新たにこれ

だけ入ってきたので基金を崩さなくて済むと、そういった考え方をしても間違いではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、各担当常任委員会に付託します。

日程第11 議案第50号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第11、議案第50号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第51号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（磯部輝次君）

日程第12、議案第51号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第52号 平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第13、議案第52号、平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 議案第53号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（磯部輝次君）

日程第14、議案第53号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第15 発議第10号 子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書から

発議第11号 介護保険制度の改善を求める意見書まで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第15、発議第10号、子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書及び発議第11号、介護保険制度の改善を求める意見書の以上2件を一括議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 鈴木美代子君、説明を願います。鈴木君。

〔6番 鈴木美代子君 登壇〕

○6番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、発議第10号、子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書、この提案理由を述べさせていただきます。

提出、平成26年12月9日、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく提出者、美浜町議会議員 山本辰見であります。

提案理由を述べると同じですので、そう長い文章ではありませんので、子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書について、原文を少し読ませていただきまして、提案理由にかえさせていただきます。

子供の人口が33年連続減少しています。親世代の低賃金、長時間労働など、劣悪な労働環境とともに、子供を産み育てることにお金がかかり過ぎることが要因にあります。

子育ての大きな不安の1つに子供の病気があります。子供は病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重篤化することも多く、早期発見、早期治療を支える環境が非常に大切です。

子供が歯が痛いと言っているのに我慢しなさいと言わなければならないのがつらい、2人受診し、1人約5,000円のお金がかかるので、1人分の薬を2人で飲んでいる、アトピーでの通院をやめた、この先が不安など、必要な治療が受けられない状況です。

子ども医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になります。2001年6月、参議院本会議で採択された少子化対策推進に関する決議では、乳幼児医療制度の国庫助成など、重点的に取り組むべきと求めています。

また、各自治体で行っている現物支給による子ども医療費助成に対して、ペナルティーとして国民健康保険の国庫負担金が減額される仕組みとなっていますが、子ども医療費を無料にすることは、病気の早期発見、早期治療につながり、結果的には医療費削減につながります。現物給付による子ども医療費助成に対して、国民健康保険の国庫負担金を減額することはやめるべきです。

安心して子供を産み育てることのできる社会、全ての子供が安心して健康に生活できる環境を目指して、以下

項目を緊急に実施されるよう強く要望します。

記として、1、子ども医療費無料実家制度を……。

〔「実施制度」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木美代子君）

実施制度だね、これ。

18歳年度末まで現物支給で創設してください。

2、現物給付による子どもの医療費助成に対し、国民健康保険の国庫負担を減額しないでください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月16日、愛知県知多郡美浜町議会。

提出先、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上です。よろしくお願いいたします。

〔「もう一点」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木美代子君）

ついでにやるんだね。ごめんなさい。

続いて、発議第11号、介護保険制度の改善を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年12月9日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく提出者、美浜町議会議員 山本辰見であります。

原文がそう長くありませんので、原文を読ませていただき、提案理由にかえさせていただきます。

介護保険制度の改善を求める意見書（案）。

2014年6月18日に医療・介護総合法が成立した。そして、その中の介護保険法改正では、要支援者の訪問介護と通所介護が、市町村の地域支援事業として2017年4月までに移行することとした。また、一定所得以上の方の利用料負担を1割から2割に引き上げること、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定することとした。

これらは、介護保険でのサービス利用や施設入所を制限するものであり、また、少ない年金で暮らしている高齢者に、より一層の負担を強いるものとなる。これらにより、ひとり暮らし高齢者のひきこもり、認知症の進行、家族介護の負担増などが心配される。

また、新しい総合事業の市町村の実施に当たっては、地域でのボランティア確保を含め、市町村格差や地域格差が生ずることが予想される。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記。

1、介護要支援者に対して介護予防給付から外さないこと。

2、介護利用料の2割負担をやめること。

3、特別養護老人ホームへの入所を介護3以上に限定しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月16日、愛知県知多郡美浜町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

大変身に迫る内容ですので、よく読んで、党派に関係なく、ぜひ皆さんの御賛同をいただきたいと。よろしく

お願いします。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第16 発議第12号 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書

○議長（磯部輝次君）

日程第16、発議第12号、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 山本辰見君、説明を願います。5番 山本辰見君。

[5番 山本辰見君 登壇]

○5番（山本辰見君）

おはようございます。

発議第12号、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書。

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年12月9日提出、代表提出者として、美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者として、同僚の鈴木美代子議員です。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、子ども医療費助成、これは、ひとり親世帯への医療費助成とあわせて、子育て支援の推進施策の大きな柱となっています。また、障害者医療費助成や後期高齢者福祉医療費助成も、障害者や高齢期の医療を支える大切な施策となっています。よって、各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるように、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、既に多くの市町村が実施している子ども医療費対象年齢の拡大、精神障害者への対象疾病の拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度の適用など、愛知県の助成対象の拡充を強く求める必要があるからであります。

これは愛知県に対する意見書でございます。ぜひ、同僚議員の皆さんの賛同で意見書を県に提出できるようによろしくお願ひしたいと思います。

本文はもう一面のほうに添付してありますので、よろしくお願ひを申し上げます。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、12月10日から12月15日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、12月10日から12月15日までの6日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る12月16日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前9時32分 散会〕

平成26年12月16日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第5号）

平成26年12月16日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第42号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号 美浜町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第45号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第47号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第49号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第50号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第51号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第52号 平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第6 発議第10号 子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書
- 日程第7 発議第11号 介護保険制度の改善を求める意見書
- 日程第8 発議第12号 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書
- 日程第9 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君

13番 磯部輝次君

14番 家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

慌ただしかった選挙も終わりました。選挙結果にはそれぞれの考えがあろうかと思いますが、数におごりなく、謙虚に受けとめてもらいたいと思っております。

ことしも残り2週間余りとなりました。これから本格的な寒い季節を迎えますが、皆さん方には十分お体を御自愛いただきまして、よき新春をお迎え願いたいと思っております。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

去る12月9日提出の発議第10号並びに発議第12号の文中に字句の誤りがあったため、提出者より正誤表の配付の申し出がありました。

内容等を確認したところ、議案内容が変わることがないと判断しましたので、提出者からの申出書等の写しをお手元に配付しましたから、御確認を願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第42号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第46号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまで5件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第1、議案第42号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する

条例についてから議案第46号、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、以上5件を一括議題とします。

以上5件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

おはようございます。

総務産業常任委員会では、去る12月10日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その審査結果を報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案第42号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第46号、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての5議案につきましては、順次、審査、採決の結果、5議案全て全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、議案第45号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてで次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

行政職給料表で、別表1、別表2とある、その違いは何か、また、再任用の方で部長、課長の方はどの程度のレベルなのか、再任用も金額が変わったのかという問いがあり、別表1と2の違いは、一般行政職と技能労務職の職種の給料表の違いである、また、部長、課長で退職された方の再任用は2級でお願いしている、再任用の職員の給料は、給料表の最後に載っている、再任用の給料は上がっていないという答弁がありました。

他の4議案においては、質疑はありませんでした。

また、討論は、5議案全てではありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第42号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。よって、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに

賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第43号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第44号、美浜町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第45号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第47号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから

議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第2、議案第47号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上2件を議題とします。

以上2件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月11日午前9時より役場3階大会議室におきまして、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第47号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2議案については、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、議案第47号で、出産一時金についてもう少し詳しく説明してほしいとの質問がありました。それに対して、改正前は出産一時金は39万円だったが、厚生省の定める出産のための事故等に備えるために、損害保険に産科医が1出産当たり3万円支払うことになっている、そうしたところで出産した場合、39万円プラス3万円で42万円を一時金として支払う規定になっている、その規定のお医者さんのほうの掛金が今回、3万円から1万6,000円になったため、プラス分が1万6,000円になったため、少子化が叫ばれている今日、一時金が減ってしまう、そのため、39万円を40万4,000円にして、一時金を今までどおり42万円にするという改正であるとの答弁がありました。

また、48号については、美浜町国民健康保険税の限度額を改正する条例について質問がありました。

条例改正ということだが、単町だけでやるということかとの問いに、これは各市町村でやっているが、市町村でやるかやらないか違いがあります、今回、阿久比町はやらないと聞いています、常滑市は既に、ことしから限度額は改正しています、南知多町、武豊町でも来年度の4月からやると聞いています、このままでいくと、中間層の人に負担が重くなるという税体制になりかねないため、限度額を上げていきます、この限度額を一遍に上げないために、法的な限度額を考慮しながら段階的に上げていくという答弁がありました。

また、さらに、5年間という短期間で高くなるのはなぜかとの問いに対して、国のほうから、低所得者は安く、高所得者に対しては高く、そんな指示があります、影響を受ける人は135世帯475人、自営業でやっている方がほとんどです、所得は645万円が高収入の方たちです、また、なぜ限度額を高くするかというと、中間層から下の人たちに負担が重くなるため、それを防ぐために上げざるを得ないと考えている、税率をさわると所得の低い人たちがだんだん重くなります、今回、所得の高い人に影響があると考えますとの答弁がありました。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第47号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第49号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第49号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長の報告を願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第49号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、審査の過程において、質疑及び討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告を願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第49号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程において、歳出19ページの障害福祉サービス事業の扶助費と償還金について詳しく説明を願いたいとの問いに対して、障害福祉サービス費とは、障害者総合支援法に基づき、障害者が社会的日常生活ができるように支援をするもので、国、県、町が財源を出し合って、ホームヘルプ、居宅介護、重度の方の訪問介護、授産施設など、町には12ぐらいあります、償還金は388万2,000円ということで、障害福祉サービスの総額が2億5,000万円という高額で、国2分の1、県4分の1、町4分の1の財源ですが、少し多目にいただいていますので、25年度の決算が行われて精算するものだという答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上です。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第49号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から
議案第51号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第50号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第51号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題とします。

以上2件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長の報告を願います。

[文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇]

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第50号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第51号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の2議案については、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決しました。

審査の過程において、議案第50号で、繰入金は法定か法定外か、どんな繰入金ですかとの問いがあり、法定も法定外も全て含んだ繰入金ですと答弁がありました。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第50号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第50号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）から
議案第53号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第5、議案第52号、平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）及び議案第53号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題とします。

以上2件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 山本和久君 登壇]

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第52号、平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）及び議案第53号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）の2議案につきましては、順次、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決されました。

なお、審査の過程において、2議案とも質疑及び討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第52号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号、平成26年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 発議第10号 子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書

○議長（磯部輝次君）

日程第6、発議第10号、子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書を議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

5番 山本君。賛成、反対。

○5番（山本辰見君）

賛成討論をお願いします。

5番 山本です。おはようございます。

この発議第10号につきまして、議員の皆さん、また、事務局、議長に大変御面倒をおかけしました。私たちの下書きの段階のチェック漏れで、字句の修正、あるいは括弧書きのところが非常にまづいことになりましたけれども、きょうの最初の議長からの報告で字句の修正で認めていただきましたので、ありがとうございます。

それでは、発議第10号、子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書につきまして、賛成の立場から討論いたします。

子供の医療費無料制度は、働くお母さん方の運動を取り上げ、地方議会の運動から始まり、当初は、乳幼児医療の無料制度の充実、ここからスタートしました。

年々内容が拡充され、現在、愛知県では、通院は義務教育就学前、入院は中学校卒業までとなり、通院については各自治体が、100%の自治体が県基準を拡大し、小学校卒業までが88.9%、中学校卒業までが77.8%まで実施をし、さらに、18歳年度末までの無料化、いわゆる高校生までのところも、3つの自治体が通院を、5つの自治体で入院を無料で対応するまでに広がってきました。

愛知県は全国的に見ても先進の県でありまして、まだまだ地方によってはここまで整備されているところは少ないです。本来なら国の制度として確立されるべき内容であり、住んでいる地域により格差が出ないようにする

ことが大切でありますけれども、これまで、各自治体での議員団の活動、あるいは提案の側からではなくて議員の皆さんの協力もあり、あるいは各自治体の努力で子育てを支援する制度として拡充されてきました。

これに対して、国の行政はこれまで、消費税の増税の際も、消費税は福祉のため、子育て支援のため、高齢者の支援のためといいながら、実際には福祉分野には一部しか回らず、大企業の法人税を下げるためにほとんどが使われているのが実態であります。

この子供の医療費の無料化に関連する子供の人口減少の課題は、働き方の改善、子育て支援策、医療費の問題、あるいは働く若い世代への給料を見直し支援するなど、さまざまな施策を国として整備拡充することで解決の方向が見えてきます。

実際には、欧州のフランスでは国の制度、施策としてこれらを実現し、出生率が回復して人口がふえてきています。決して、子供の人口減少の課題、日本だけが抱えた課題ではなく、また、美浜町だけの課題ではありません。国に対してもっと、地方から、そして自治体から、声を大にして訴えるべき内容だと思えます。意見書の内容について、あえて繰り返しませんけれども、この意見書、美浜町にとっても町民にとっても何ら負担がふえるわけではありませんので、ぜひ同僚議員の皆さんの賛同を改めてお願い申し上げて、国に対して意見書の提出を実現したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で賛成討論とさせていただきます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第10号、子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書を採決します。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第7 発議第11号 介護保険制度の改善を求める意見書

○議長（磯部輝次君）

日程第7、発議第11号、介護保険制度の改善を求める意見書を議題とします。

これより討論に入ります。討論はありますか。反対討論、賛成討論。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

どうぞ、5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

発議第11号、介護保険制度の改善を求める意見書について、賛成の立場から討論させていただきます。

特にこの意見書を提出するに当たっての背景について述べさせていただき、賛成の討論とさせていただきます。

本年6月18日に地域医療介護総合法が成立し、入院ベッドの削減、軽度の要介護者の介護保険からの締め出しなど、具体化されようとしています。

引き続き2015年の通常国会には、国民健康保険制度の都道府県運営化や入院給食の原則自己負担化、保険外併用療養費制度、いわゆる混合医療という制度ですけれども、これの大幅拡大、これは、患者申し出医療、まだ仮称ですけれども、患者のほうから医者を、医療の方法を申し出る、こういう形も創設する、あるいは、保険給付対象範囲の整理、検討など、国民、患者の皆さんの負担増の医療保険制度改悪案の提出が準備されて、医療・介護難民と言われるような方の増加が懸念されます。

安倍内閣はこれまでも、戦争できる国づくりと企業が一番活躍しやすい国づくりに向けて、去る6月24日、経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太方針、また、日本再興戦略改訂、新成長戦略というようすけれども、この中では、法人税の実効税率を2割台へ引き下げる、社会保障費の毎年2,200億円という自然増を抑制する、戦略市場創造プランの1番目に国民の健康寿命の延伸として医療・介護分野を挙げ、健康長寿社会をビジネス拡大チャンスと位置づけています。企業参入によって、公的保険外のサービス産業の活性化を目指す、社会保障を抑制する一方で、医療、介護、福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。人口急減や超高齢化の克服、この名のもとに抜本的な制度改悪を打ち出し、ここに抜本的という言葉を使うのは正しいかどうかわかりません、制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は、自助自立のための環境整備、自然増を含めて聖域をなくして見直す、徹底的に効率化、適正にしていく、こういう流れであります。

私たち日本共産党議員団も毎年参加しています愛知自治体キャラバンという運動があります。これは、愛知県社会保障推進協議会や愛知県労働組合総連合などが実行委員会形式で運営している、特に福祉分野に努めて制度改善の要求運動でございますけれども、住民の暮らしを守り、改善する要求を各市町村に要請し、多くの要望を実現してきました。ここ美浜町の中でも、美浜町の職員の方々にも御協力をいただき、毎年秋口に取り組んできました。

引き続き、政府に対して、社会保障の改悪に反対し、住民の皆さんの命と暮らしを守るため、ぜひともこの意見書を同僚議員の皆さんの賛同を申し上げて国に届けたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第11号、介護保険制度の改善を求める意見書を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第8 発議第12号 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書

○議長（磯部輝次君）

日程第8、発議第12号、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書を議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

賛成討論ですね。では、6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

発議第12号、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

これは、愛知県に対して、現行の福祉医療制度の現在の水準を存続するとともに、既に多くの市町村が独自に実施している子ども医療対象年齢の拡大、精神障害者への対象疾病の拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度の適用など、愛知県の助成対象の拡充を強く求めるものです。

愛知県は全国でも有数の財源の豊かな大県であり、その財源を有効に使えば、県民の暮らし、福祉の水準を高めることができます。ところが、福祉の水準は全国都道府県の中で、事業によって違いますが、最下位に近い水準です。福祉医療制度に所得制限を導入するなど、これから研究を続けると言っています。しかし、所得制限の導入は、各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものです。これでは、県民の願いは実現できません。大県としてそれに見合った力で福祉医療制度を拡充していただきたいと、県に対して意見書を提出するものです。

同僚議員の皆さんの、多くの皆さんの賛同を得て、県に対して意見書を提出したいと考えています。お願いします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第12号、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第9 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（磯部輝次君）

日程第9、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りいたします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

平成26年第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案申し上げた承認第6号、専決処分事項の報告承認についてを初めとする14議案のいずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認いただいたことに対し、まずもって御礼申し上げます。

さて、冬本番の寒気の到来により、朝晩の冷え込みはもちろん、日中の寒さも厳しくなっております。また、インフルエンザの流行も始まったとお聞きをしております。ただでさえ慌ただしい年の瀬ではありますが、健康で前向きに過ごしてまいりたいと考える次第でございます。

議員の皆様におかれましても、体調管理に御留意の上、この時期を乗り切っていただきたい、このように思っています。そして、みんなで明るい新年を迎えることができるよう切に願いつつ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

これにて平成26年第4回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時47分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月16日

美浜町議会

議長 磯部輝次

議員 野田増男

議員 森川元晴